

第3期軽井沢町 子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

軽井沢町教育委員会

はじめに

令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月に「こども大綱」、「こども未来戦略」が閣議決定されました。全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すこととし、こどもや子育て世帯に対する支援についてより一層重要視されています。



当町においては、これまで第1期(平成27年度～令和元年度)、第2期(令和2年度～令和6年度)軽井沢町子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援事業を推進してまいりました。

本計画は、これまでの計画の内容を継承しながら、各事業の需要の見込みや新たな施策の展開における方向性を示し、子育て支援事業を総合的に推進するための指針として策定しました。

この計画をもとに、児童福祉施設、学校、民間団体ならびに地域住民の協力をいただきながら、関係機関とより一層連携をおこない、地域全体で「子育て」、「子育て」に対する意識の醸成や理解を深め「誰ひとり取り残さないまち」の実現に向けて事業を進めてまいりますので、皆さまのご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、「子育て支援に関するニーズ調査」にご協力いただいた保護者の皆さま、ワークショップやパブリックコメントでご意見をいただいた皆さま、また、会議を通して貴重なご意見を頂戴した「軽井沢町子ども・子育て会議」の委員の皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

軽井沢町長 **土屋 三千夫**

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定方法.....	6
5 子ども・若者や子育て当事者を取り巻く社会の動向.....	6
第2章 計画の基本方針	12
1 基本方針	12
2 計画の視点.....	13
3 施策体系	15
4 計画の推進.....	16
第3章 子ども・子育て支援の概況	17
1 人口、就労状況.....	17
2 教育・保育施設の現状.....	20
3 保護者アンケートの主な結果.....	22
Ⅰ 就学前児童のいる保護者アンケート	23
Ⅱ 小学生のいる保護者アンケート.....	44
4 子どもワークショップの結果.....	58
第4章 子ども・子育て支援事業計画	70
1 教育・保育提供区域.....	70
2 教育・保育の量の見込みと提供体制.....	71
3 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	73
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進	81
第5章 基本施策の展開	82
1 子育てを支える地域のつながり(多様性を活かす).....	82
2 親子の健康と成長を守るつながり(親子がいっしょに)	83
3 町の特徴を活かしたつながり(子どもたちが主体)	85
4 働きやすさ、育てやすさのつながり(時代のニーズへの対応).....	87
5 子どもが安心できるつながり(安心の子育て)	88

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度より全国の自治体で子ども・子育て支援新制度に基づく事業が始まりました。

その後、国は平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」において「ニッポン一億総活躍社会の実現」という将来像を打ち出し、働き方改革、外国人就労の機会拡大、女性活躍社会の推進等の経済振興とそれを支える子育て支援策を一体的に推進するため、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化を導入しました。

出生率の低下などによる急速な少子高齢化の進展、児童虐待事案の発生、子育て中の親の社会からの孤立、相対的な貧困状態にある子どもたちの存在など、様々な問題がクローズアップされてきました。

子ども・子育てをめぐる問題が複雑化・多様化している中、軽井沢町（以下、「当町」という。）では、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年度～令和6年度を計画期間とする「第2期軽井沢町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応する支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

この度、第2期計画の完了を迎えることから、コロナ禍などによるライフスタイルの変化に伴う当町の人口構造の変化、移住人口の増加など、第2期計画にあたる5年間の動向は大きな変化のあった期間であり、第2期計画の成果目標を振り返り見るにあたり、こうした社会的な動向を考慮しつつ、第3期計画の策定を行います。

特に、こども基本法及びこども大綱などの考え方に則り、小学生（低学年、高学年）を対象としたワークショップを実施し、子どもたちの意見を整理し、計画に反映しました。

また、幼児教育・保育の無償化、誰でも通園制度といった新しい制度をも考慮し、子育てをしている母親たちの意見を聞くなど、子ども・子育て支援事業のニーズを整理し、次の5年間の事業提供体制と取組を進める計画として「第3期軽井沢町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

住民・関係団体・企業等と協力・連携し、本計画に基づき、より質の高い教育・保育の提供とともに、全ての子どもが健やかに成長するための子育て環境づくりに取り組みます。

2 計画の位置付け

【法的根拠】

本計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）を踏まえ、同法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当します。また、本計画は、第2期計画に引き続き、「次世代育成支援対策推進法」の一部改正（平成27年4月1日施行）において市町村の努力規定として定められた「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。

【関係法令と計画の紐づけ】

法令	国	長野県	軽井沢町
こども基本法	こども大綱 こどもまんなか実行計画	こども計画 （長野県子ども・若者支援総合計画を位置づけ）	こども計画 （策定は努力義務）
子ども・子育て支援法	教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針	長野県子ども・子育て支援事業計画	軽井沢町子ども・子育て支援事業計画 （次世代育成支援行動計画を含む）
次世代育成支援対策推進法	行動計画策定指針	都道府県行動計画 （長野県子ども・若者支援総合計画に包含）	
児童福祉法	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	長野県障がい者プラン （障害福祉計画・障害児福祉計画を包含）	軽井沢町障がい福祉計画・障がい児福祉計画
子ども・若者育成支援推進法	子供・若者育成支援推進大綱 （こども大綱に一元化）	長野県子ども・若者支援総合計画 1. 全ての子ども・若者の健やかな育成 2. 困難を有する子ども・若者やその家族への支援 3. 子ども・若者の成長のための社会環境の整備 4. 子ども・若者の成長を支える担い手の養成 5. 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	こども計画 （策定は努力義務） ※子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策、少子化社会対策を含めた計画とする事となっている。
子どもの貧困対策の推進に関する法律	子供の貧困対策に関する大綱 （こども大綱に一元化）	子どもの貧困対策計画 子どもの貧困対策に関する基本的な方針 子どもの貧困に関する指標 （長野県子ども・若者支援総合計画に包含）	
少子化社会対策基本法	少子化社会対策大綱 （こども大綱に一元化）	行動計画 少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針 （長野県子ども・若者支援総合計画に包含）	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針	自立促進計画	ひとり親家庭における、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策について、子ども・子育て支援事業計画との連動

【計画と主な対象】



【子ども・子育て支援法 第2条(基本理念)】

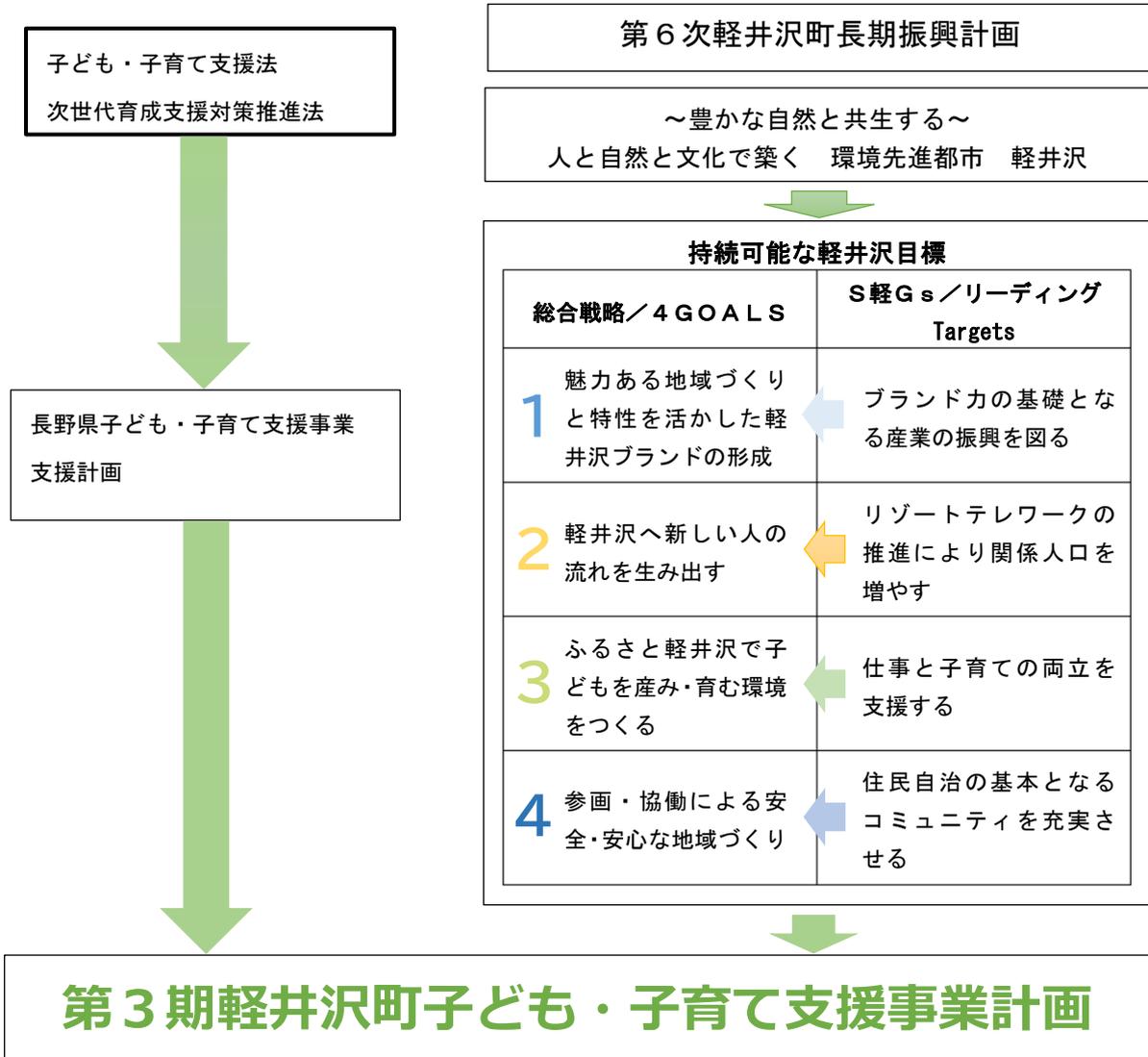
- 子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野においてその役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。



【当町における位置付け】

当町では、町政の最上位計画である「第6次軽井沢町長期振興計画」のビジョンと持続可能な軽井沢目標に加え、5つの基本政策を踏まえ、長野県子ども・子育て支援事業支援計画、関連分野の計画・方針との整合と連動を図ります。

【当町における位置付け】



【参考】「第6次軽井沢町長期振興計画」の概要

まちづくりの理念	～豊かな自然と共生する～ 人と自然と文化で築く 環境先進都市 軽井沢	
計画期間	令和5年度（2023年度）～令和14年度（2032年度）	
基本方針		
基本政策1	未来に希望をもてるまちづくり	
基本政策2	環境に配慮したまちづくり	
基本政策3	快適でにぎわいのあるまちづくり	
基本政策4	誰ひとり取り残さないまちづくり	
基本政策5	協働とパートナーシップのまちづくり	
将来人口		令和14年度（2032年度）
		20,700人
持続可能な軽井沢目標 ～S軽Gs～ リーディング Targets	ブランド力の基礎となる産業の振興を図る	
	リゾートテレワークの推進により関係人口を増やす	
	仕事と子育ての両立を支援する	
	住民自治の基本となるコミュニティを充実させる	

3 計画の期間

本計画の期間は令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間です。
 なお、計画期間中に大幅な法制度の改正や社会状況の大きな変化が生じた場合、必要に応じて見直すこととします。

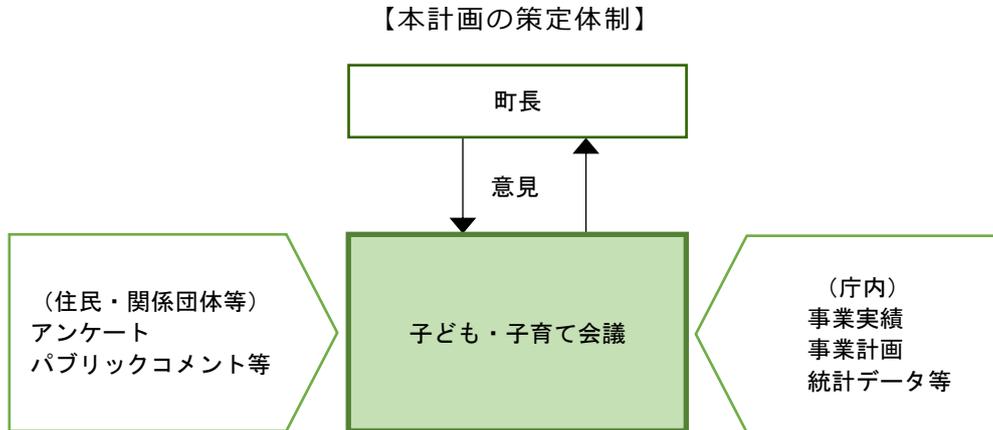
【子ども・子育てに関連する計画の期間】

	平成17年度～ 平成21年度 (2005～2009)	平成22年度～ 平成26年度 (2010～2014)	平成27年度～ 令和元年度 (2015～2019)	令和2年度～ 令和6年度 (2020～2024)	令和7年度～ 令和11年度 (2025～2029)
次世代育成支援行動計画（前期）	▶				
次世代育成支援行動計画（後期）		▶			
子ども・子育て支援事業計画			▶		
第2期子ども・子育て支援事業計画				▶	
第3期子ども・子育て支援事業計画					▶ 本計画

4 計画の策定方法

【子ども・子育て会議の設置】

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条（合議制機関の設置）に基づき、「軽井沢町子ども・子育て会議」において事業計画に関する協議を行いました。



【住民意向の把握】

保育所（園）、幼稚園及び放課後子ども教室の利用状況及び今後の利用意向、子育て環境に関するアンケートを就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象に実施しました。

5 子ども・若者や子育て当事者を取り巻く社会の動向

国は、子ども・若者や子育て当事者を対象とした施策として、「少子化社会対策基本法」（平成 15 年法律第 133 号）、「子ども・若者育成支援推進法」（平成 21 年法律第 71 号）及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号）に基づき、その充実に取り組んできました。

また、子どもの権利擁護のための児童虐待防止対策の強化、市町村及び児童相談所の体制強化、社会的養護における里親等委託の推進、家庭や養育環境の支援の強化を行う「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）等の改正、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）に基づく未然防止・早期発見・早期対応の取組や SNS 等を活用した相談体制の整備など、子どもや若者、子育て当事者への支援についても充実を図ってきました。

一方で、出生数の減少は予測を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めが掛からない状況にあり、2023 年の出生数は 75 万 8631 人で、令和 5 年 9 月に発表された合計特殊出生率は 1.26（2022 年）と 7 年連続で低下となりました。

こうした状況の中で、令和 5 年 4 月にこども基本法が施行され、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定、子ども等の意見の反映などを定めました。

国は、こども基本法に基づき、「こども大綱」（令和5年12月）を閣議決定するとともに、令和6年5月31日、こども政策推進会議において、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した「こどもまんなか実行計画2024」を決定しました。

子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て環境の整備を図るとともに、子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減、ワーク・ライフ・バランスへの取組の推進により、多様なライフスタイルにあった子育て環境の整備された社会を実現し、子育てをする若い世代が将来に明るい希望・展望を持って、子育てを行うことが望まれます。

近年は、コロナ禍により、友達や子育てをしている親同士のつながりの希薄化、集団での体験活動が減少するなど、子育て家庭をめぐる様々な課題は、複雑化かつ深刻化しています。

他方、子育て分野におけるICTやAI等の適切な活用など技術革新などによる生活様式や就業形態の転換期にあたる時代のなかで、軽井沢町の特色を活かした多様なアプローチにより、子ども・子育て支援の在り方について柔軟な対応を検討して行く必要があります。

【子ども・子育て支援新制度に基づく事業】

平成27年度より幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、新たな支援の取組が施行されています。

■子ども・子育て支援給付（3つの給付）

認定こども園、幼稚園、保育所への施設に対する給付

（平成27年4月より前は、別々に財政支援されたものが共通化された）

種類	事業の対象
（ア）施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
（イ）地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
（ウ）児童手当	保護者等

※（ア）施設型給付、（イ）地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき給付を受ける資格を有することを認定（下記）したうえで給付する（子ども・子育て支援法第19条）

給付に関して、下記3つの認定区分が設けられ認定を行う。

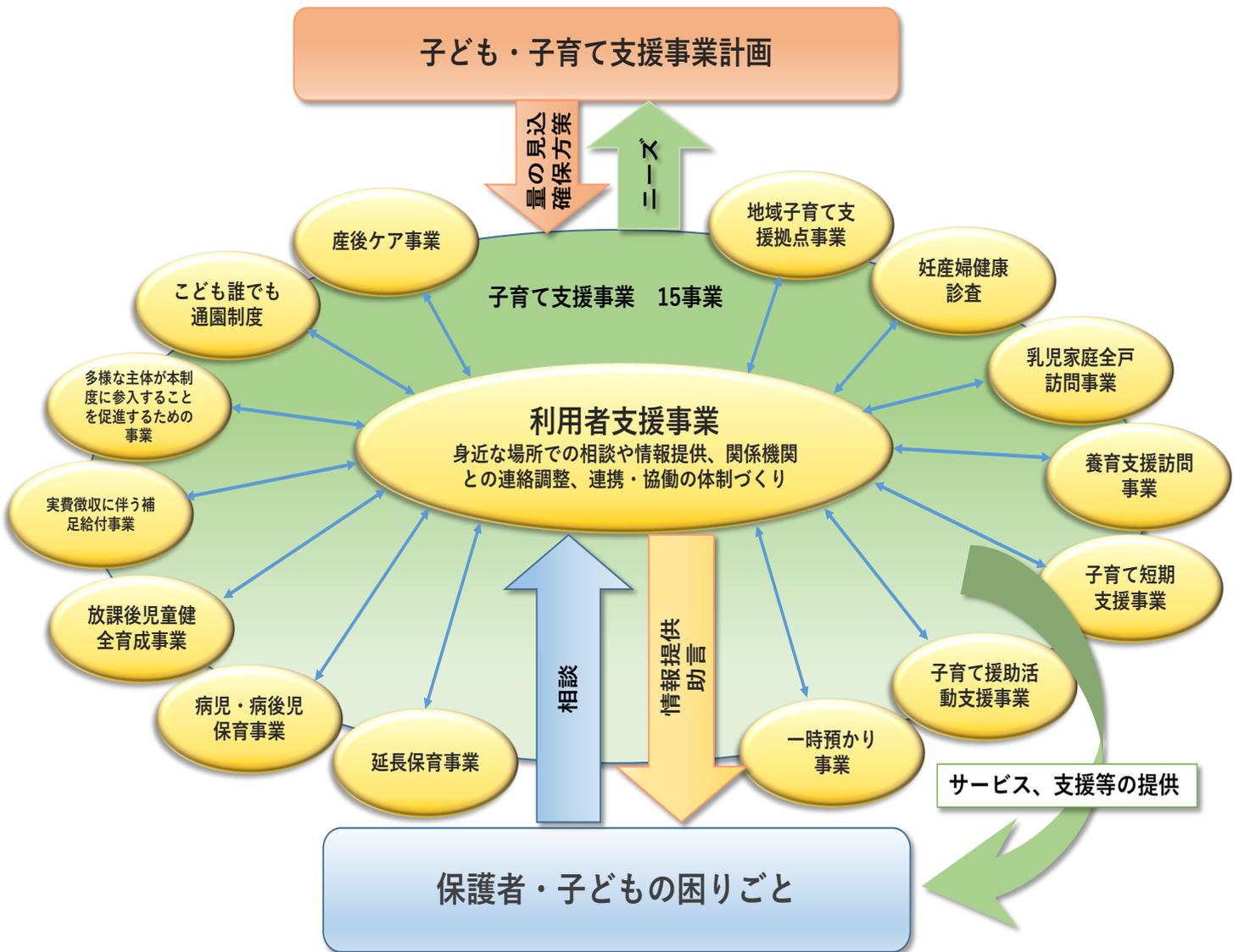
区分	年齢	認定区分	主な利用施設
1号認定	3～5歳	教育認定	幼稚園（新制度移行）
2号認定	3～5歳	保育認定	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育認定	保育所、認定こども園、地域型保育

■ 子ども・子育て支援事業（15事業）の概要

事業名	概要
(1) 利用者支援事業	<p>子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設（幼稚園、保育所等）や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。小学校就学前の子どもの子育て家庭を基本としつつ地域の实情に応じて柔軟に運用される必要があり、対象となる子どもとその保護者・家庭についても対象者としている。</p> <p>国は、「利用者支援事業ガイドラインについて」（平成26年10月6日）を廃止し、新たに利用者支援事業ガイドライン（令和6年3月30日）を策定。利用者支援の機能を拡充・強化するために、地域連携によるネットワークを構築し、状況に応じて不足している社会資源を開発していくことにより、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業であるとしている。</p>
(2) 地域子育て支援拠点事業	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供</p>
(3) 妊産婦健康診査	<p>妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施し、必要に応じた医学的検査を実施する事業</p>
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業</p>
(5) 養育支援訪問事業	<p>養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業</p>
(6) 子育て短期支援事業	<p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業</p>
(7) 子育て援助活動支援事業	<p>乳幼児や小学生などの保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業</p>
(8) 一時預かり事業	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p>
(9) 延長保育事業	<p>保育認定を受けた子どもについて、通常利用時間以外において、保育所などで保育を実施する事業</p>
(10) 病児・病後児保育事業	<p>療養期間中にある児童（病児）及び回復期にある児童（病後児）について看護師等が一時的に保育などを実施する事業</p>
(11) 放課後児童健全育成事業	<p>保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図る事業</p>

● 第1章 計画の基本事項 ●

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業	保護者の所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具や行事への参加に要する費用などを助成する事業
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業
(14) こども誰でも通園制度	保育所などで乳児または幼児（満3歳未満）の者に適切な遊びや生活の場を与え、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況、教育環境を把握するための当該保護者との面談並びに子育てについての情報提供、助言、その他の援助を行う事業
(15) 産後ケア事業	出産し退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業



図：子ども・子育て支援事業計画と子ども・子育て支援事業の関係

【参考】第1～3期計画期間における国の主な動向

平成 27 年	少子化社会対策大綱の改定（3月）（平成16年、22年に続く、今回3回目）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針 ● 5つの重点課題への取組
平成 28 年	子ども・子育て本部の設置（4月）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣府に、少子化社会対策大綱の推進、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のための組織を新設。本部長は内閣府特命担当大臣（少子化対策）
平成 29 年	ニッポン一億総活躍プランの策定（6月）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「一億総活躍社会」の実現に向けた10年間のロードマップ 目標① 希望出生率1.8の実現、目標② 介護離職ゼロの実現、目標③ 国の代表的な経済指標である名目GDP（国内総生産）600兆円の実現
	児童福祉法の一部改正（10月から段階施行） <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもを児童福祉の対象から児童福祉を受ける「権利主体」に転換（子どもの権利条約を準拠） ● 市町村に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）設置の努力義務を規定 ● 児童虐待防止対策の強化
平成 30 年	子育て安心プランの公表（6月）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 待機児童の解消：遅くとも、令和2年度末までに全国の待機児童の解消が目標 ● 5年間で「M字カーブ」を解消：平成30年度から令和4年度末（2022年度末）までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受皿を整備（※新しい経済政策パッケージでは、令和2年度末（2020年度末）までに前倒しで整備することとした）
令和元年	新しい経済政策パッケージの策定（12月）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化に立ち向かう「人づくり革命」と「生産性革命」をパッケージとする経済政策 ● 「人づくり革命」は、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化等、2兆円規模の政策を盛り込み、社会保障制度を高齢者中心から全世代型に改革 ● 施策の財源として、令和元年10月の消費税率10%への引上げによる財源の活用、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額
令和 4 年	子ども・子育て支援法一部改正（4月施行）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主拠出金の率の上限引上げ ● 事業主拠出金の充当対象の拡大 ● 市区町村の待機児童解消等の取組への支援（都道府県の協議会設置等）
令和 5 年	子ども・子育て支援法一部改正（10月施行）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児教育・保育の無償化
令和 6 年	子ども・子育て支援法一部改正（6月施行）
	<ul style="list-style-type: none"> ● こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備
令和 7 年 （予定）	全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設
令和 8 年 （予定）	子ども・子育て支援法一部改正（10月施行）
	<ul style="list-style-type: none"> ● ヤングケアラーに対する支援の強化 ● こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策の実行 ● 共働き・子育ての推進に資する施策の実施に必要な措置 ● 子ども・子育て支援特別会計の創設
令和 7 年 （予定）	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設 ● 「こども誰でも通園制度」を子ども・子育て支援事業に位置付け ● 産後ケア事業の提供体制の整備（子ども・子育て支援事業に位置付け） ● 経営情報の継続的な見える化の実現 ● 子ども・子育て拠出金にかかる見直し ● 出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設 ● 子ども・子育て支援特別会計の創設
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「こども誰でも通園制度」の給付化 ● 子ども・子育て支援金制度の創設 ● 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除措置の創設

【長野県の動向】

長野県では、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」を平成27年4月1日より施行し、全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会を実現する社会の実現を目指しています。

本計画に関連するものとして、県内自治体における子ども・子育て支援事業の円滑な実施を支援するため、「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定しました。令和元年度には「長野県第2期子ども・子育て支援事業支援計画」（令和2年度から令和6年度までの5年間の計画）を策定しています。

【参考】「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」の抜粋

前文

子どもは、社会の宝であり、一人一人がかげがえのない存在である。

子どもは、一人の人間として、その命や人格が大切にされ、社会の一員として豊かに育つことができるよう、その人権が守られなければならない。子どもが、生まれた時から持っている育つ力を発揮して能動かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく成長していくことができるよう、大人は、子どもの力を信じ、支えていく必要がある。

長野県には、地域で子どもを大切に育ててきた伝統と取組があり、多くの子どもは、大人に見守られながら健やかに成長している。

（中略）

ここに、子ども支援に関わる全ての者が連携協力して、子どもと子どもの育ちを支える人を支援することにより、未来を担う子どもの幸せを最大限に尊重し、ひいては全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第1条（目的）

この条例は、子ども支援に関し、基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とする。

第3条（基本理念）

子どもへの支援は、子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことなく安心して生きていくことができるよう、その人権が尊重されることを旨として行わなければならない。

2 子どもへの支援は、子どもが、その成長段階に応じ、学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明することなどにより主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行わなければならない。

3 子どもへの支援は、子どもが相互に人権を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行わなければならない。

4 子どもの育ちを支える者への支援は、その者がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになることを旨として行わなければならない。

5 子ども支援は、県、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、県民等が各々の役割を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行わなければならない。虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、何人も、虐待を決して行ってはならず、また、許してはならない。

第2章 計画の基本方針

1 基本方針

大地に根をはり 健やかに育つ軽井沢の子どもたち

未来に希望をもち、豊かな自然環境に配慮した地域社会の中で、
子どもたちが健やかに育ち、誰ひとり取り残さないまちづくり

当町は、第1期計画の基本方針に『大地に根をはり たくましく伸びる 軽井沢の子どもたち』を定め、「豊かな自然とあたたかい地域社会の中で、子どもたちが健やかに育ち、自らの手で人生を選び取れるまち」を掲げ、第2期計画もこの基本方針を踏襲する形で、その実現に取り組んできました。

これからの社会は少子化や家族のあり方の多様化が一段と進み、これまで以上に全ての子どもへの権利の尊重が求められます。

また、予期せぬ危機が社会の在り方や就労の在り方を変える事態に遭遇することを考慮し、行政、家庭、学校、地域、企業等、住民との関わり、次代を担う子どもがこの町で、健やかに成長できる環境をさらに向上することがますます重要になってきます。

こうした認識に立ち、本計画の基本方針は第1期及び第2期の考え方を踏襲しつつ、第6次軽井沢町長期振興計画の基本政策に即し、「未来に希望をもち、豊かな自然環境に配慮した地域社会の中で、子どもたちが健やかに育ち、誰ひとり取り残さないまちづくり」と思える子育て環境を目指し、子どもたちの身体の健康、心の健康を維持し、健やかに育つ子どもたちの声があふれるまちづくりを目指すこととします。

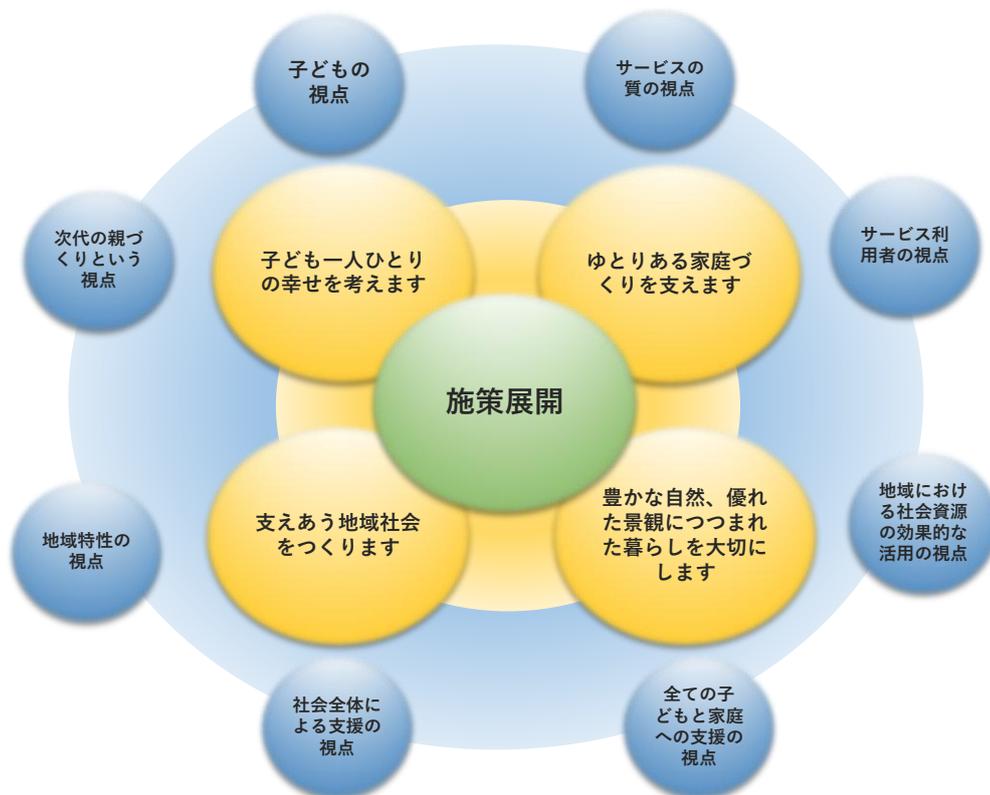
2 計画の視点

子育てへの不安解消、子育てと仕事の両立、子育ての経済的負担軽減等を目指し、本計画の策定にあたっての「基本的な視点」として下記の8項目を掲げます。

基本的な視点

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親づくりという視点
- ③ サービス利用者の視点
- ④ 社会全体による支援の視点
- ⑤ 全ての子どもと家庭への支援の視点
- ⑥ 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- ⑦ サービスの質の視点
- ⑧ 地域特性の視点

本計画でも第2期計画を継承し、町独自の価値観として、あらゆる施策・事業を展開する際の視点を次のように定めます。



図：施策展開における視点

『子ども一人ひとりの幸せを考えます』

子ども一人ひとりの人権が十分に尊重され、幸せに育つことが保障されなければなりません。親や社会から尊重され、自らをかけがえのない存在と知った子どもは人権を尊重できる人間へ成長します。

また、子どもは本来、自ら伸びようとするたくましい力を持っています。その力を損なうことなく、成長・発達の段階や年齢、心身の状態、それぞれの家庭の状況に応じた、社会的な保護が必要とされています。

子ども自身が将来に夢を持ち、ハードルを乗り越える力を育み、それぞれが自立できる環境づくりを進めます。

『ゆとりある家庭づくりを支えます』

家庭は子どもにとって、やすらぎであると同時に初めて接する社会でもあり、重要な役割を持っています。

子育ての基本は家庭であり、食事をはじめとする生活習慣の基礎から、ルールを守ることや責任を果たすことの大切さを、しっかりと伝えていく必要があります。このため、子育て・子育てを家族全員で助けあいながら、ゆとりある家庭づくりを支援します。

『支えあう地域社会をつくりまします』

子どもの意識や行動は、社会の鏡でもあります。子どもの問題を検討する前提として、大人社会の問題解決が必要であることを忘れてはなりません。特に、地域には子育ての重要な役割があります。

危険な時の保護や愛情のこもった子育てや支援がスムーズに行われるためには、子どもと大人の信頼関係の確立等、地域の教育力の向上が必要です。

子育て支援に関わる地域の人たちがそれぞれの役割を果たしながら、子どもがいきいきと学び、遊び、誰もが安心して暮らせ、やさしく認め合える、心あたたかい地域社会づくりを支援します。

また、当町は国際的な観光・リゾート地としての特性を持っており、母親を含めた働く女性が多い地域です。通常は親子のふれあいの時間が多く確保できる夏期や休日等が観光・リゾート産業の繁忙期と重なることから、保育サービスの提供や子育て支援、親子のふれあいの確保については、地域ぐるみで子育て世帯を支援できる仕組みを育てていくことを目指します。

『豊かな自然、優れた景観につつまれた暮らしを大切にします』

わが国を代表する国際的な保養地として発展してきた当町の大切な財産である豊かな自然環境や景観は大きな地域の魅力であるとともに、子どもの健やかな心身を育む貴重な資源でもあります。

子どもは保護者や家族によって育てられると同時に、親たちもまた、地域の環境によって成長を続けるといえます。

このため、子育て・子育て、そして親育ちといった、「人間形成」にとって望ましい環境を将来にわたって保ち続けることも子ども・子育て支援に向けた重要な課題としてとらえ取り組んでいきます。

3 施策体系

基本方針		
大地に根をはり 健やかに育つ 軽井沢の子どもたち		
	項目	施策・事業
基本 施策 の 展 開	1 子育てを支える地域のつながり（多様性を活かす）	(1) 地域みんなで子育てを推進 (2) 居住者の多様性を活かした地域子育て活動の展開 (3) 様々な世代、芸術、スポーツを通じた交流とふれあい
	2 親子の健康と成長を守るつながり（親子がいっしょに）	(1) さまざまな要請に応える情報提供と相談支援を充実する (2) 妊娠から産後の親子の健康づくりをサポートする (3) 障がいの有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり
	3 町の特徴を活かしたつながり（子どもたちが主体）	(1) 自由に遊び・好奇心を満たす子どもの居場所を整備する (2) 「こぶし教育」の理念による小・中学校教育を充実する (3) 多様な人々とふれあい、学び、いきいきと活動する
	4 働きやすさ、育てやすさのつながり（時代のニーズへの対応）	(1) 多様な保育ニーズに対応した保育サービスの対応 (2) ライフスタイルの多様化に合わせた子育てしやすい就労環境 (3) 親の不安の解消や孤立化を防止する支え合いと自立の促進
	5 子どもが安心できるつながり（安心の子育て）	(1) 子育てしやすい住環境を確保する (2) 地域で守る安全な子育て環境を整備する
子ども・子育て支援事業計画	1 教育・保育提供区域	
	2 教育・保育の量の見込みと提供体制	(1) 子どもの人数の見通し (2) 教育・保育の量の見込みと確保方策（提供体制）
	3 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊産婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業） (6) 子育て短期支援事業 (7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象） (8) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育 (9) 延長保育事業 (10) 病児・病後児保育事業 (11) 放課後子ども教室（放課後児童健全育成事業） (12) 実費徴収に伴う補足給付事業 (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (14) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） (15) 産後ケア事業
	4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的、提供等の推進	(1) 産後の休養及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携 (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

4 計画の推進

<庁内関係部局との連携>

本計画に基づく子ども・子育て支援を着実に推進するため、保健・福祉分野に関連する部局を中心に、教育、環境、まちづくり等、庁内の幅広い分野における関係各課との連携を図ります。

<子ども・子育て会議による進捗管理>

本計画の施策・事業の進捗状況については、毎年度、担当課においてとりまとめます。

子ども・子育て支援法第 77 条（合議制機関の設置）に基づき設置している「軽井沢町子ども・子育て会議」において、毎年度、施策・事業の進捗状況の評価を行い、必要に応じて改善案を協議します。

<計画の普及と全町的な取組の促進>

本計画の目標及び施策内容、毎年度の施策・事業の進捗状況等について、各種広報を通じて住民に広く情報提供します。また、住民との会合等の機会を通じて子ども・子育て支援の取組の普及と促進を図ります。

<子ども関連組織・団体のネットワーク化促進>

町内にある子どもに関わる組織や団体について、その活動内容等を詳細に把握し、事業を展開する上で連携を図りやすい体制をつくるために情報の整理を行い、共有化を図ります。

また、教育や療育等、子どもに関わる人材育成を目指し、研修の充実や研究活動の支援に努め、協働の取組を展開します。

第3章 子ども・子育て支援の概況

1 人口、就労状況

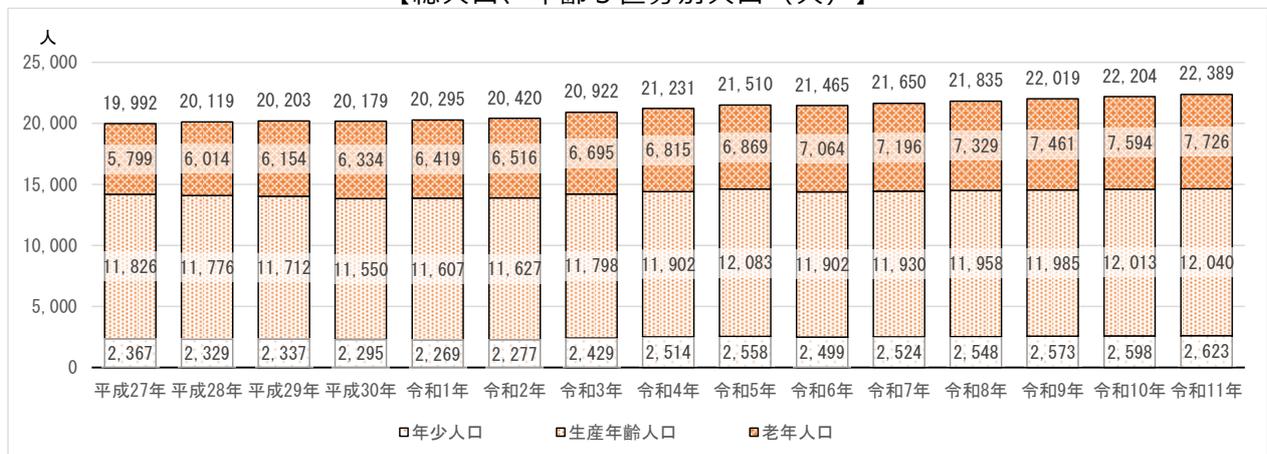
(1) 人口の動き

当町の総人口は、平成27年から僅かながら増加していましたが、令和3年以降急増傾向にあります。この中で未就学児と小学生を含む年少人口（0～14歳）、子どもの保護者を含む生産年齢人口（15～64歳）は少しずつ減少していましたが、令和3年以降増加に転じています。

こうした中でも、少子高齢化の流れは今後とも続くことが予測されます。

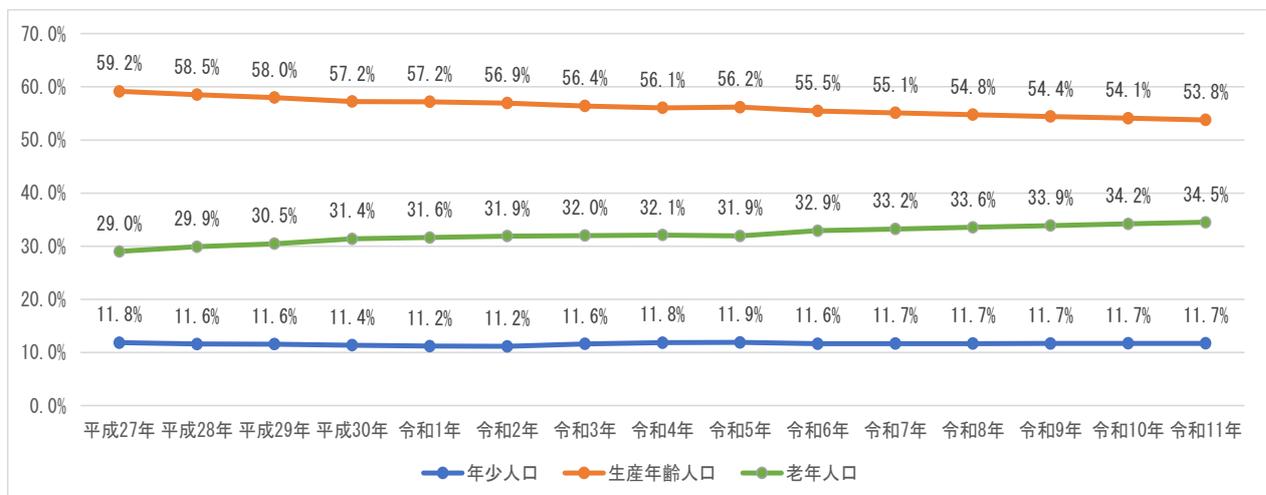
平成27年からの実績に基づく将来人口予測では、総人口は増加するものと考えられます。

【総人口、年齢3区分別人口（人）】



（総務省住民基本台帳／各年1月1日）

【年齢3区分別人口割合（％）】

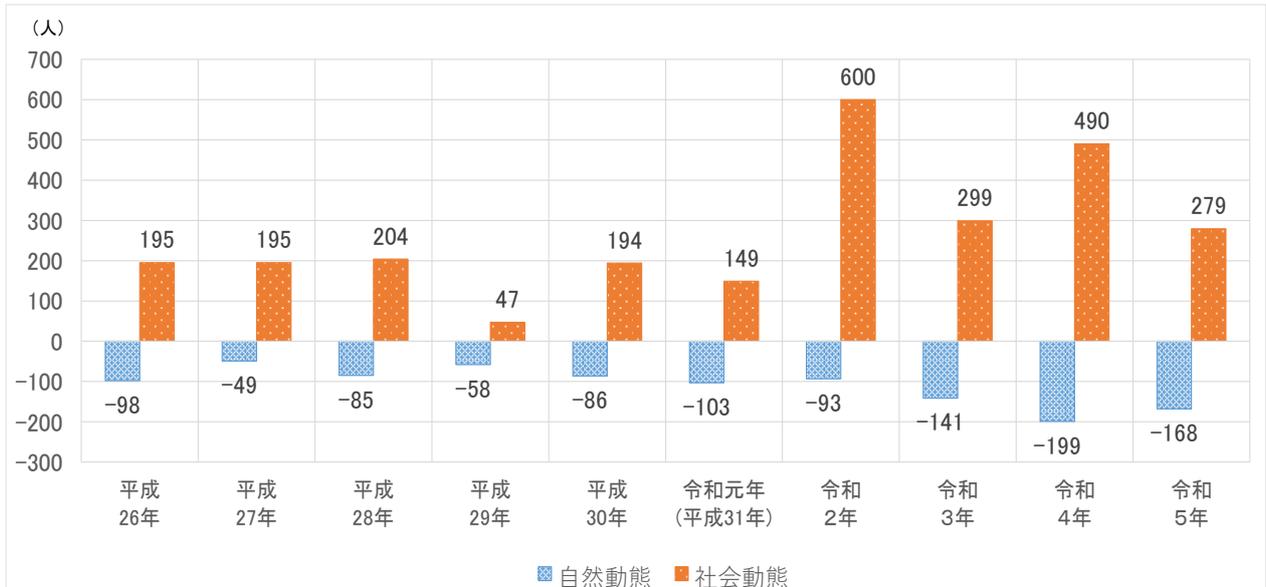


（総務省住民基本台帳／各年1月1日）

(2) 人口動態、出生の動き

平成26年からの人口動態を見ると、社会動態は毎年、転入が転出を上回る“社会増”で推移しています。特に、令和2年以降の転入人口の増加が顕著ですが、自然動態は一貫して、出生が死亡を下回る自然減となっています。

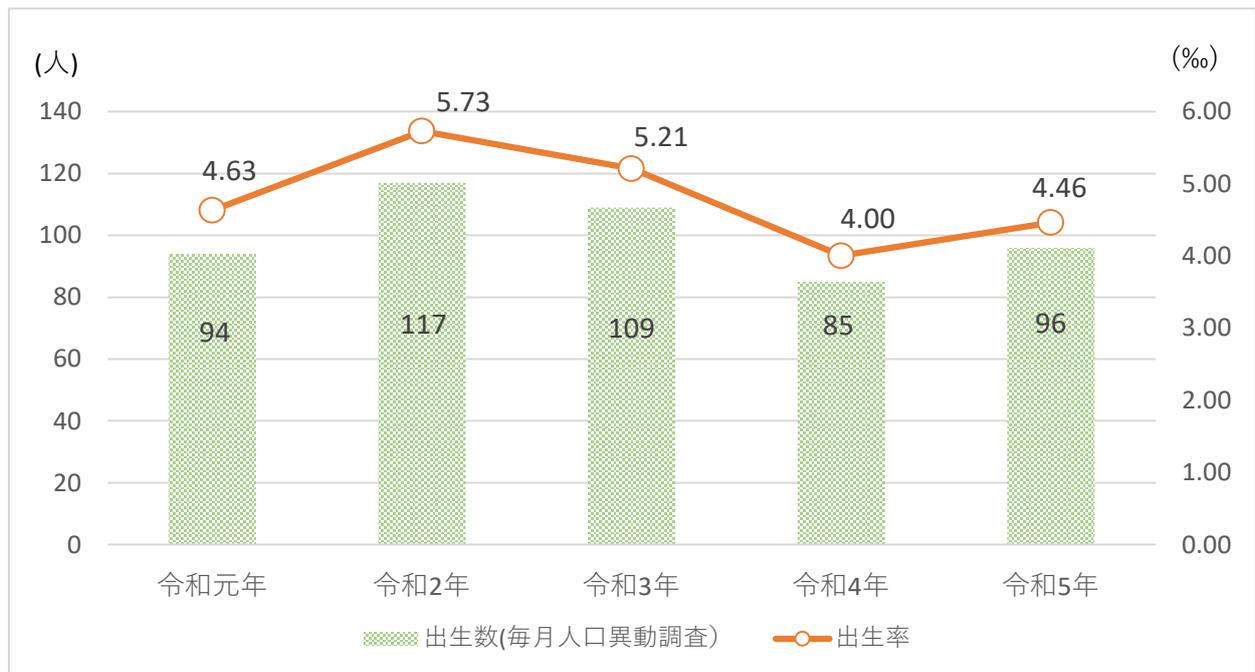
【人口動態（人）】



(総務省住民基本台帳／軽井沢町の統計)

令和元年から令和5年の年間出生数は80人～110人台であり、ほぼ横ばいの傾向です。

【出生数（人）、人口千人あたり出生率（‰）】



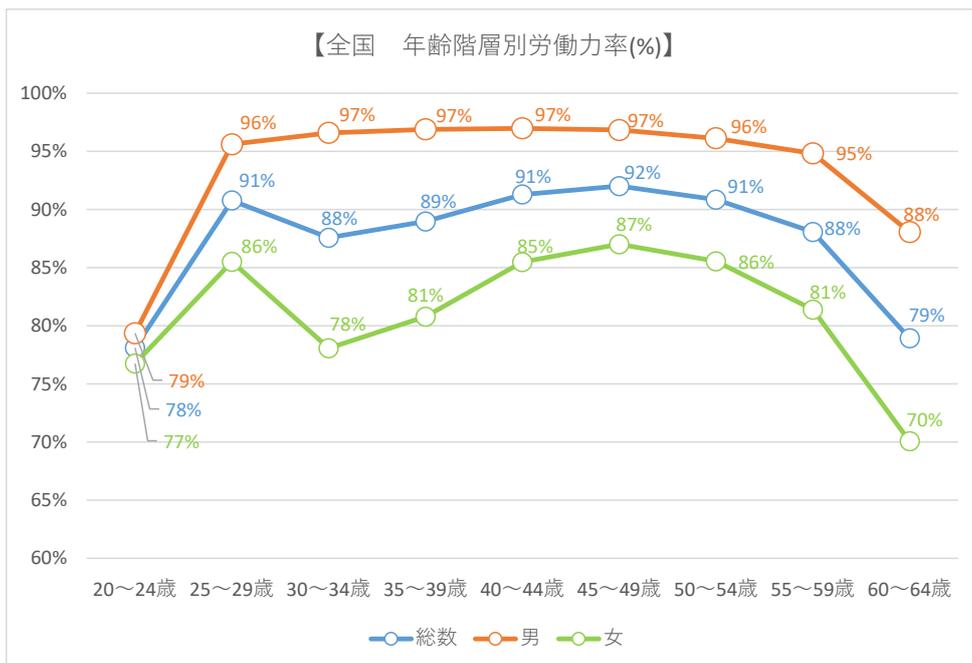
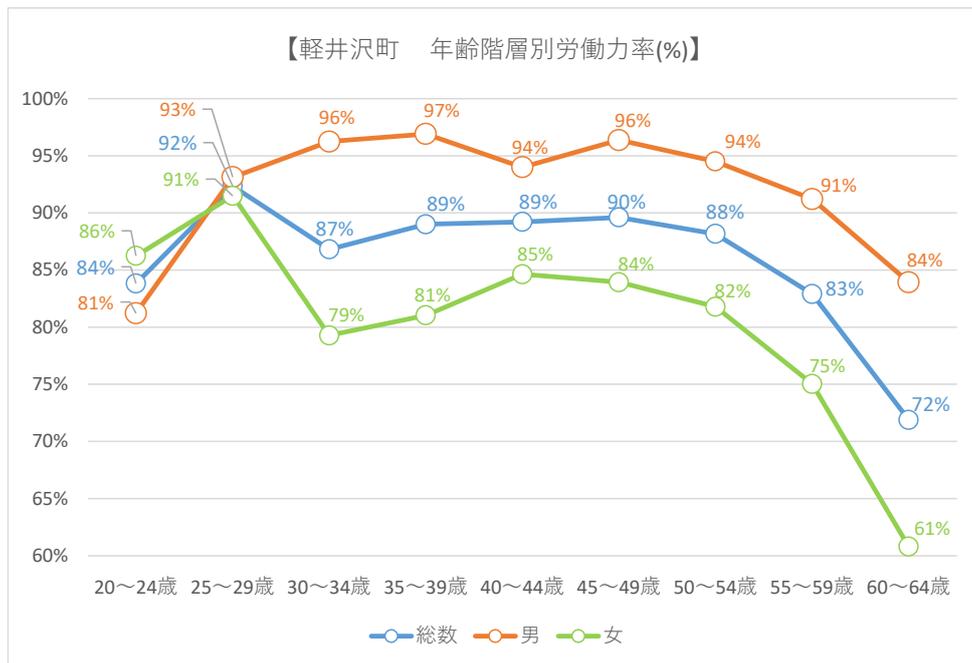
(総務省住民基本台帳／軽井沢町の統計)

(3) 就労状況

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚や出産期にあたる年齢に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」となることが知られています。

当町の女性労働力率（令和2年国勢調査）は30～34歳で低下し、「M字カーブ」の軌跡をたどりますが、35～39歳の上昇率が穏やかであるため、「M字カーブ」の形が若干崩れてはいるものの、女性についてはこの傾向が表れています。（下図参照）

男性の労働力率は30～34歳以上が95%以上あり、女性の労働力率は30～34歳以上が85%を超える値となっていることから、小学生までの子育て世帯では「共働き」が多いと考えられます。



(令和2年度国勢調査)

2 教育・保育施設の現状

(1) 教育・保育施設の設置状況

令和6年4月現在、町内の特定教育・保育施設(※)は町立保育所4園、私立保育所2園、私立幼稚園2園であり、施設型給付を受けない幼稚園が1園あります。

(※) 特定教育・保育施設は、平成27年度から全国で始まった「子ども・子育て支援新制度」に基づいて施設型給付を受ける施設のことです。なお、新制度に基づく施設型給付を受けないで幼児教育・保育を行う幼稚園や保育所もあります。

【特定教育・保育施設の施設数(か所)及び定員数】

認定区分	特定教育・保育施設	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
3号認定(0~2歳) 2号認定(3~5歳)	保育所 ※1 (町立)	施設数(か所)	4	4	4	4	4
		定員(人)	450	450	450	450	450
	保育所 ※2 (私立)	施設数(か所)	0	0	0	0	2
		定員(人)	0	0	0	0	110
	認定こども園		0	0	0	0	0
	定員		0	0	0	0	0
	地域型保育施設		0	1	1	1	0
定員		0	19	19	19	0	
1号認定(満3~5歳)	幼稚園(私立) ※3	2	3	3	3	3	
	定員	110	182	182	182	182	

(こども教育課/各年4月1日)

※1 町立保育所: 軽井沢東保育園、南保育園、西保育園、中保育園

※2 私立保育所: おおきなあれ保育園かるいざわ、ホピンスナーリースクール軽井沢風越

令和2年4月に開設されたおおきなあれ(小規模保育施設)が令和5年に私立保育園に変更となり、令和5年1月末より私立保育園ホピンスナーリースクール軽井沢風越が開設されました。

※3 幼稚園: 聖パウロ幼稚園、軽井沢幼稚園、軽井沢風越幼稚園(施設型給付を受けない幼稚園)
令和2年4月に軽井沢風越幼稚園が開設されました。

(参考) 子ども・子育て支援新制度における認定区分

区分	年齢※1	認定区分	説明
3号認定	0~2歳	保育認定	保護者の就労や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難な3歳未満の子ども
2号認定	3~5歳	保育認定	上記の要件を満たす3歳以上の就学前子ども
1号認定※2	満3~5歳	教育標準時間認定	2号認定以外の満3歳以上の就学前子ども

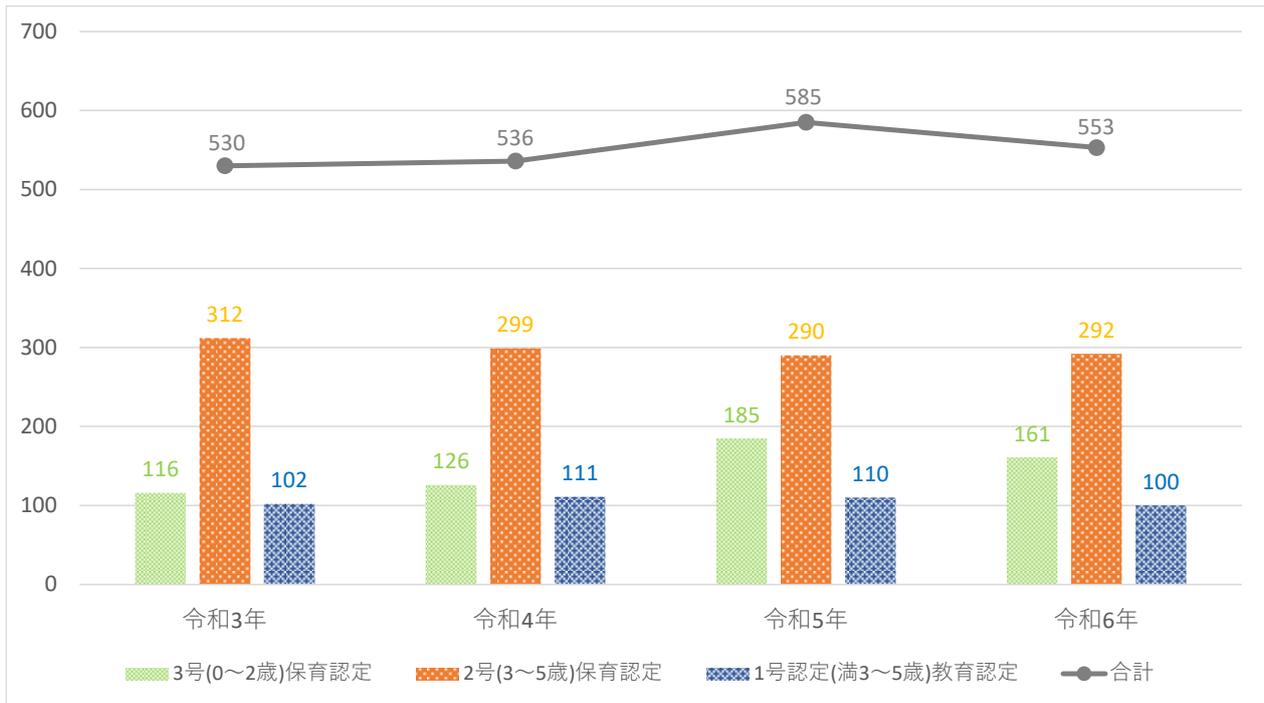
※1 4月1日時点の年齢を指します。

※2 1号認定の満3歳は3歳の誕生日を迎えた日からとなります。

(2) 教育・保育施設の利用状況

特定教育・保育施設（施設型給付を受ける施設）である町立保育園の令和3年からの利用状況は、4園合計で3号認定（0～2歳 保育認定）116人～161人、2号認定（3～5歳 保育認定）は、290～312人の範囲で推移しています。また、1号認定（満3～5歳 教育認定）は100～111人の範囲で推移し、特定教育・保育施設合計は530～585人です。

【教育・保育施設の利用状況（人）】



(こども教育課／各年4月1日)

3 保護者アンケートの主な結果

(1) 調査の目的

「第3期軽井沢町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

(2) 調査対象

軽井沢町在住の就学前児童のいる保護者
軽井沢町在住の小学生児童のいる保護者

(3) 調査期間

令和6年（2024年）3月

(4) 調査方法

就学前児童世帯：施設配布・施設回収・Web 回答（未就園児には郵送配布・郵送回収）
小学生児童世帯：郵送配布・郵送回収・Web 回答

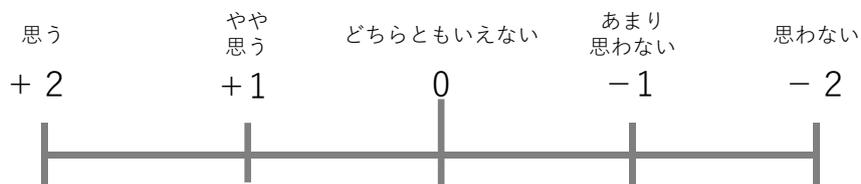
(5) 回収結果

	配布数	有効回収票数	回収率
就学前児童世帯	736票	425票	57.7%
小学生児童世帯	913票	512票	56.1%

(6) 調査結果の表示について

- ・有効回収票数はアンケート全体の回収された票数です。有効回答数は、設問によっては有効回収票数と異なる場合があります。
- ・回答は各質問における無回答を含む有効回答数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ・一方向の段階評価について、評価の重み付けを行った加重平均を用いている箇所があります。例えば「思う」・「やや思う」・「どちらともいえない」・「あまり思わない」・「思わない」の5段階評価では、**ゼロを基準にプラスかマイナスかで判断できるように、下記のように計算します。**

※加重平均＝（「思う」回答者数×（+2）＋「やや思う」回答者数×（+1）＋「どちらともいえない」回答者数×（0）＋「あまり思わない」回答者数×（-1）＋「思わない」回答者数×（-2））÷有効回答数

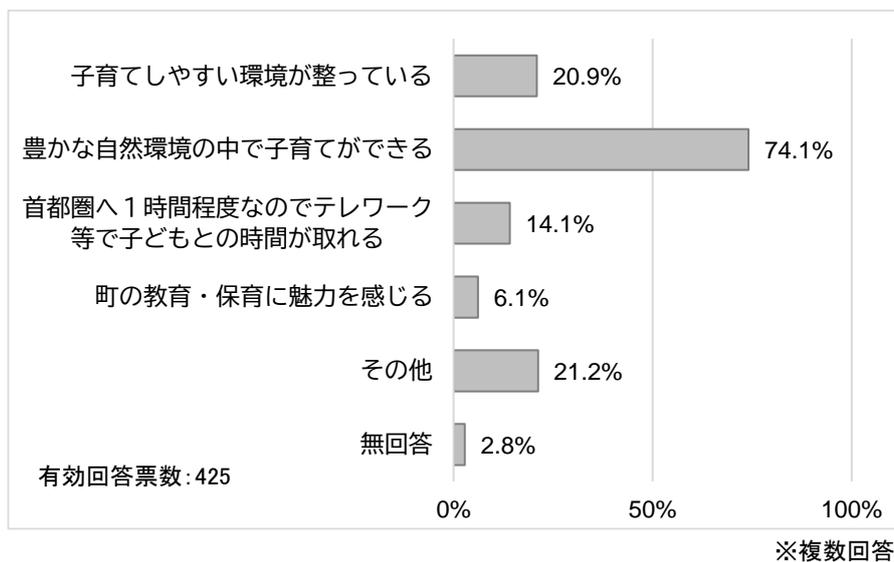


図：加重平均のイメージ

I 就学前児童のいる保護者アンケート

(1) 軽井沢町で子育てをすること

当町で子育てをすることについてどう思うかについては「豊かな自然環境」への支持が最も高く、74.1%でした。



「その他」回答への主な記述内容は下表のとおりです。

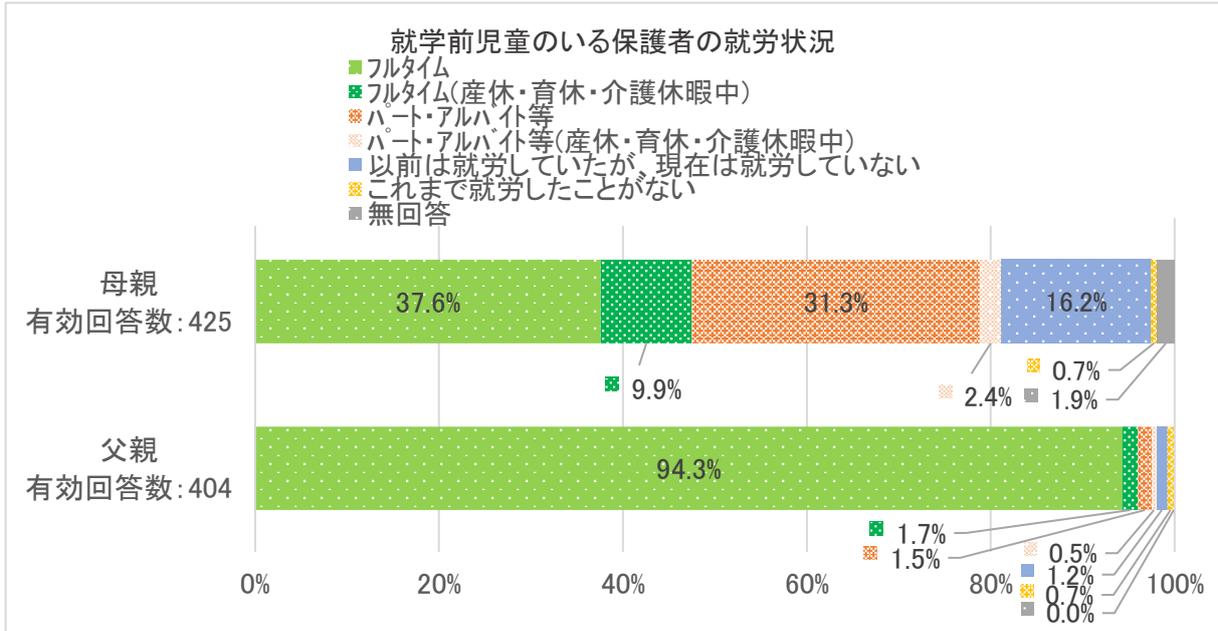
記述内容	件数
子育てしやすい人間関係や環境がある	12
子供が遊べる場所が少ない（特に冬期）	13
子育てに対する行政の支援（制度）が不十分	13
子育て支援施設やサービスが不足している	11
医療施設や小児科が不足している	11
決して子育てしやすい環境ではない	10
子供用品店舗や親子で食事できる飲食店が少ない	8
子育て世代の働きやすさが不足している	6
医療費補助／子ども手当が少ない（ない）	6
中学・高校が不安	6

(2) 保護者の就労状況について

1) 保護者の就労状況

父親のフルタイム就労率（育休中を含む）は 96.0%に達しています（父親のいる世帯のみ）。

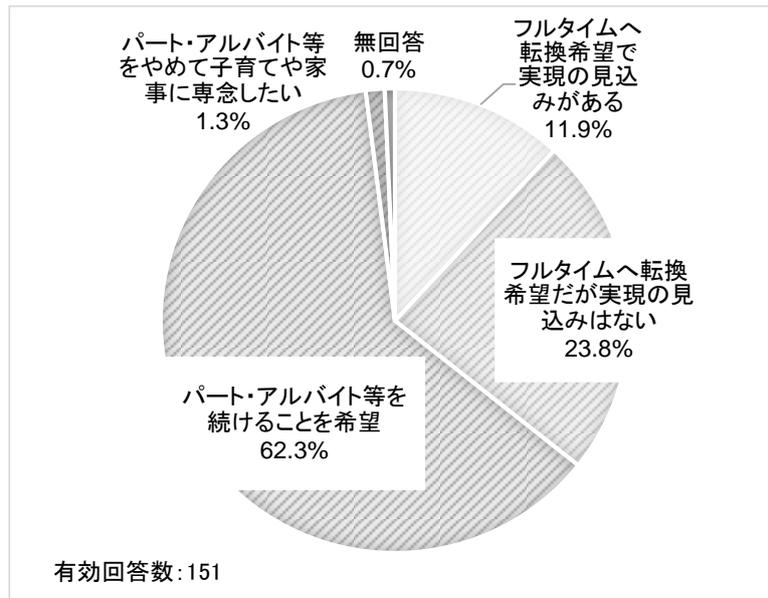
母親では「産休・育休・介護休暇中」の人を含むフルタイム就労率は 47.5%（産休・育休・介護休暇中は 9.9%）、パート・アルバイト等は同 33.7%（産休・育休・介護休暇中は 2.4%）です。母親で就労していない人は 16.9%でした。なお今回調査の対象世帯に母子家庭は 4.9%、父子家庭はありませんでした。



2) パート・アルバイト等就労者の将来就労希望

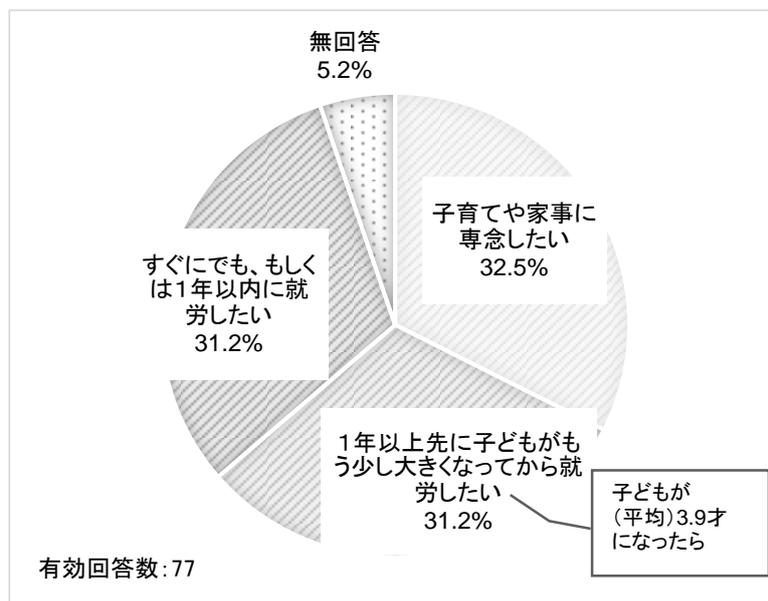
将来パート・アルバイト等で就労を希望している親は 62.3%と最も多く、フルタイムへの転換希望で「見込みがない」は 23.8%、フルタイムへの転換希望で「見込みがある」人は 11.9%でした。

● 第3章 子ども・子育て支援の概況 ●



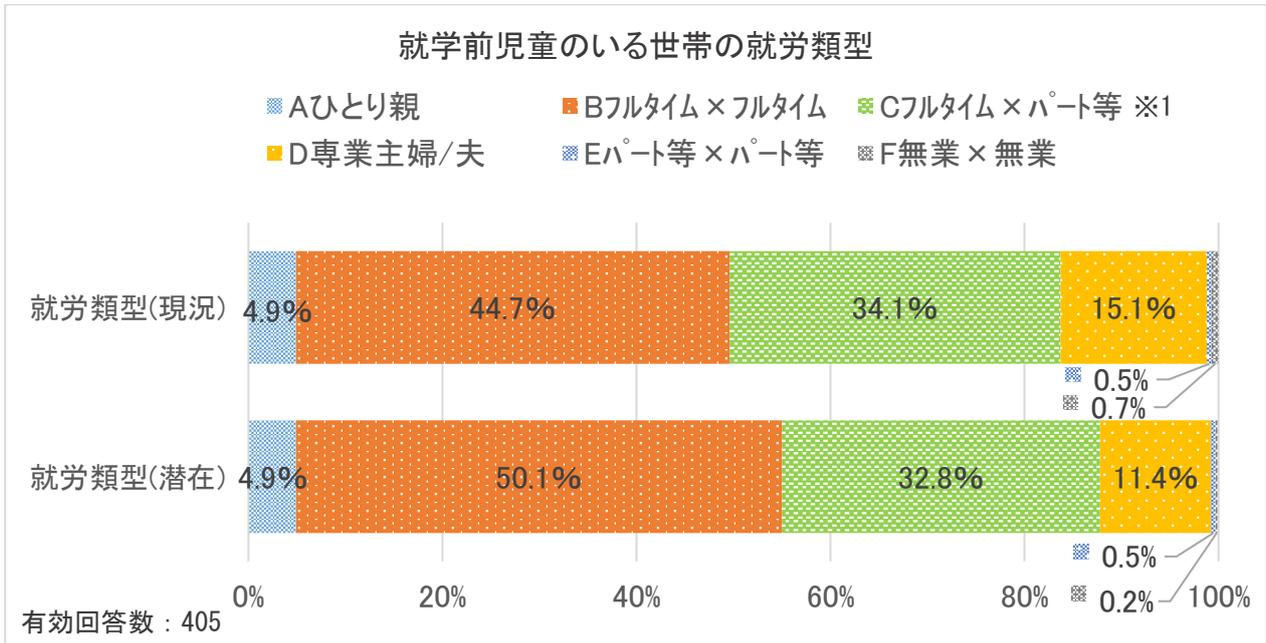
3) 現在未就労者の将来就労希望

現在就労していない保護者の内、子育てや家事に専念したい人は32.5%、「1年以上先」が31.2%、「すぐにでも、もしくは1年以内」が31.2%と、ちょうど1/3ずつの希望に分かれました。



(参考) 就学前児童家庭の就労類型

「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」(内閣府 H26 年 1 月)に従った家庭分類の結果は下図の通りとなりました。



児童の年齢	有効回答数	現況					
		A ひとり親	B フルタイム×フルタイム	C フルタイム×パート等 ※1	D 専業主婦/夫	E パート等×パート等	F 無業×無業
全体	405	4.9%	44.7%	34.1%	15.1%	0.5%	0.7%
0才	35	0.0%	60.0%	17.1%	22.9%	0.0%	0.0%
1才	40	10.0%	50.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%
2才	58	5.2%	60.3%	19.0%	13.8%	0.0%	1.7%
3才	68	0.0%	41.2%	39.7%	17.6%	0.0%	1.5%
4才	65	6.2%	44.6%	32.3%	15.4%	1.5%	0.0%
5才	76	6.6%	38.2%	46.1%	7.9%	1.3%	0.0%
6才	63	6.3%	30.2%	47.6%	14.3%	0.0%	1.6%

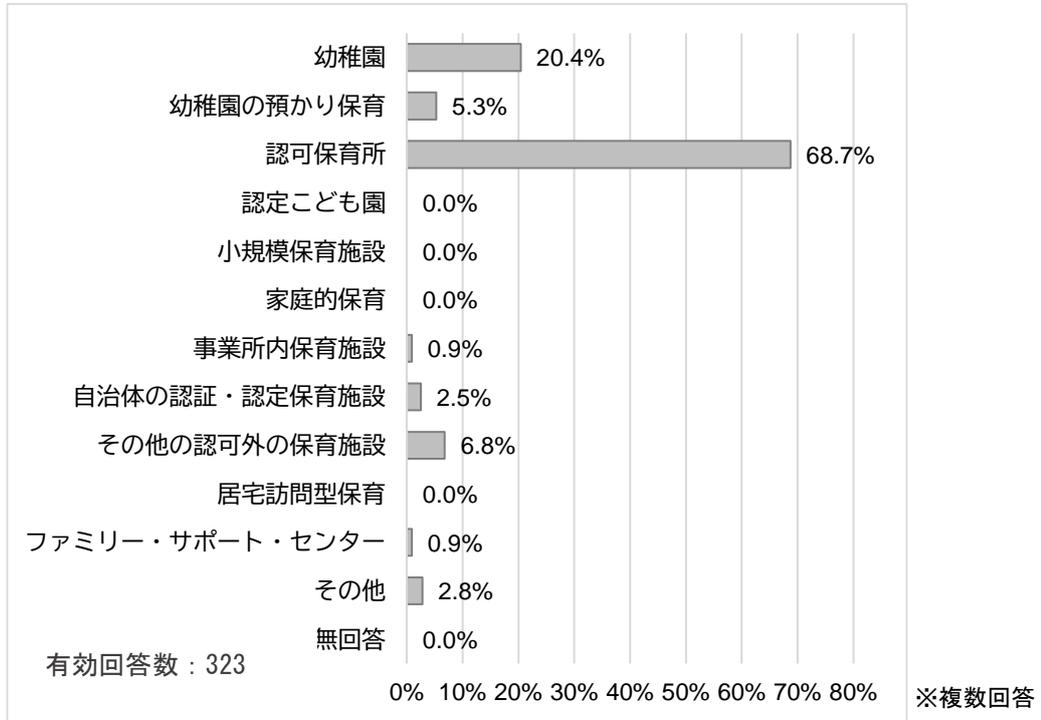
児童の年齢	有効回答数	潜在					
		A ひとり親	B フルタイム×フルタイム	C フルタイム×パート等 ※1	D 専業主婦/夫	E パート等×パート等	F 無業×無業
全体	405	4.9%	50.1%	32.8%	11.4%	0.5%	0.2%
0才	35	0.0%	68.6%	14.3%	17.1%	0.0%	0.0%
1才	40	10.0%	57.5%	15.0%	17.5%	0.0%	0.0%
2才	58	5.2%	65.5%	22.4%	6.9%	0.0%	0.0%
3才	68	0.0%	44.1%	44.1%	10.3%	0.0%	1.5%
4才	65	6.2%	46.2%	32.3%	13.8%	1.5%	0.0%
5才	76	6.6%	47.4%	36.8%	7.9%	1.3%	0.0%
6才	63	6.3%	34.9%	47.6%	11.1%	0.0%	0.0%

※1 C フルタイム×パート等は、父・母に関わらず、フルタイム×パート等の組合せです。

(3) 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

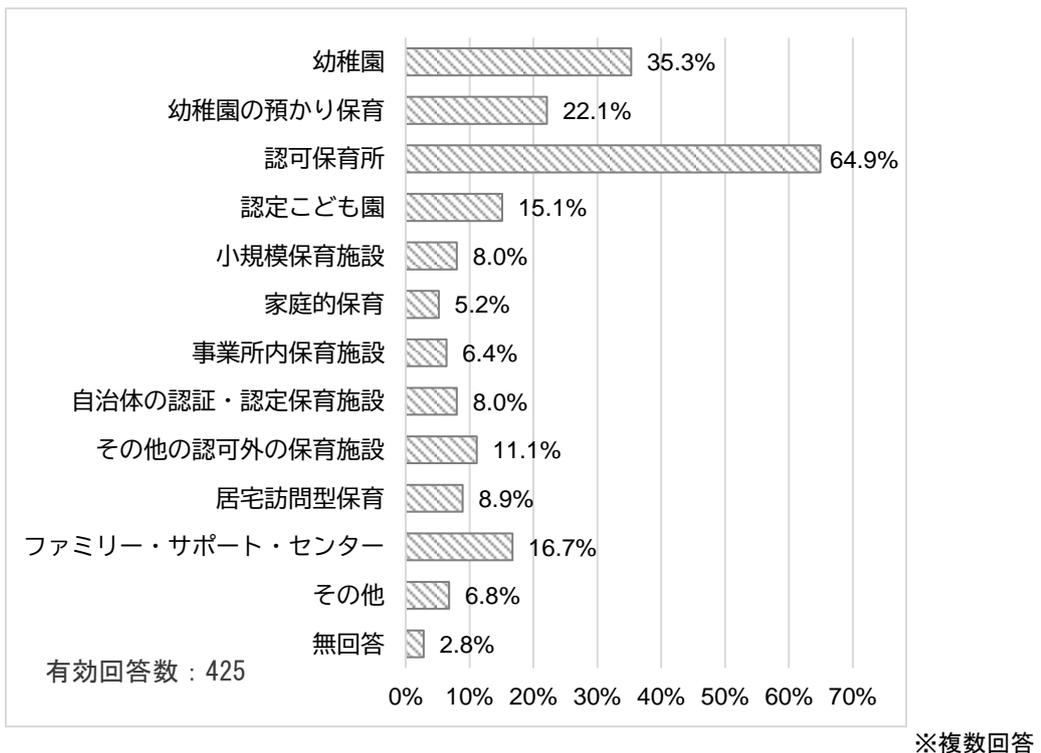
1) 平日、定期的に利用している教育・保育事業（現況）

利用者の内、利用が多いのは「認可保育所」で68.7%、次いで「幼稚園」が20.4%でした。



2) 平日、定期的に利用したい教育・保育事業（希望）

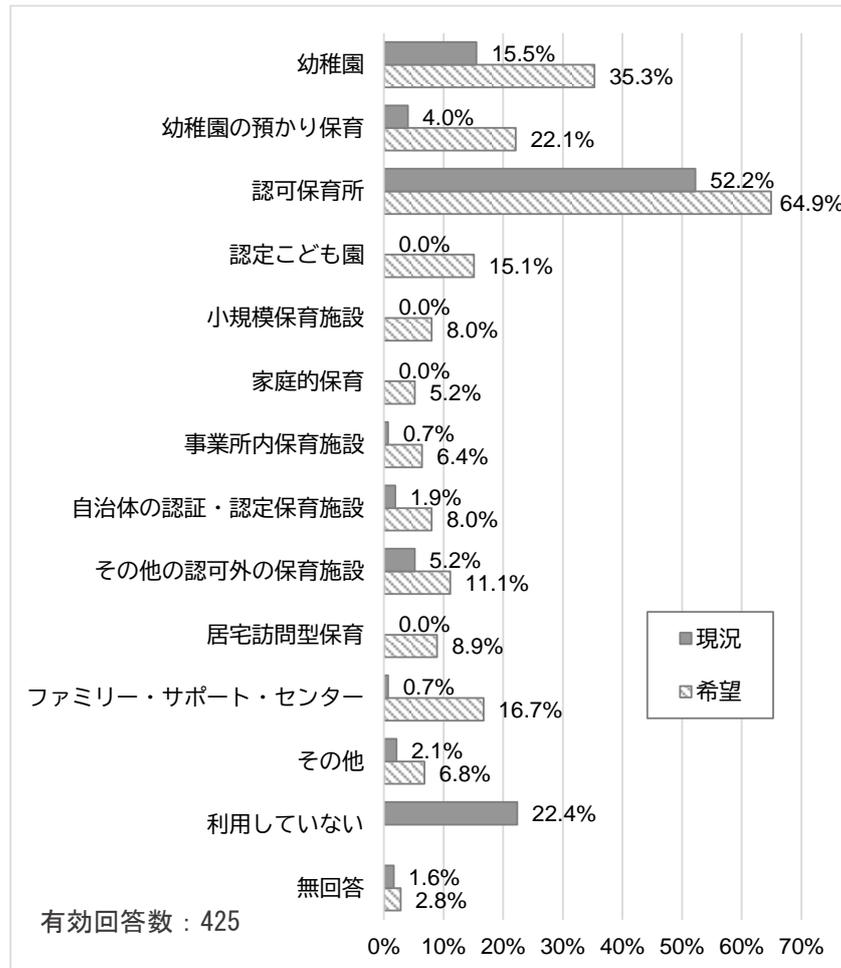
希望する平日の定期的な教育・保育事業は、「認可保育所」が最も多く64.9%。以下「幼稚園」（35.3%）、「幼稚園の預かり保育」（22.1%）と続いています。



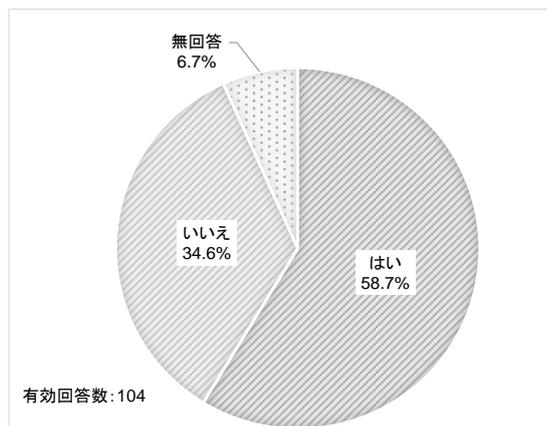
3) 平日における定期利用教育・保育事業（現況と希望の比較）

定期的な教育・保育事業利用について、現況と希望を比較しました。現況の事業利用率については「利用していない」を含めて、全回答世帯を母数として構成比を出し直しています。

現状では22.4%の世帯が「利用していない」こともあり、各事業とも希望が現状利用率を上回っています。希望率が現状利用率を最も大きく上回っているのは「幼稚園」で、現状利用率と希望率の差は+19.8%。次いで「幼稚園の預かり保育」が+18.1%、「認可保育所」が+12.7%などとなっています。また現状では利用が全くなかった「認定こども園」「小規模保育施設」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」等においても5~15%の利用希望が確認されました。



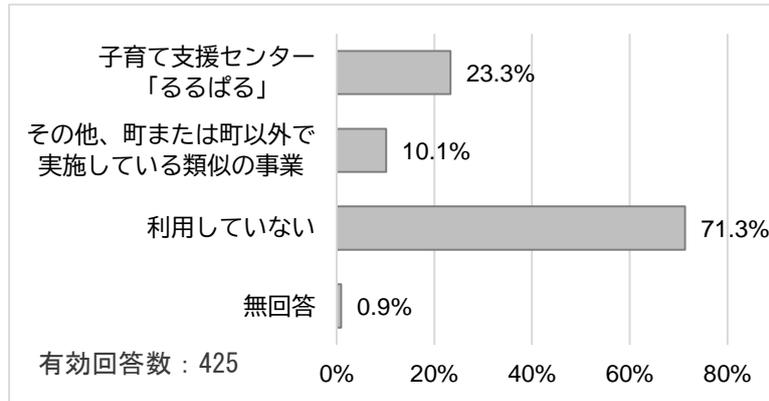
なお、幼稚園利用者の中で特に幼稚園の利用を強く希望する世帯は58.7%、希望しない世帯は34.6%でした。



4) 地域子育て支援拠点事業の現在の利用状況

地域子育て支援拠点事業を行っている「るるぱる」の利用者は23.3%、また、類似の他事業を利用している世帯は10.1%でした。一方、地域子育て支援拠点事業を利用していない世帯は71.3%でした。

「るるぱる」の利用頻度は、人数ベースで1回/月（26人）、2回/月（22人）、1回/週（18人）等が多くなっています。



週あたり（回数）

	るるぱる	類似の事業
1回/週	18人	8人
2回/週	6人	1人
3回/週	2人	1人
4回/週	2人	0人
5回/週	1人	0人
N	29	10
平均	1.7回/週	1.3回/週

月あたり（回数）

	るるぱる	類似の事業
1回未満	11人	5人
1回/月	26人	16人
2回/月	22人	9人
3回/月	8人	2人
4回/月	4人	2人
5回以上	6人	1人
N	77	35
平均	2.1回/月	1.7回/月

5) 地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望

地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望では、「利用していないが、今後利用したい」が21.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が18.1%でした。「今後利用したい」と「今後利用日数を増やしたい」を合わせると40%の世帯で利用の拡大が想定されていると考えられます。「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」は55.5%でした。

新たな拡大が想定されている利用頻度は、新規の利用希望では1回/月（33人）が最も多く、2回/月（20人）、1回/週（16人）等となっています。利用の追加・拡大意向では、1回/週（25人）が最も多く、2回/月（15人）、3回/月（11人）等となっています。

週あたり（回数）

	利用していないが 今後利用したい	すでに利用しているが さらに日数を増やしたい
1回/週	16人	25人
2回/週	8人	5人
3回/週	2人	4人
4回/週	0人	0人
5回/週	0人	0人
有効回答数	26	34
平均	1.5回/週	1.4回/週

月あたり（回数）

	利用していないが 今後利用したい	すでに利用しているが さらに日数を増やしたい
1回/月	33人	8人
2回/月	20人	15人
3回/月	12人	11人
4回/月	3人	6人
5回以上	5人	6人
有効回答数	73	46
平均	2.2回/月	2.9回/月

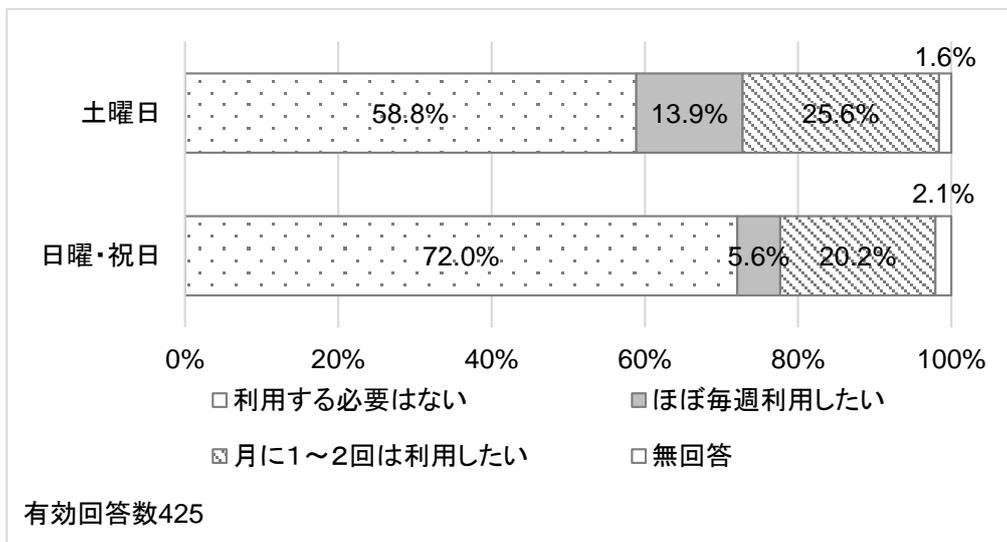
(4) 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業

1) 土曜日と日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日における定期的な教育・保育事業の利用については、「ほぼ毎週利用したい」が13.9%、「月に1～2回は利用したい」が25.6%でした。合わせて約40%の利用希望が確認されます。

日曜日や祝日については、「ほぼ毎週利用したい」が5.6%、「月に1～2回は利用したい」が20.2%と、それぞれ土曜日よりも低い割合となりました。

平均の希望利用時間は、土曜日は8時36分～16時46分まで、日曜日は8時46分～16時41分までとされています。



始まり（時から）

終了（時まで）

	土曜日		日曜・祝日			土曜日		日曜・祝日	
7時から	8.1%		4.8%		15時以前	5.0%		7.7%	
8時から	39.1%		38.5%		15時まで	11.2%		10.6%	
9時から	44.1%		44.2%		16時まで	26.1%		24.0%	
10時から	6.8%		9.6%		17時まで	26.7%		26.9%	
11時から	0.6%		1.0%		18時まで	23.0%		19.2%	
12時以降	1.2%		1.9%		19時以降	8.1%		11.5%	
有効回答数	161		104		有効回答数	161		104	
平均	8時36分から		8時46分から		平均	16時46分まで		16時41分まで	

2) 日曜・祝日の定期的な教育・保育事業を利用する必要がない理由

「日曜・祝日における定期的な教育・保育事業の利用が必要ない」（72.0%）とした理由については、「他の教育・保育サービスを利用するから」と回答した世帯はなく、「日曜・祝日において、保護者または親族等で保育ができるから」との回答が95.8%でした。

3) 休日保育の良い点、改善すべき点

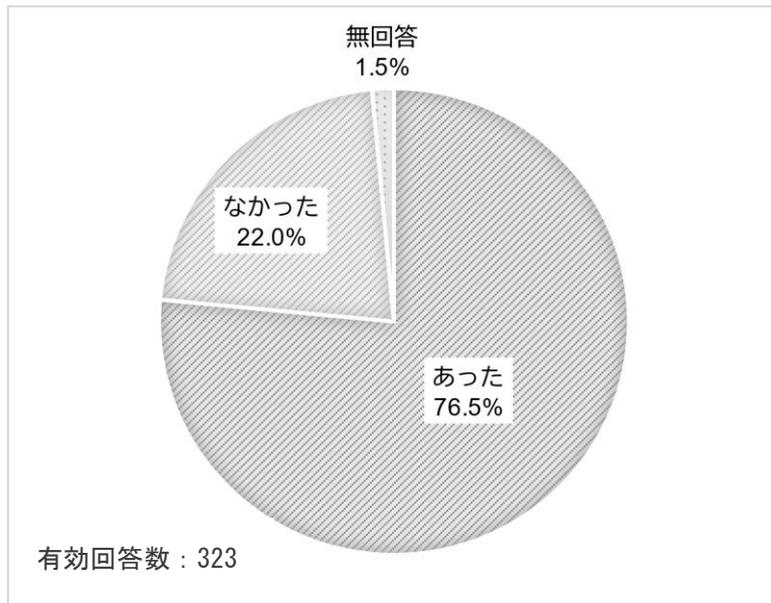
休日保育利用者から指摘された自由回答の良い点と改善点は、下表の通りでした。

良い点	件数	改善点	件数
土曜日も預けられる	13	土日祝日の保育が不足している/限定されている	8
安心して子供を預けられる	5	保育時間や日数に制限がある	7
子どもが異年齢の子と遊べる	4	必要な荷物が多い	4
清潔な環境	1	申込の手続きが煩雑/急なニーズへの対応不足	6
栄養バランスの良い給食	1	食事の提供がない	4
料金が比較的安い	1	保育士の人事が不安定	3
先生が優しい	1	保育料が高い/支払いのシステム	3
年中行事が多い	1	家族の考え方等、古い習慣が残っている。	1

(5) 病気やケガの際の対応 (平日の定期的な教育・保育事業利用者)

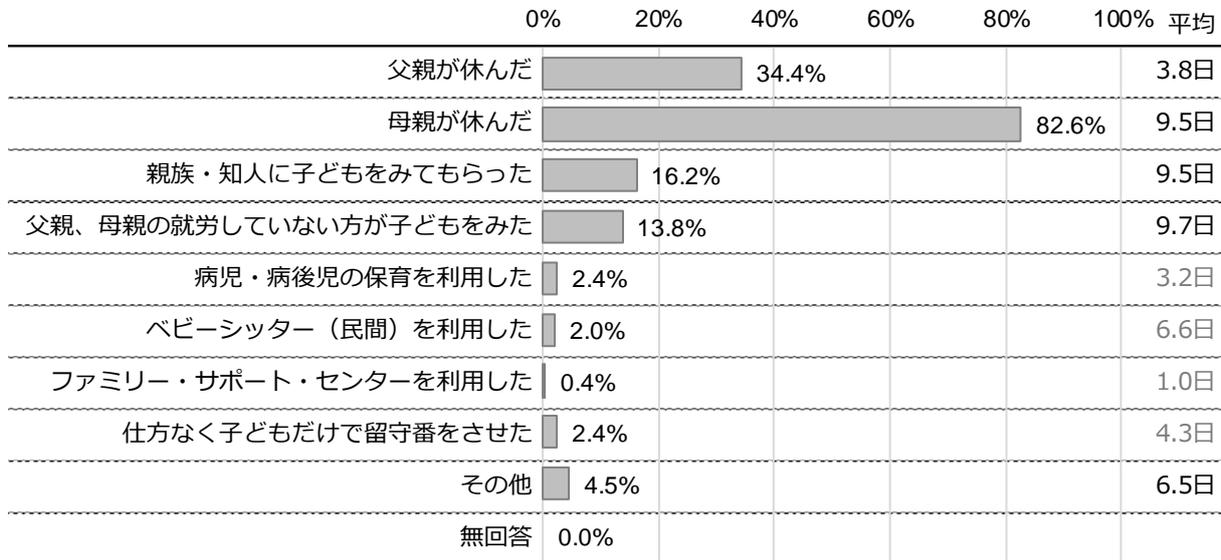
1) 病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験 (最近1年間)

最近1年間で子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかったことのある世帯は、事業利用者で76.5%でした。



2) 通常事業が利用できなかった際の対処方法とその日数

通常事業が利用できなかった際の対処方法では「母親が休んだ」(82.6%)が最も多く、次いで「父親が休んだ」(34.4%)、「親戚・知人に子どもをみてもらった」(16.2%)、「父親、母親の就労していない方が子どもをみた」(13.8%)等となっています。「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」は2.4%でした。



有効回答数：323

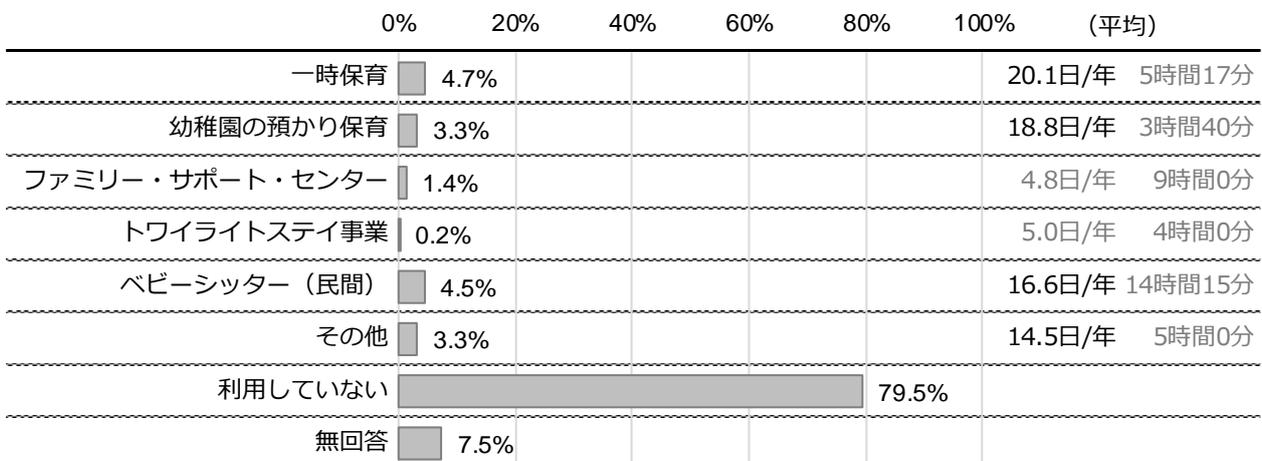
日数平均値は母数が10人未満の場合、数値を薄字で表記

(6) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

1) 不定期に利用している事業

不定期に利用している教育・保育事業では、利用率が高かったのは「一時保育」は4.7% (平均20.05日/年利用)、「ベビーシッター(民間)」は4.5% (平均16.6日/年利用)等で、5%に達する事業はありませんでした。

「利用していない」は79.5%、無回答が7.5%でしたので、事業の不定期利用者は就学前児童世帯全体の1割強と考えられます。



有効回答数：425

日数、時間の平均値は母数が10人未満の場合、数値を薄字で表記

2) 事業の不定期利用

事業の不定期な利用希望者は 43.1% (平均 21.4 日/年) でした。

事業の不定期な利用目的では、「私用、リフレッシュ目的」は 74.9% (平均 13.34 日/年)、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」は 64.5% (平均 6.96 日/年)、「不定期の就労」は 40.4% (平均 16.94 日/年) でした。

不定期な利用目的 (内訳)

	0%	20%	40%	60%	80%	100%	(平均)	
私用、リフレッシュ目的							74.9%	13.3日/年 11時間25分
冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等							64.5%	7.0日/年 12時間50分
不定期の就労							40.4%	16.9日/年 25時間34分
その他							4.9%	8.4日/年 9時間50分
無回答							1.1%	

有効回答数 : 183

日数、時間の平均値は母数が10人未満の場合、数値を薄字で表記

3) 保護者の用事による宿泊を伴う一時預かり等の経験 (最近 1 年間)

宿泊を伴う一時預かり等が「あった」は 17.9% でした。

宿泊を伴う対処の内訳では「親族・知人に見てもらった」(78.9%) が最も多くなっています。その他では「同行させた」(17.1%)、「仕方なく子どもを同行させた」(15.8%) でした。

親の用事への宿泊を伴う対処方法 (内訳)

	0%	20%	40%	60%	80%	100%	平均	
親族・知人に見てもらった							78.9%	5.4泊
子育て短期支援事業を利用した							0.0%	-
それ以外の保育事業を利用した							1.3%	2.0泊
同行させた							17.1%	5.0泊
仕方なく子どもを同行させた							15.8%	6.0泊
仕方なく子どもだけで留守番をさせた							1.3%	1.0泊
その他							2.6%	3.0泊
無回答							0.0%	

有効回答数 : 76

泊数平均値は母数が10人未満の場合、数値を薄字で表記

(7) 将来、就学後の放課後の過ごし方（5才以上就学前児童のいる世帯）

放課後の過ごさせ方についての意向では、「習い事」（57.8%）が最も高く、以下「自宅」（51.0%）、「児童館」（43.5%）、「放課後子ども教室」（34.7%）と続いています。週あたりの頻度を平均値で見ると、それぞれ2~3日/週ですが、高学年では低学年と比べて「自宅」や「習い事」の値がやや上昇し、「児童館」や「放課後子ども教室」の値がやや低下するようです。

なお、放課後子ども教室の利用時間は、平均で低学年は下校時より16時57分まで、高学年では下校時から17時25分までとなっています。

	0%	20%	40%	60%	80%	低学年	高学年
自宅					51.0%	3.0日/週	3.5日/週
祖父母宅、友人・知人宅					10.9%	2.4日/週	1.9日/週
習い事					57.8%	2.2日/週	2.4日/週
児童館（放課後子ども教室の活動以外）					43.5%	3.2日/週	2.3日/週
放課後子ども教室					34.7%	3.1日/週	2.7日/週
ファミリー・サポート・センター					0.0%	-	-
その他（公民館、公園等）					5.4%	2.3日/週	2.0日/週
無回答					7.5%		

有効回答数：147

日数平均値は母数が10人未満の場合、数値を薄字で表記

（複数回答）

(8) こども誰でも通園制度

1) 通園制度の認知と利用意向

「こども誰でも通園制度」の認知率は「知っている」（11.5%）、「聞いたことはある」（12.9%）でした。

「こども誰でも通園制度」の利用意向は「利用したい」が30.1%でした。

2) 母親が専業主婦の場合

母親が専業主婦（無業）である場合についてみると、「利用したい」の比率は41.7%に上昇しました。

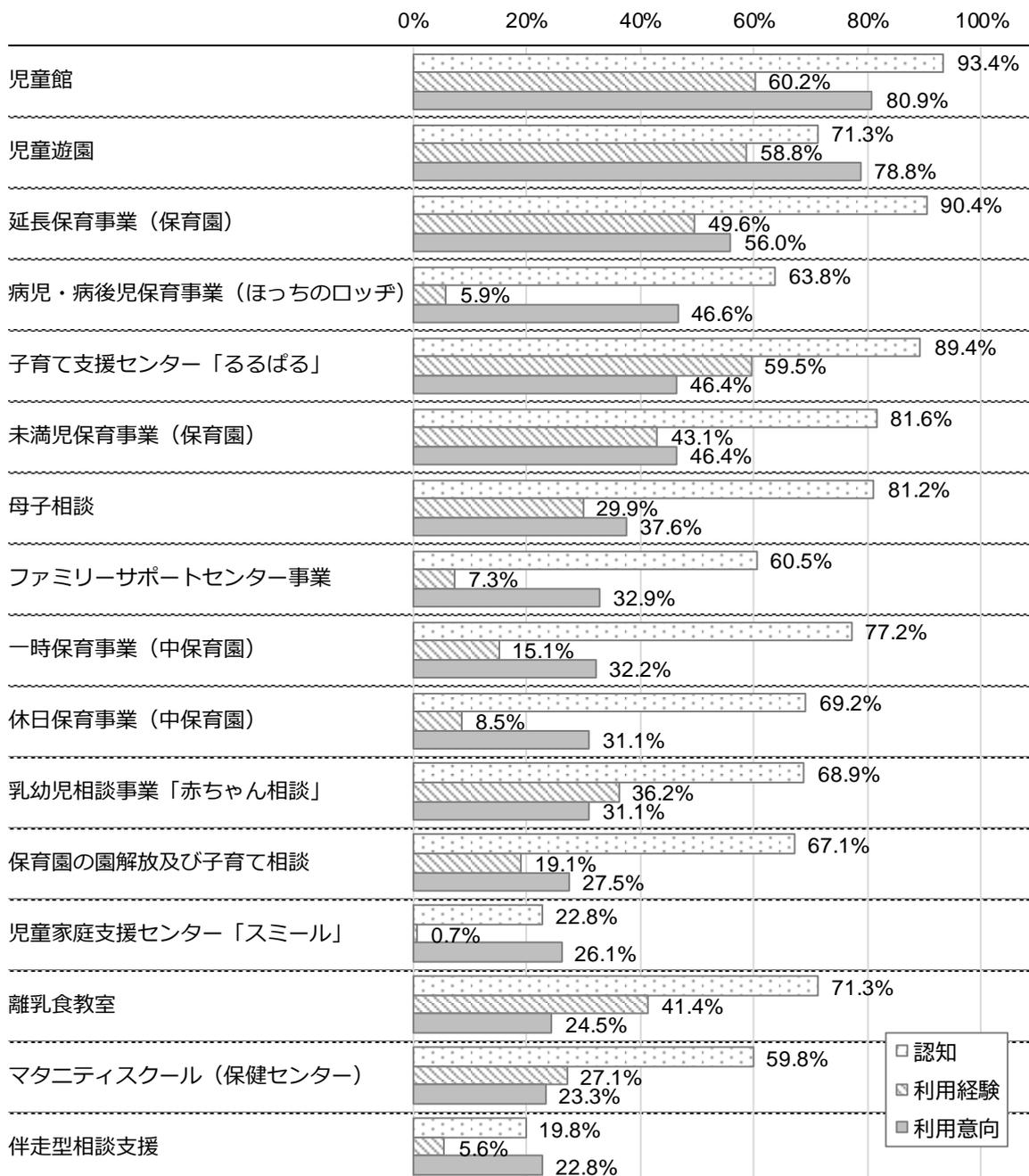
(9) 子育て支援サービスの認知度、利用度

子育て支援サービス事業について、認知度、利用度、利用意向を「はい」の比率で比較しました。

特徴的な第一の傾向は、多くの事業で利用意向率が利用経験率を上回っています。利用意向率が利用経験率を下回っている事業は「るるぱる」「赤ちゃん相談」「離乳食教室」「マタニティスクール」の4つでした。

また第二の傾向として、「ほっちのロッヂ」「ファミリーサポートセンター」「休日保育事業」「スマイル」「伴走型相談支援」等、利用経験率が比較的低い事業で利用意向率が利用経験率を大きく上回っていることも指摘できます。

「はい」の比率（利用意向順に並び替え）

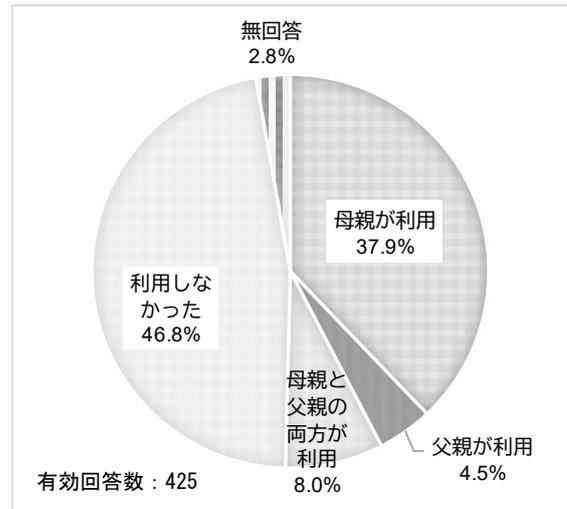


有効回答数：425

(10) 育児休業制度の利用

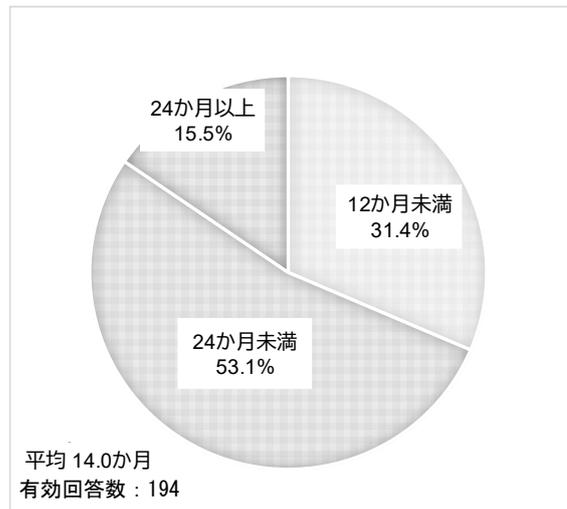
1) 育児休業制度の利用率

育児休業制度の利用率は「母親が利用」が37.9%、「父親が利用」が4.5%、「母親と父親の両方が利用」が8.0%でした。合わせて50.4%の世帯で制度が利用されていました。



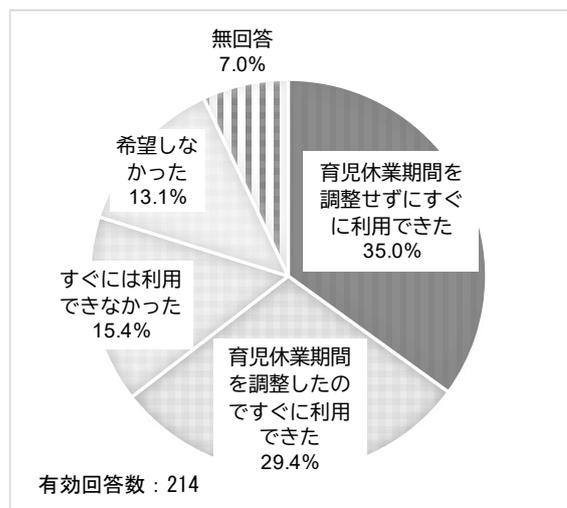
2) 復帰時の子どもの月齢

育児休業期間からの復帰時の子どもの月齢は「12か月未満」が31.4%、「24か月未満」が53.1%、「24か月以上」が15.5%でした。平均では13.98か月。子どもが12～24か月未満での復帰が半数以上を占めています。



3) 育児休業明けの保育サービス利用

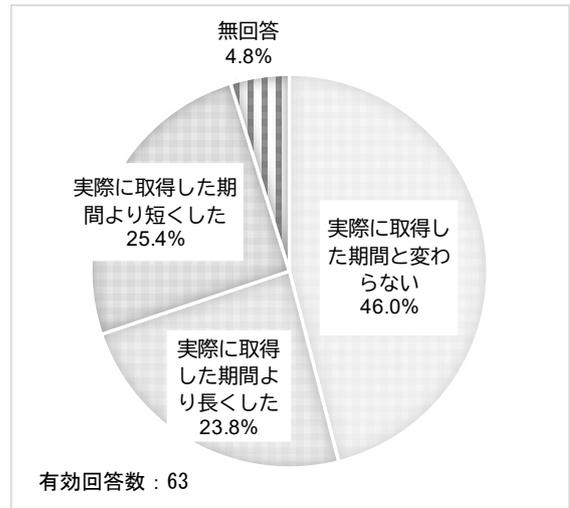
制度利用者の育児休業明けの保育サービス利用は「育児休業期間を調整せずにすぐに利用できた」が35.0%、「育児休業期間を調整したのですぐに利用できた」が29.4%、「すぐには利用できなかった」が15.4%、「希望しなかった」が13.1%、「無回答」が7.0%でした。



4) 育児休業明けに確実に希望通りの保育サービスが利用できたとしたら（育児休業期間を調整した人）

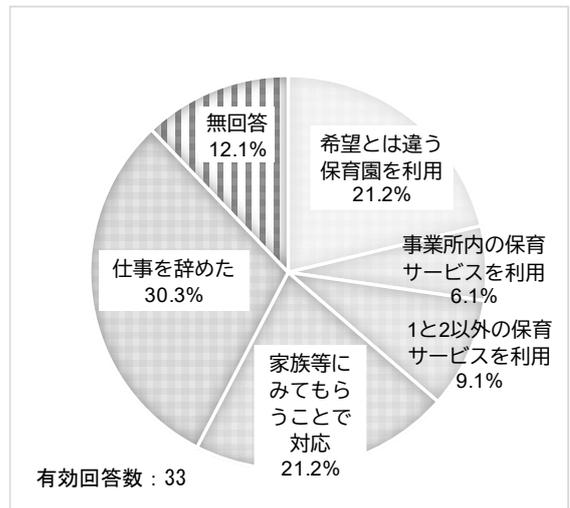
保育サービスを受けるために育児休業期間を調整した人の内、確実に保育サービスを受けられるとしたら「実際に取得した（育児休業）期間と変わらない」が46.0%、「実際に取得した（育児休業）期間より長くした」が23.8%、「実際に取得した（育児休業）期間より短くした」が25.4%でした。

「長くした」場合の延長期間は平均で0.68か月、「短くした」場合の短縮期間は平均で5.73か月でした。



5) 育児休業明けに保育サービスを「すぐには利用できなかった」人の対処方法

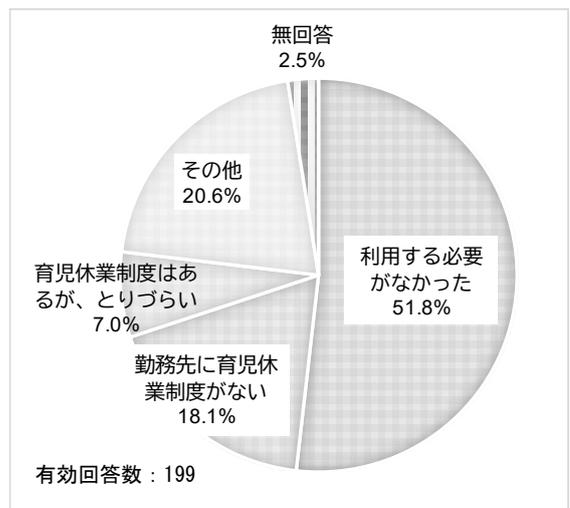
育児休業明けに保育サービスをすぐには利用できなかった人の対処方法は、「仕事を辞めた」が30.3%で最も多く、「希望とは違う保育園を利用した」が21.2%、「家族等にみてもらうことで対応した」が同じく21.2%でした。



6) 育児休業制度を利用しなかった人の理由

制度を利用しなかった理由は「利用する必要がなかった」が半数以上の51.8%、「勤務先に育児休業制度がない」が18.1%、「育児休業制度はあるが、とりづらい」が7.0%でした。

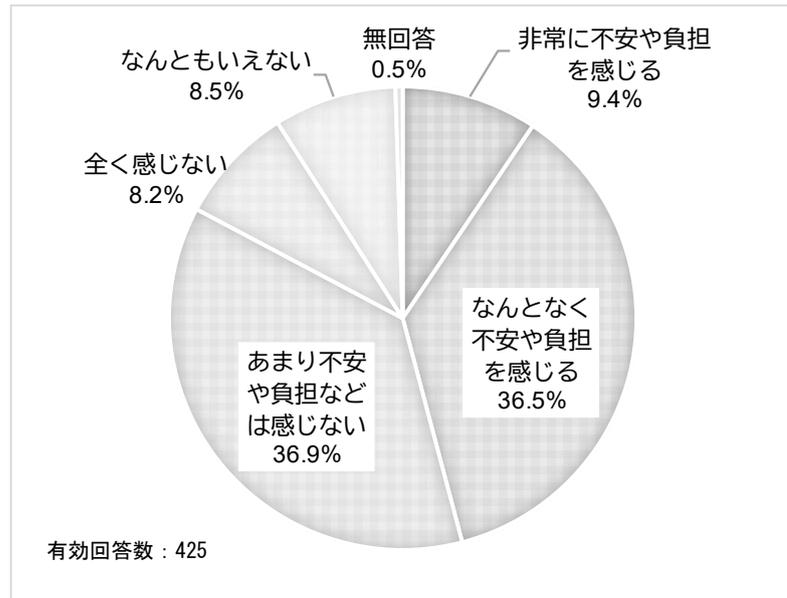
利用する必要がなかった人が半数以上を占めました。



(11) 子育てについて

1) 子育てに関する不安感、負担

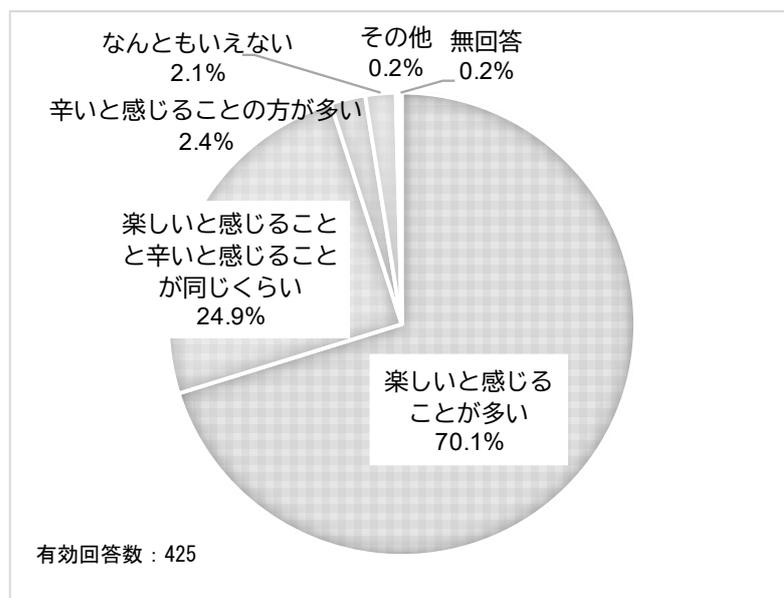
子育てに関する不安感や負担感では「非常に不安や負担を感じる」が9.4%、「なんとなく不安や負担を感じる」が36.5%で、合わせて45.9%の人が不安や負担を感じています。これは「全く感じない」(8.2%)、「あまり不安や負担などは感じない」(36.9%)といった不安や負担を感じないとする比率(45.1%)とほぼ同値で、反応は半々に分かれたと言えます。



2) 子育てを楽しんでいると感じる

「楽しいと感じることが多い」と答えた人が70.1%で最も多くなっています。「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」は24.9%です。

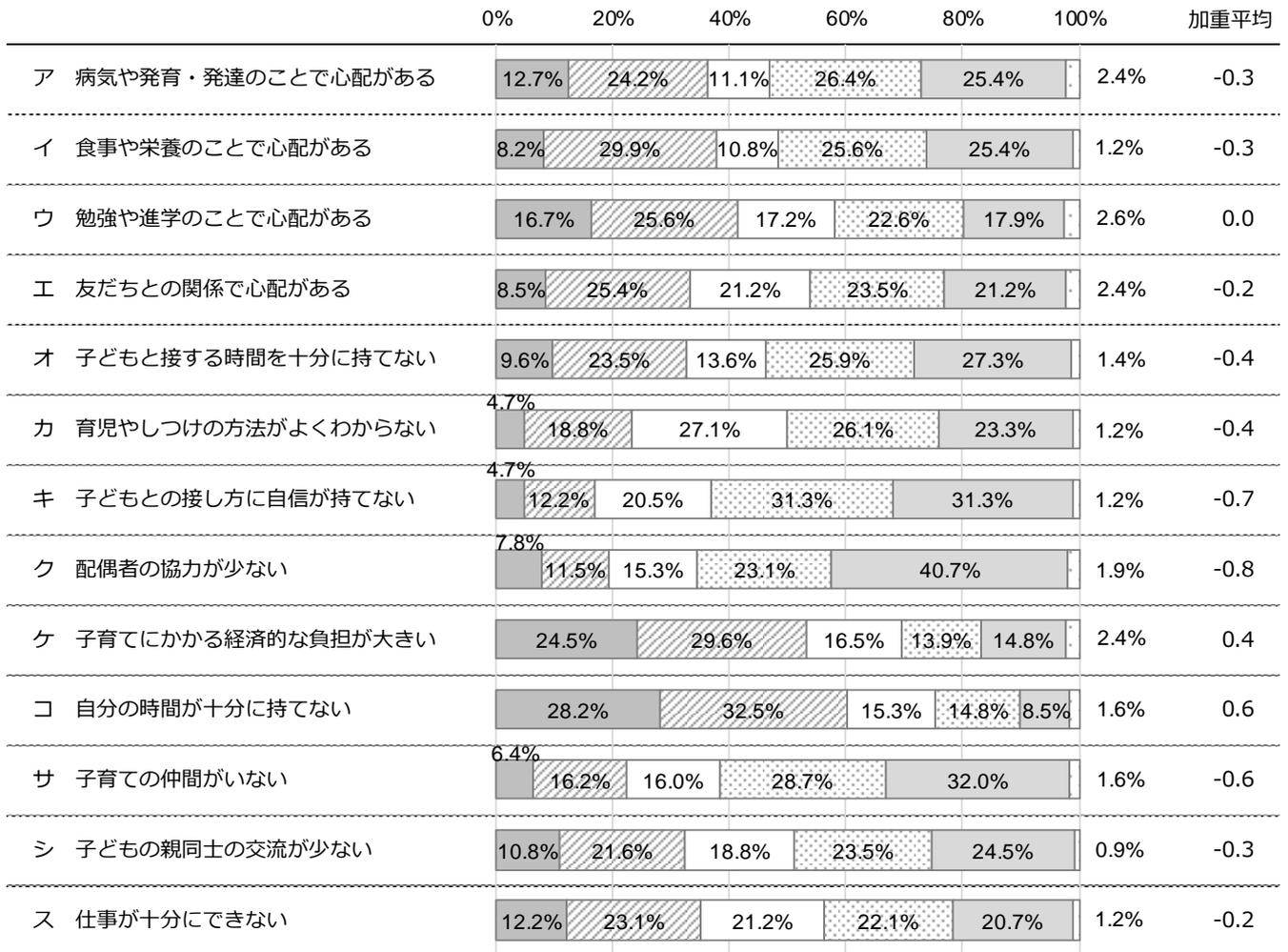
「辛いと感じることの方が多」は2.4%でした。



3) 子育てに関する悩みや気にかかること

「思う」比率が比較的高い項目は「コ 自分の時間が十分に持てない」、「ケ 子育てにかかる経済的な負担が大きい」等でした。「思わない」が比較的高い項目は「ク 配偶者の協力が少ない」、「キ 子どもとの接し方に自信が持てない」、「サ 子育ての仲間がいない」等でした。

上記の項目以外で「やや思う」に回答が集中したものはありませんでした。



有効回答数: 425

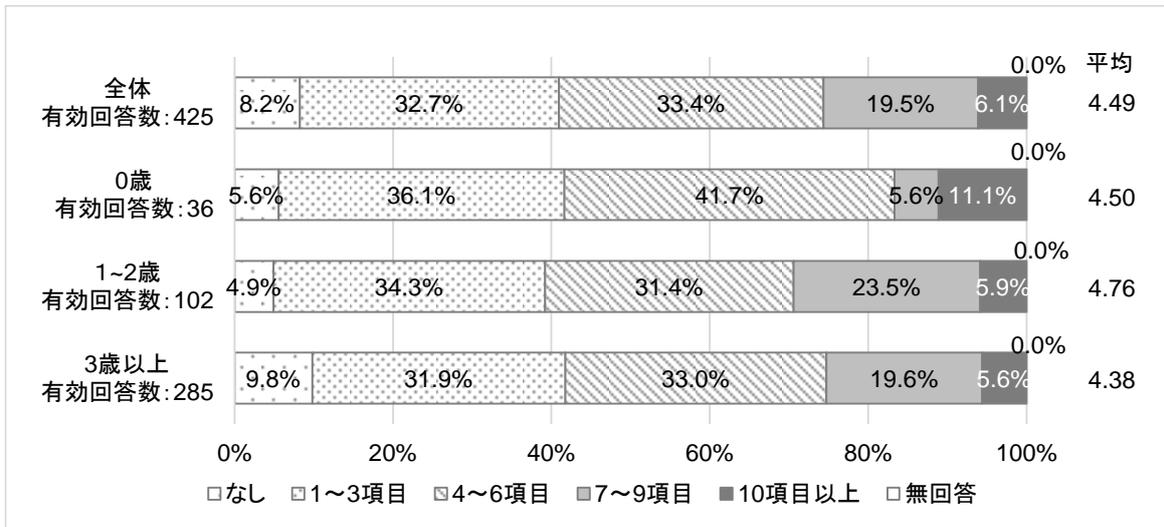
■ 思う □ やや思う □ どちらともいえない □ あまり思わない □ 思わない □ 無回答

4) 子育ての悩みごとの多さ／少なさ

前ページで示したア～スの13の悩みごと項目の内、「思う」「やや思う」に回答した項目数をカウントしました。悩みごと「なし」だった保護者は全体の8.2%でした。7項目以上（13項目の半分以上）に反応した保護者は計25.6%と全体の1/4を占めました。平均では4.49項目への反応がありました。

子どもの年齢別では大きな差は確認できませんが、1～2才児の保護者は7項目以上の回答者が29.4%を占め、やや悩みごとが多い傾向です。また0才児の保護者では「10項目以上」に反応した人が11.1%と1割を超えました。

「思う」「やや思う」に回答した項目数（前ページのア～スの13項目）



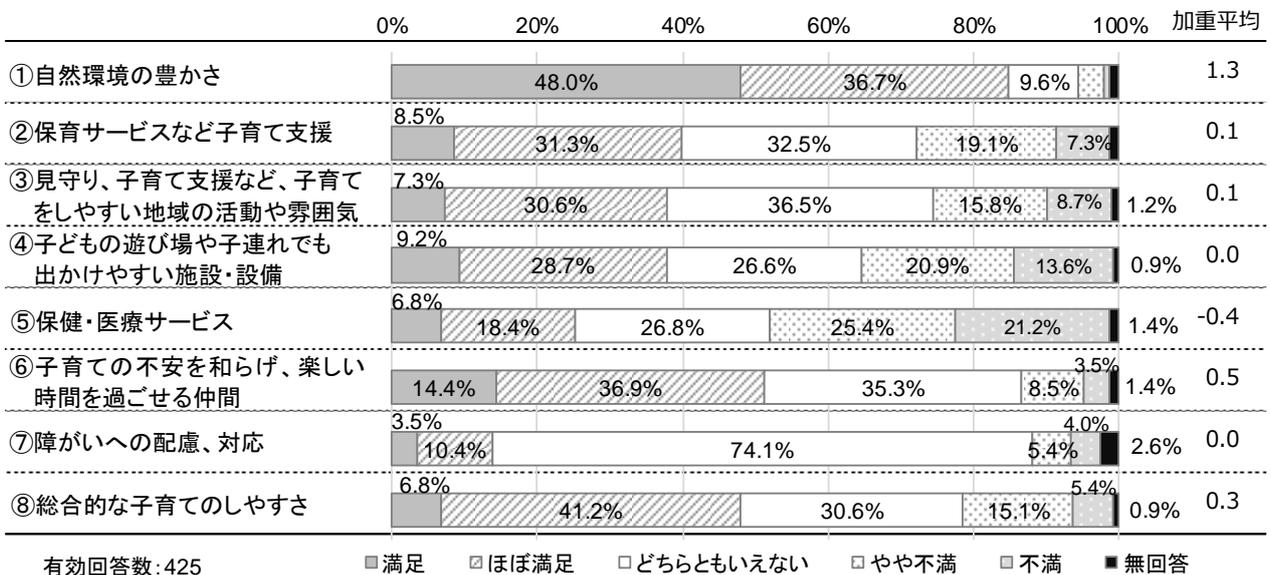
(12) 軽井沢町の子育て環境

1) 軽井沢町の子育て環境

軽井沢町の子育て環境満足度では「①自然環境の豊かさ」(「満足」48.0% 加重平均 1.3) が最も高い評価となっており、子育てにおいても自然環境は魅力があると言えます。次いで高い評価となったのは「⑥子育ての不安を和らげ、楽しい時間を過ごせる仲間」(「満足」14.4% 加重平均 0.5) となっています。

評価の比較的低かった項目は「⑤保健・医療サービス」(「不満」21.2%、加重平均-0.4) があげられます。

「⑧総合的な子育てのしやすさ」は加重平均 0.3 で、「ほぼ満足」(加重平均 1) に満たない結果となっています。

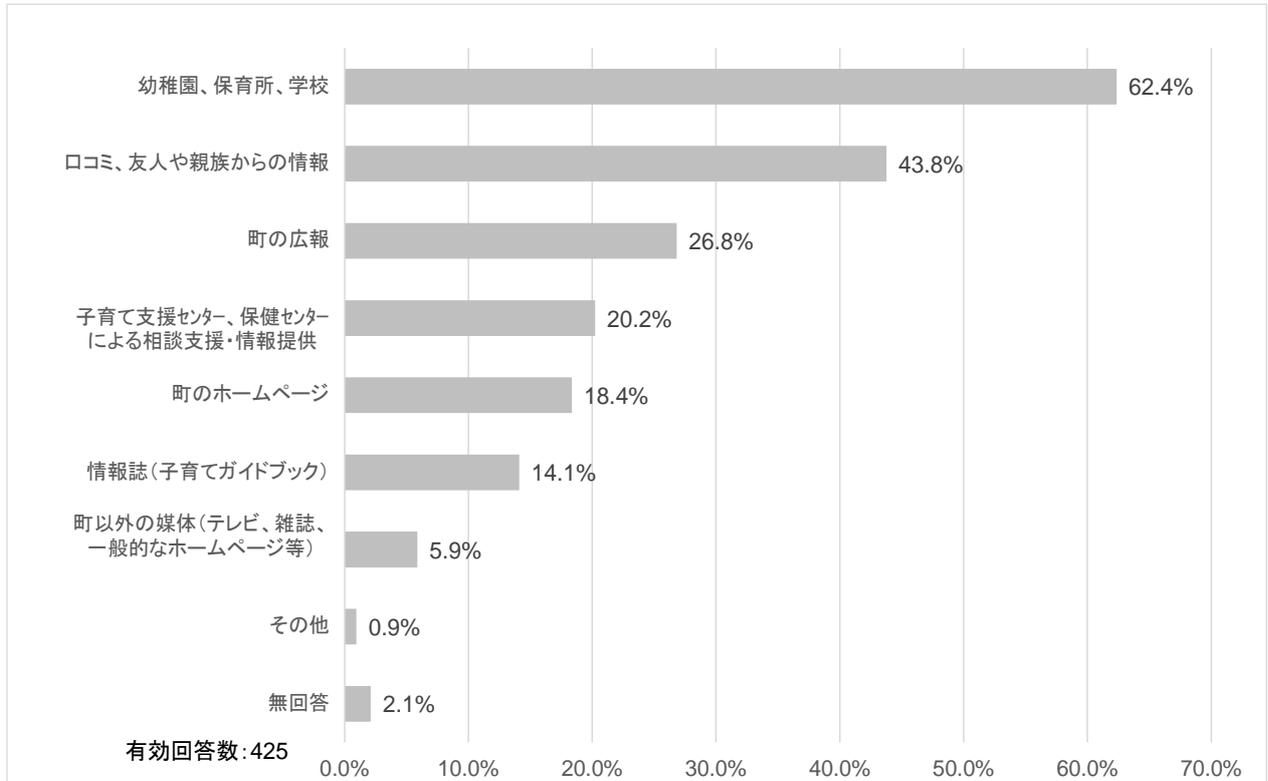


項目	満足	ほぼ満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
①自然環境の豊かさ	48.0%	36.7%	9.6%	3.5%	0.9%	1.2%
②保育サービスなど子育て支援	8.5%	31.3%	32.5%	19.1%	7.3%	1.4%
③見守り、子育て支援など、子育てをしやすい地域の活動や雰囲気	7.3%	30.6%	36.5%	15.8%	8.7%	1.2%
④子どもの遊び場や子連れでも出かけやすい施設・設備	9.2%	28.7%	26.6%	20.9%	13.6%	0.9%
⑤保健・医療サービス	6.8%	18.4%	26.8%	25.4%	21.2%	1.4%
⑥子育ての不安を和らげ、楽しい時間を過ごせる仲間	14.4%	36.9%	35.3%	8.5%	3.5%	1.4%
⑦障がいへの配慮、対応	3.5%	10.4%	74.1%	5.4%	4.0%	2.6%
⑧総合的な子育てのしやすさ	6.8%	41.2%	30.6%	15.1%	5.4%	0.9%

* 加重平均については 22 ページを参照

2) 町の子育て支援情報の入手経路

軽井沢町の子育て支援情報の入手経路としては「幼稚園・保育所・学校」(62.4%)、「口コミ・友人や親族からの情報」(43.8%)、「町の広報」(26.8%)、「子育て支援センター、保健センターによる相談支援・情報提供」が20.2%で続いています。



(複数回答あり)

3) 町の子育てに関する意見や要望 (自由記述)

町の子育て支援策に関する内容は下表の通りでした。

単に託児施設を増やすというだけでなく、休日保育や一時保育、病後児保育等、多様なメニューの要望、さらに要件緩和や手続きの簡素化等、それらの使い勝手の改善要望が特に多く指摘されました。

テーマ	記述内容	件数
●保育サービスの拡充、その使い勝手の改善要望	多様な保育サービスの拡充と使い勝手の改善	109
	子育て支援の充実(ソフト施策)	51
	託児施設・保育園の増設希望	17
	●子どもの遊び場や学びの機会に関する意見	
	子どもが遊べる場についての意見(増設、改善)	50
	室内や屋根付きの遊び場についての意見	27
	幼児学習や習い事、文化・芸術に触れる機会への意見	17
	小学校以上の教育環境に不安	9
●町内の医療環境に関する意見		
	健診等を含む医療環境についての意見	47
	町内に産科がない	19

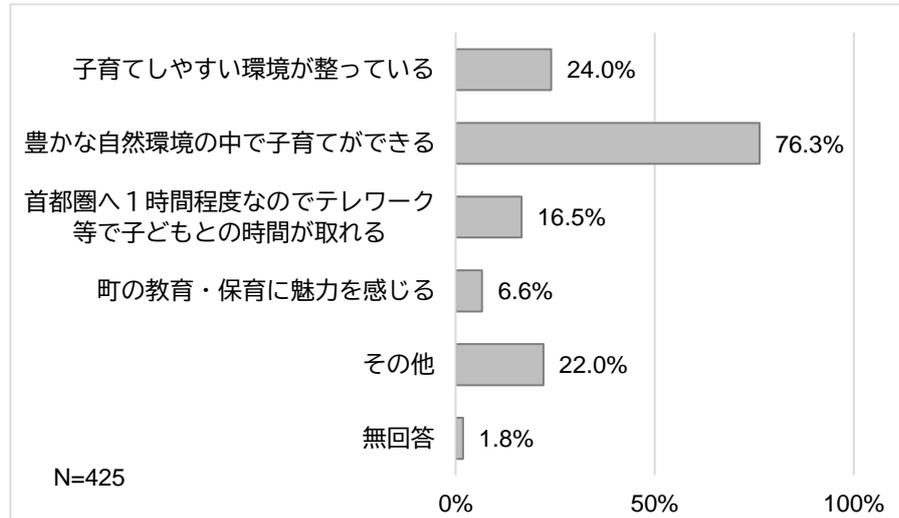
● 第3章 子ども・子育て支援の概況 ●

● 保育園の運営に関する要望、意見	
保育園等の施設運営について(持参物、保護者会、スタッフなど)	44
保育園の給食制度について(無償化、内容、主食持参、食育など)	23
保育士、関係機関、スタッフへの感謝(保育士の待遇改善)	22
● 経済的支援に関する要望	
子どもの医療費の無償化や補助/助成を望む	23
子育てに関する経済的支援の要望	17
保育料の無償化、補助/減額	10
● その他	
町内の環境(人、自然、授乳施設、企業、役場)	24
子どもも利用/参加できる店舗やサービス、イベント	22
道路環境の整備(歩道、街灯、除雪)	17
子育て関連の情報提供、そのIT化要望	17
送迎の負担感、移動の困難さ(園バス)	14
親同士/地域内交流の場を求める	7

II 小学生のいる保護者アンケート

(1) 軽井沢町で子育てをすること

軽井沢町で子育てをすることについては「豊かな自然環境」への支持が最も高く、76.3%でした。



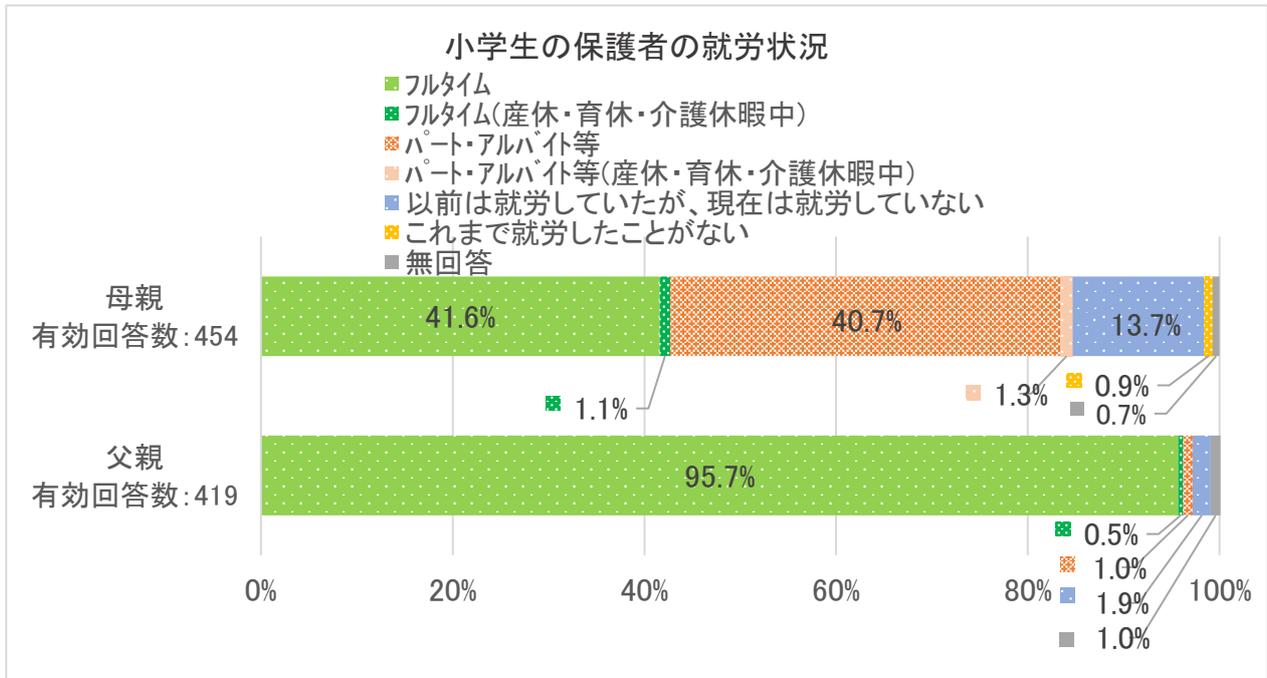
「その他」回答への主な記述内容は下表のとおりです。

記述内容	件数
子育て上の魅力を感じない／子育て環境が整っていない	17
子育て支援の不足	7
子育て施設／サービスの不足	4
子育て施設／サービスが利用しにくい	4
自然が減っている／活かされていない	10
子供が遊べる場所の不足	2
道路等外出時の安全性に懸念	10
公共交通機関の不便さ／送迎の負担	8
医療機関の不足／医療費負担に不満	10
買物等日常生活の不便さ	5
地域や子育て仲間とのつながりがある	7
子育てしやすい環境がある	7
子育て施設／サービスが整っている	6
中学／高校教育に不安	3

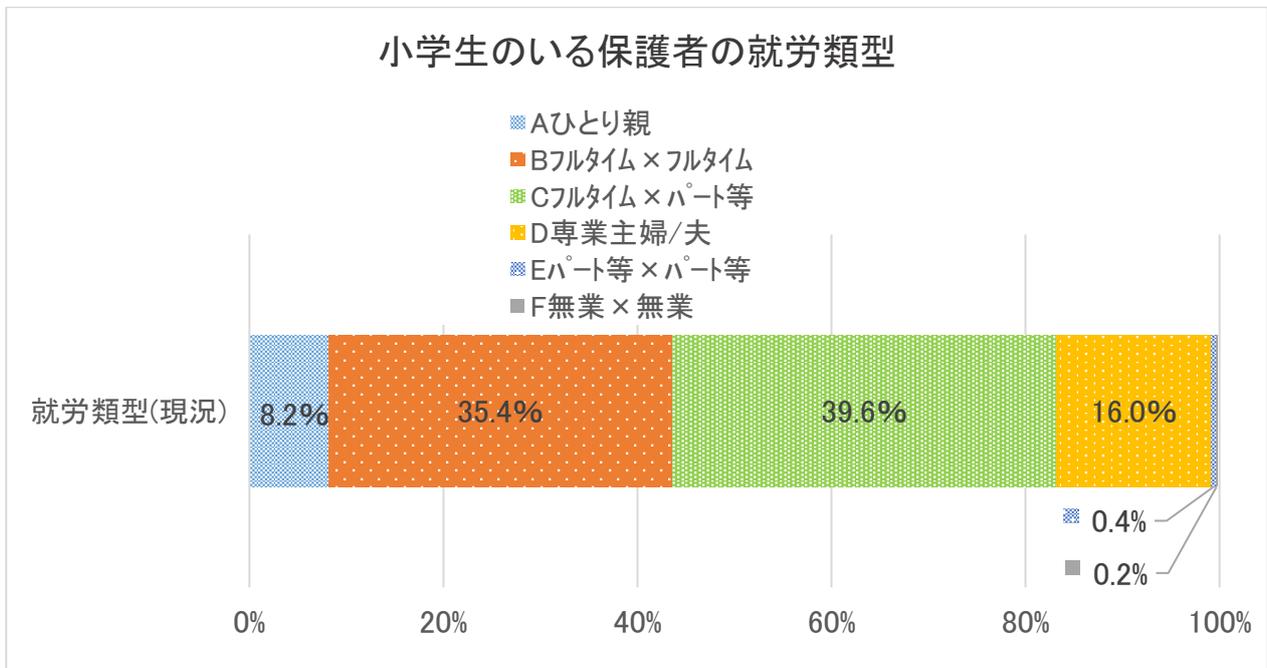
(2) 保護者の就労状況について

父親のフルタイム就労率は 95.7%です（父親のいる世帯のみ）。

母親では「産休・育休・介護休暇中」の人を含むフルタイム就労率は 42.7%（産休・育休・介護休暇中は 1.1%）、パート・アルバイト等（産休・育休・介護休暇中は 1.3%）は 42.0%です。母親で就労していない人は 14.6%でした。



「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（内閣府 H26 年 1 月）に従った家庭分類の結果は下図のとおりとなりました。



(参考) 就学前児童家庭の就労類型

※1 Cフルタイム×パート等は、父・母に関わらず、フルタイム×パート等の組合せです。

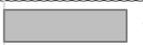
(3) 子どもと家族の状況

1) 病気やケガで学校を休んだこと（最近1年間）

最近1年間で子どもが病気やケガで学校を休んだことのある世帯は87.0%でした。

2) 子どもが学校を休んだ際の対処方法とその日数

子どもが学校を休んだ際の対処方法では「母親が休んだ」（71.0%）が最も多く、次いで「父親が休んだ」（21.5%）、「父親、母親の就労していない方が子どもをみた」（17.7%）、「親戚・知人に子どもをみてもらった」（16.7%）等となっています。「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」は12.4%でした。

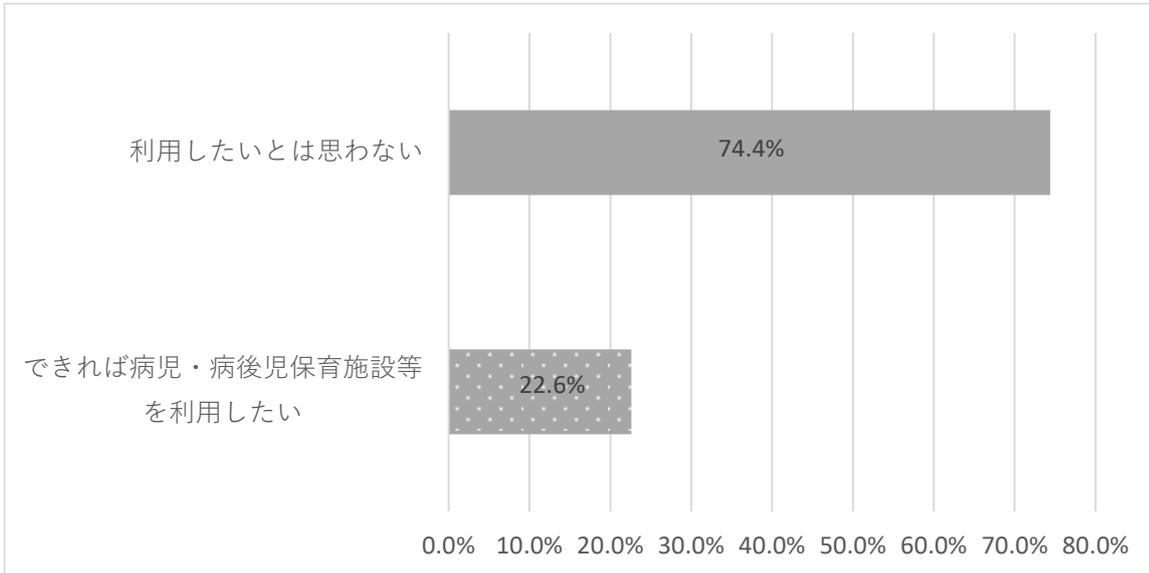
	0%	20%	40%	60%	80%	平均	
父親が休んだ						21.5%	3.5日
母親が休んだ						71.0%	7.2日
親戚・知人に子どもをみてもらった						16.7%	5.3日
父親、母親の就労していない方が子どもをみた						17.7%	7.6日
家事・育児代行等を利用した						1.0%	5.8日
ファミリー・サポート・センターを利用した						0.0%	-
仕方なく子どもだけで留守番をさせた						12.4%	4.3日
その他						10.1%	6.8日
無回答						0.3%	

日数平均値は母数が10人未満の場合、数値を薄字で表記

有効回答数: 396

3) 病児・病後児保育施設等の利用希望（親が休んで対処した場合）

母親、若しくは父親が休んで対処した世帯では、「できれば病児・病後保育施設等を利用したい」の比率は22.6%でした。「利用したいとは思わない」は74.4%です。



4) 保護者の用事による宿泊を伴う一時預かり等の経験（最近1年間）

宿泊を伴う一時預かり等が「あった」は19.3%でした。宿泊を伴う対処の内訳では「親族・知人に見てもらった」（77.3%）が最も多くなっています。その他では「同行させた」（20.5%）、「仕方なく子どもを同行させた」（18.2%）、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」（9.1%）でした。

親の用事への宿泊を伴う対処方法（内訳）

	0%	20%	40%	60%	80%	100%	平均
親族・知人に見てもらった						77.3%	5.0泊
子育て短期支援事業を利用した	0.0%						-
それ以外の保育事業を利用した		2.3%					2.0泊
同行させた			20.5%				3.1泊
仕方なく子どもを同行させた				18.2%			3.9泊
仕方なく子どもだけで留守番をさせた					9.1%		1.2泊
その他						2.3%	2.0泊
無回答	0.0%						

有効回答数: 88

泊数平均値は母数が10人未満の場合、数値を薄字で表記

(4) 放課後の過ごし方

1) 放課後の過ごさせ方 (現状と希望)

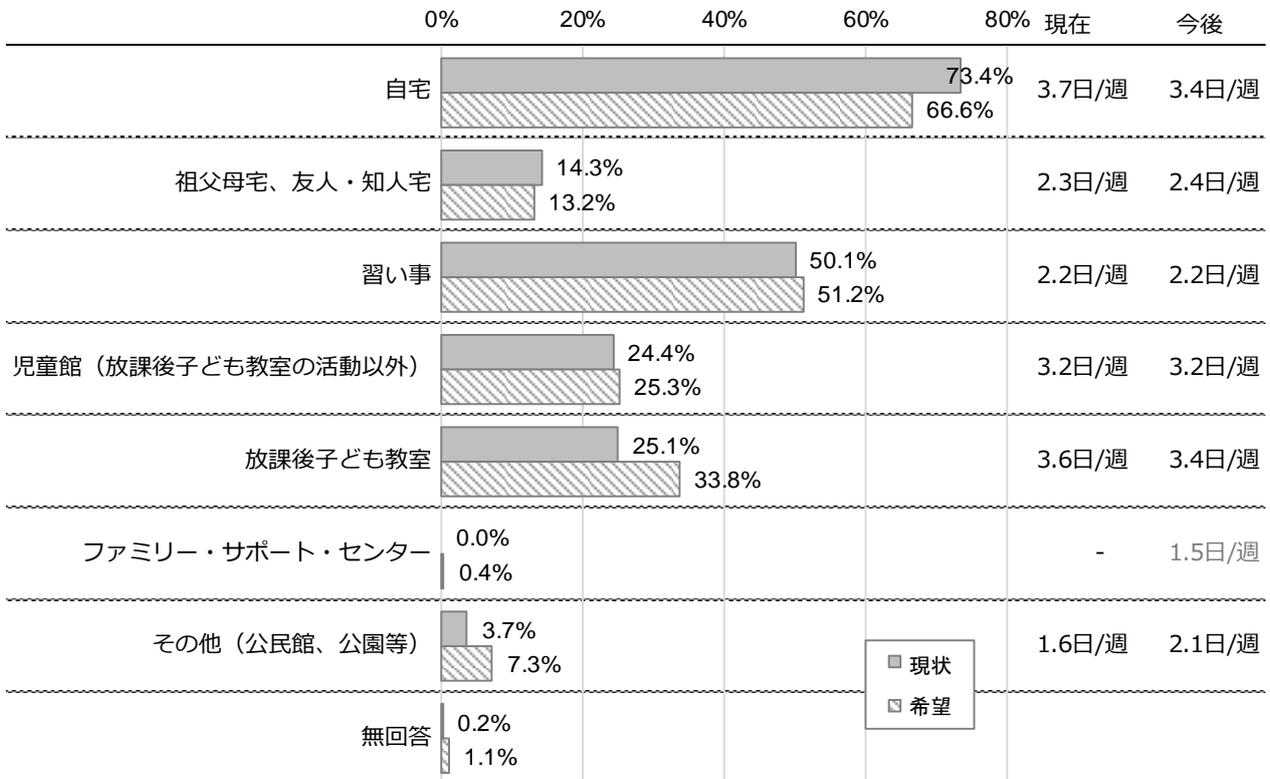
ア 放課後の居場所

現状での放課後の過ごさせ方は「自宅」(73.4%)が最も高く、以下「習い事」(50.1%)、「放課後子ども教室」(25.1%)、「児童館」(24.4%)と続いています。

今後の利用希望でもほぼ現状と同じ傾向がみられますが、「自宅」(66.6%)が低下し、「放課後子ども教室」(33.8%)が上昇しています。

週あたりの頻度を平均値で見ると、それぞれ2~3日/週ですが、今後の意向では現状と比べて「自宅」と「放課後子ども教室」の値がやや低下しています。

「放課後子ども教室」の利用時間については現在、平均で約16時30分までですが、今後の希望では平均で約17時00分までと時間が増えています。

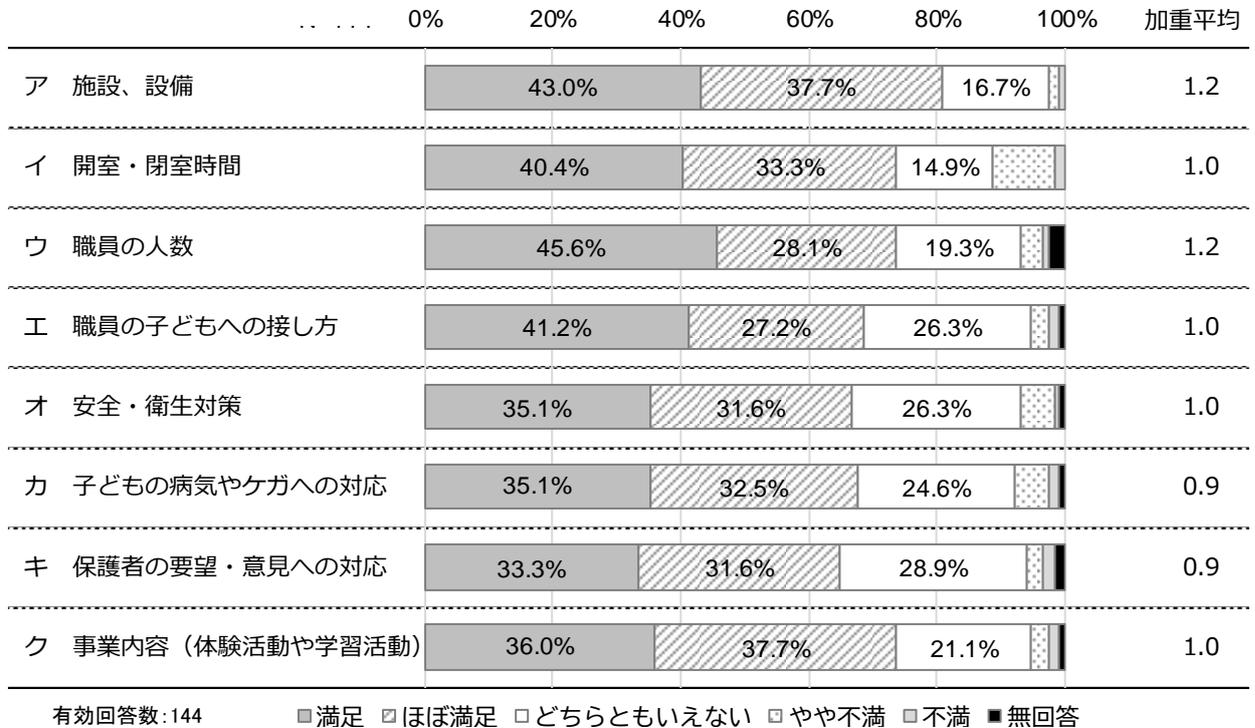


有効回答数: 455

日数平均値は母数が10人未満の場合、数値を薄字で表記

2) 放課後子ども教室の評価（現状利用者）

放課後子ども教室利用者の項目別満足度では、各項目とも満足層（満足＋ほぼ満足）が60～80%を占め、不満層（不満＋やや不満）は10%前後にとどまっているなど、概ね高い評価となっています。

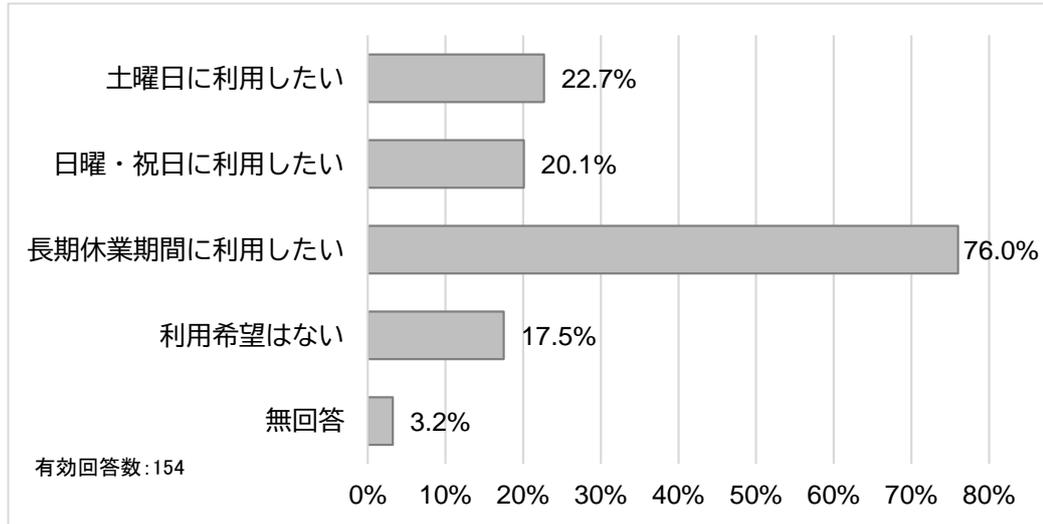


項目	満足	ほぼ満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
ア 施設、設備	43.0%	37.7%	16.7%	1.8%	0.9%	0.0%
イ 開室・閉室時間	40.4%	33.3%	14.9%	9.6%	1.8%	0.0%
ウ 職員の人数	45.6%	28.1%	19.3%	3.5%	0.9%	2.6%
エ 職員の子どもへの接し方	41.2%	27.2%	26.3%	2.6%	1.8%	0.9%
オ 安全・衛生対策	35.1%	31.6%	26.3%	5.3%	0.9%	0.9%
カ 子どもの病気やケガへの対応	35.1%	32.5%	24.6%	5.3%	1.8%	0.9%
キ 保護者の要望・意見への対応	33.3%	31.6%	28.9%	2.6%	1.8%	1.8%
ク 事業内容（体験活動や学習活動）	36.0%	37.7%	21.1%	2.6%	1.8%	0.9%

※複数回答

3) 土日、長期休業中における放課後子ども教室の利用意向（利用希望）

今後「放課後子ども教室」を利用したい人では、「土曜日」の利用希望が22.7%、「日曜・祝日」が20.1%、「長期休業期間」が76.0%で、「長期休業期間」の利用希望が突出した結果となっています。土日、長期休業期間の利用希望がない人は17.5%でした。



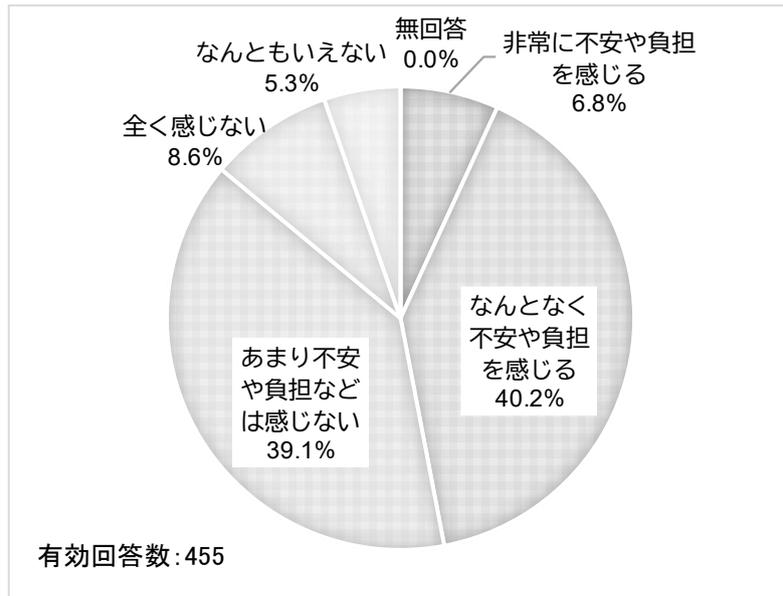
(平均)	始まり	終り	有効回答数
土曜日に利用したい	8時17分	17時14分	34
日曜・祝日に利用したい	8時26分	17時24分	30
長期休業期間に利用したい	8時25分	17時14分	113

から まで

(5) 子育てについて

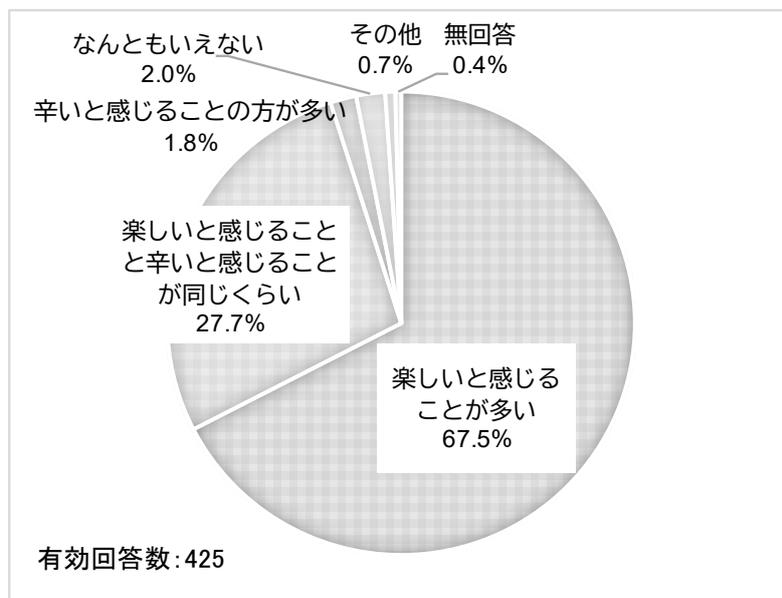
1) 子育てに関する不安感、負担感

子育てに関する不安感や負担感では「非常に不安や負担を感じる」が6.8%、「なんとなく不安や負担を感じる」が40.2%で、合わせて47.0%の人が不安や負担を感じています。これは「全く感じない」(8.6%)、「あまり不安や負担などは感じない」(39.1%)といった不安や負担を感じないとする比率(47.7%)とほぼ同値で、就学前児童の保護者同様、反応は半々に分かれたと言えます。



2) 子育てを楽しんでいると感じる

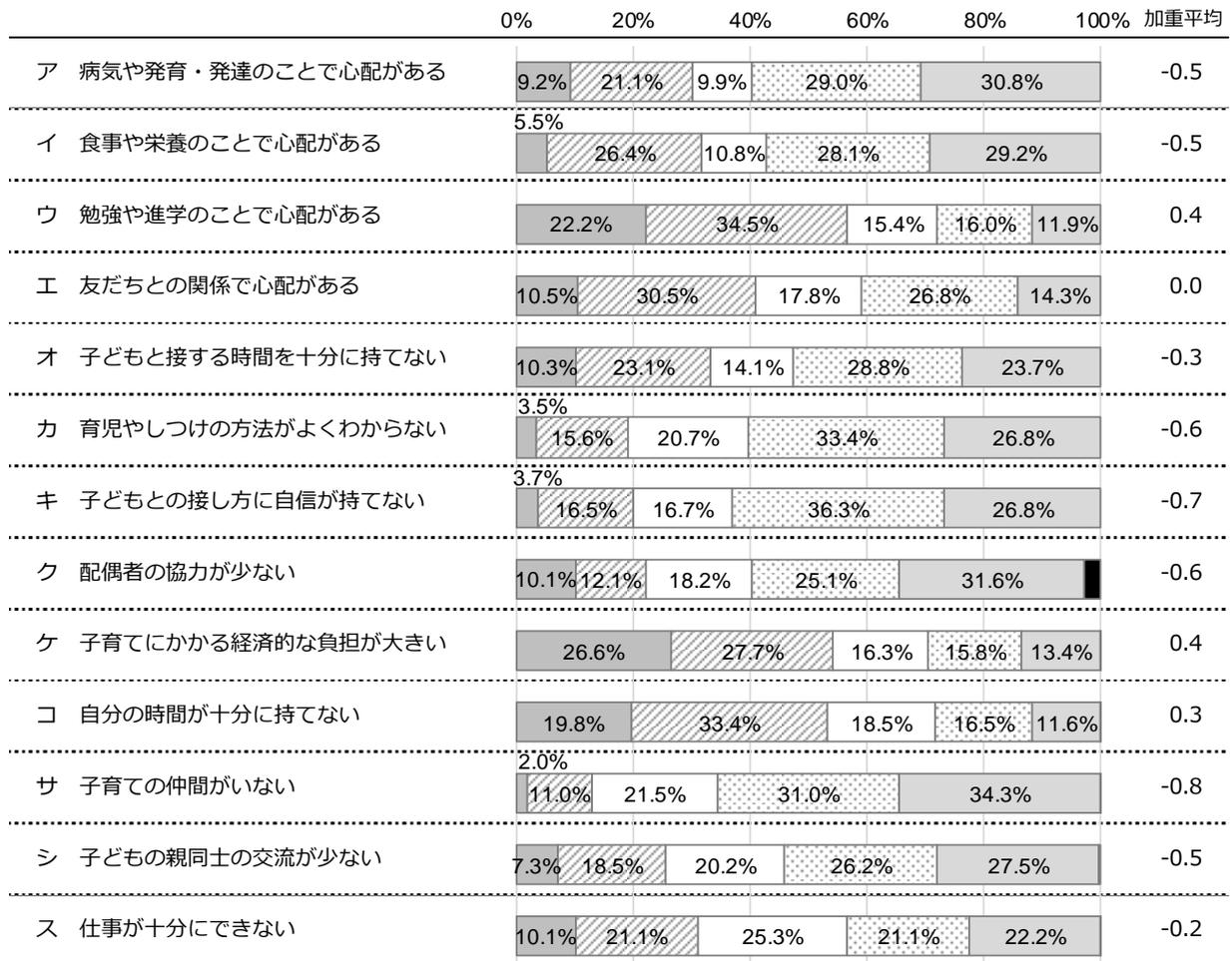
「楽しいと感じることが多い」と答えた人が67.5%で最も多くなっています。「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」は27.7%、「辛いと感じることが多い」は1.8%でした。



3) 子育てに関する悩みや気にかかること

「思う」比率が比較的高い項目は「ケ 子育てにかかる経済的な負担が大きい」、「ウ 勉強や進学のことでの心配がある」、「コ 自分の時間が十分に持てない」等でした。就学前児童の保護者では上がってこなかったウの項目が上がってきています。

「思わない」が比較的高い項目は「サ 子育ての仲間がいない」、「ク 配偶者の協力が少ない」、「キ 子どもとの接し方に自信が持てない」等でした。



有効回答数: 455

■ 思う □ やや思う □ どちらともいえない □ あまり思わない □ 思わない ■ 無回答

項目	思う	やや思う	どちらともいえない	あまり思わない	思わない	無回答
ア 子どもの病気や発育・発達のことでの心配がある	9.2%	21.1%	9.9%	29.0%	30.8%	0.0%
イ 子どもの食事や栄養のことでの心配がある	5.5%	26.4%	10.8%	28.1%	29.2%	0.0%
ウ 子どもの勉強や進学のことでの心配がある	22.2%	34.5%	15.4%	16.0%	11.9%	0.0%
エ 子どもの友だちとの関係で心配がある	10.5%	30.5%	17.8%	26.8%	14.3%	0.0%
オ 子どもと接する時間を十分に持てない	10.3%	23.1%	14.1%	28.8%	23.7%	0.0%
カ 育児やしつけの方法がよくわからない	3.5%	15.6%	20.7%	33.4%	26.8%	0.0%
キ 子どもとの接し方に自信が持てない	3.7%	16.5%	16.7%	36.3%	26.8%	0.0%
ク 配偶者の協力が少ない	10.1%	12.1%	18.2%	25.1%	31.6%	2.9%
ケ 子育てにかかる経済的な負担が大きい	26.6%	27.7%	16.3%	15.8%	13.4%	0.2%
コ 自分の時間が十分に持てない	19.8%	33.4%	18.5%	16.5%	11.6%	0.2%
サ 子育ての仲間がいない	2.0%	11.0%	21.5%	31.0%	34.3%	0.2%
シ 子どもの親同士の交流が少ない	7.3%	18.5%	20.2%	26.2%	27.5%	0.4%
ス 仕事が十分にできない	10.1%	21.1%	25.3%	21.1%	22.2%	0.2%

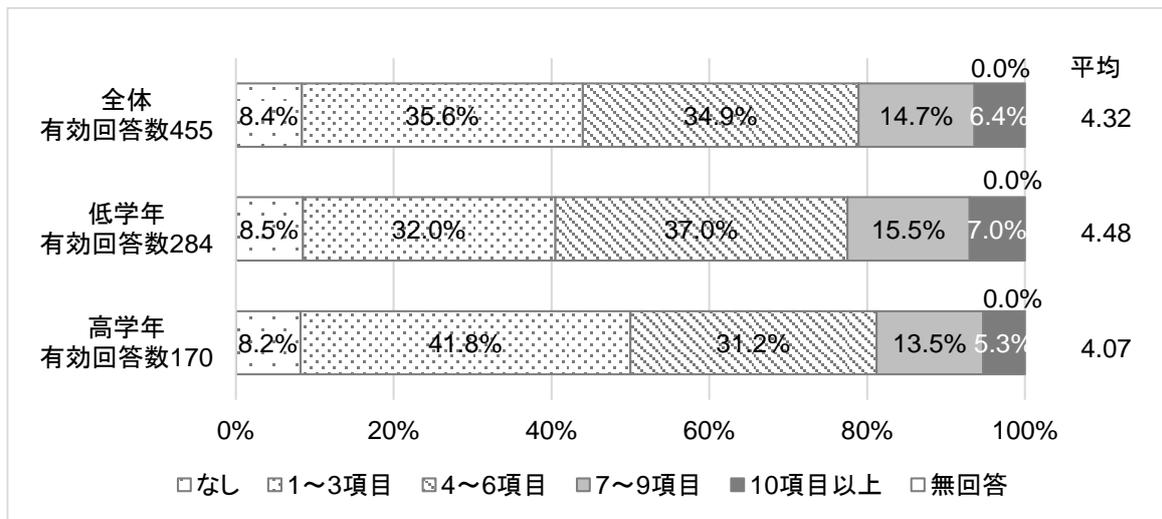
4) 子育ての悩みごとの多さ／少なさ

前ページのア～スの13の悩みごと項目の内、「思う」「やや思う」に回答した項目数をカウントしました。悩みごと「なし」だった保護者は全体の8.4%でした。

7項目以上（13項目の半分以上）に反応した保護者は21.1%でした。平均では4.32項目への反応があり、就学前児童の保護者（4.49項目）よりも若干少なくなっています。

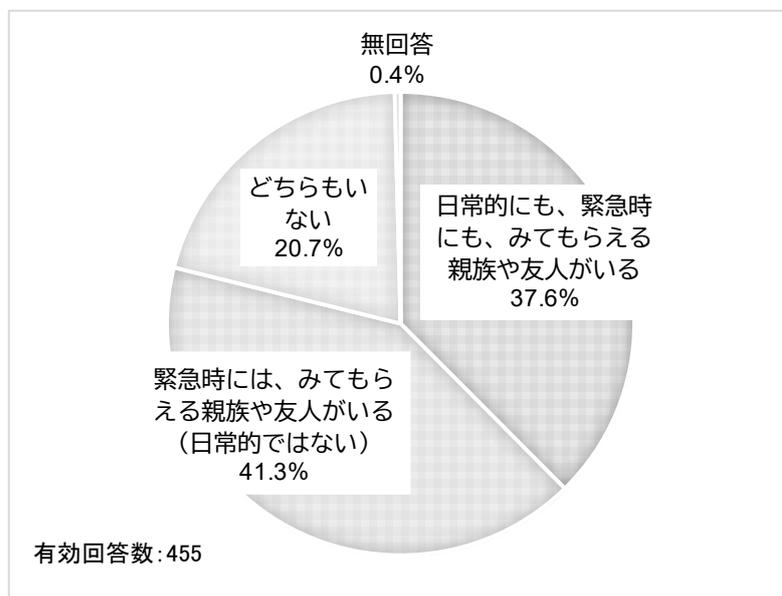
低学年と高学年を比べると、低学年の保護者の方が高学年よりも回答数が多く、平均値では低学年4.48項目に対して、高学年4.07項目です。高学年では1～3項目の人が41.8%と多くなっています。

「思う」「やや思う」に回答した項目数（前ページのア～スの13項目）



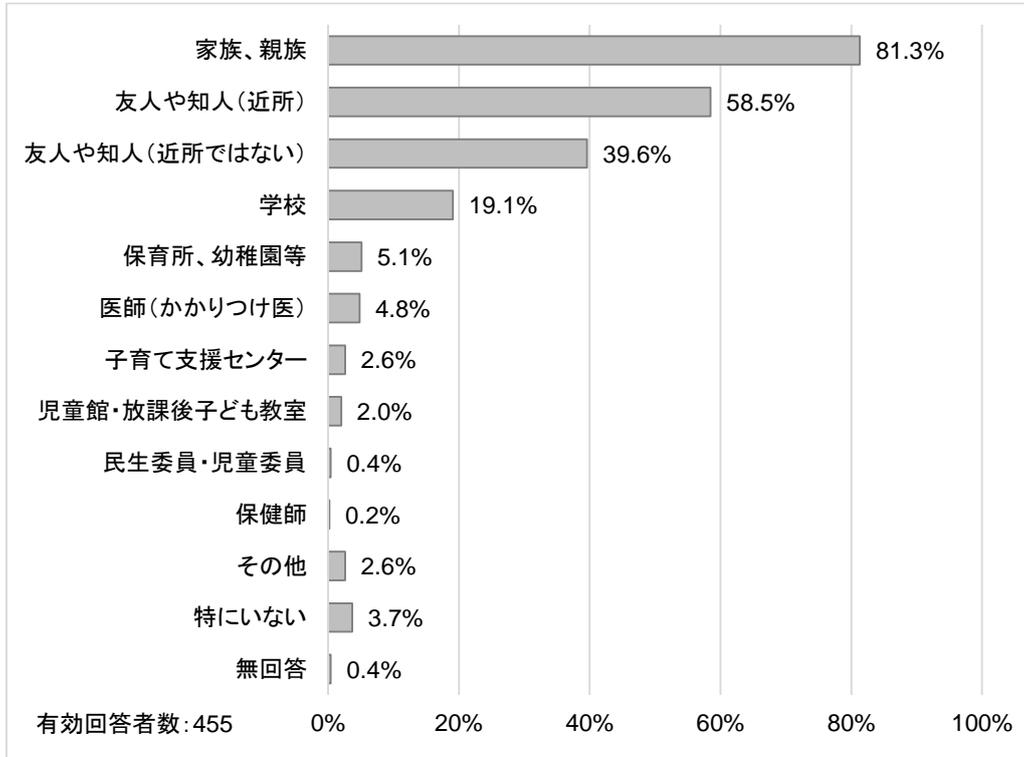
5) 自宅以外で子どもをみてもらえる親族、友人

「日常的にも、緊急時にも、みてもらえる親族や友人がいる」が37.6%、「緊急時には、みてもらえる親族や友人がいる（日常的ではない）」が41.3%、「どちらもいない」は20.7%でした。少なくとも緊急時に身近で頼れる先を持つ保護者は78.9%となっています。



6) 子育てや教育で気軽に相談できる相手

気軽に相談できる相手は「家族、親族」(81.3%)、「友人や知人(近所)」(58.5%)、「友人や知人(近所ではない)」(39.6%)となっており、「学校」が19.1%が続いています。それ以外の気軽な相談先は5%前後以下となっています。「特にいない」は3.7%でした。



複数回答あり

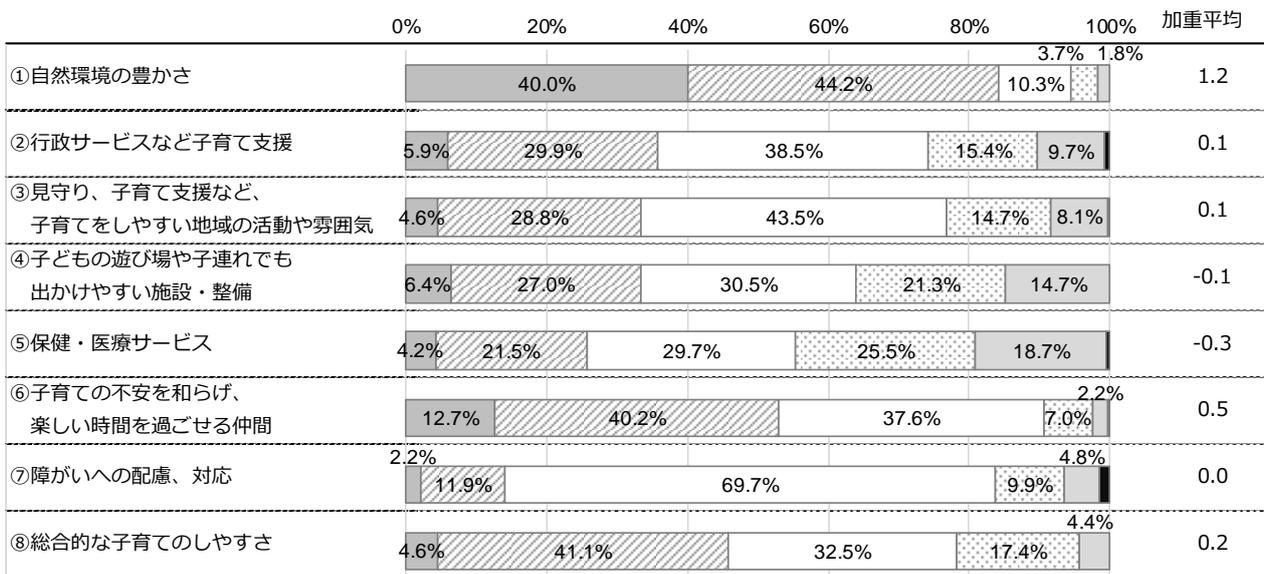
(6) 軽井沢町の子育て環境

1) 軽井沢町の子育て環境（項目別満足度）

軽井沢町の子育て環境満足度では、「①自然環境の豊かさ」（「満足」40.0% 加重平均1.17）が、就学前児童の保護者同様、最も高い評価となりました。次いで高い評価となったのは「⑥子育ての不安を和らげ、楽しい時間を過ごせる仲間」（「満足」12.7% 加重平均0.54）となっています。

評価が比較的低かった項目は、「⑤保健・医療サービス」（「不満」18.7%、加重平均-0.33）となっている点も就学前児童のいる保護者と同様の傾向です。

「⑧総合的な子育てのしやすさ」は加重平均0.24で「ほぼ満足」（加重平均1）に満たない結果で、就学前児童のいる保護者と同様の傾向です。



有効回答数：455

■ 満足 □ ほぼ満足 □ どちらともいえない □ やや不満 □ 不満 ■ 無回答

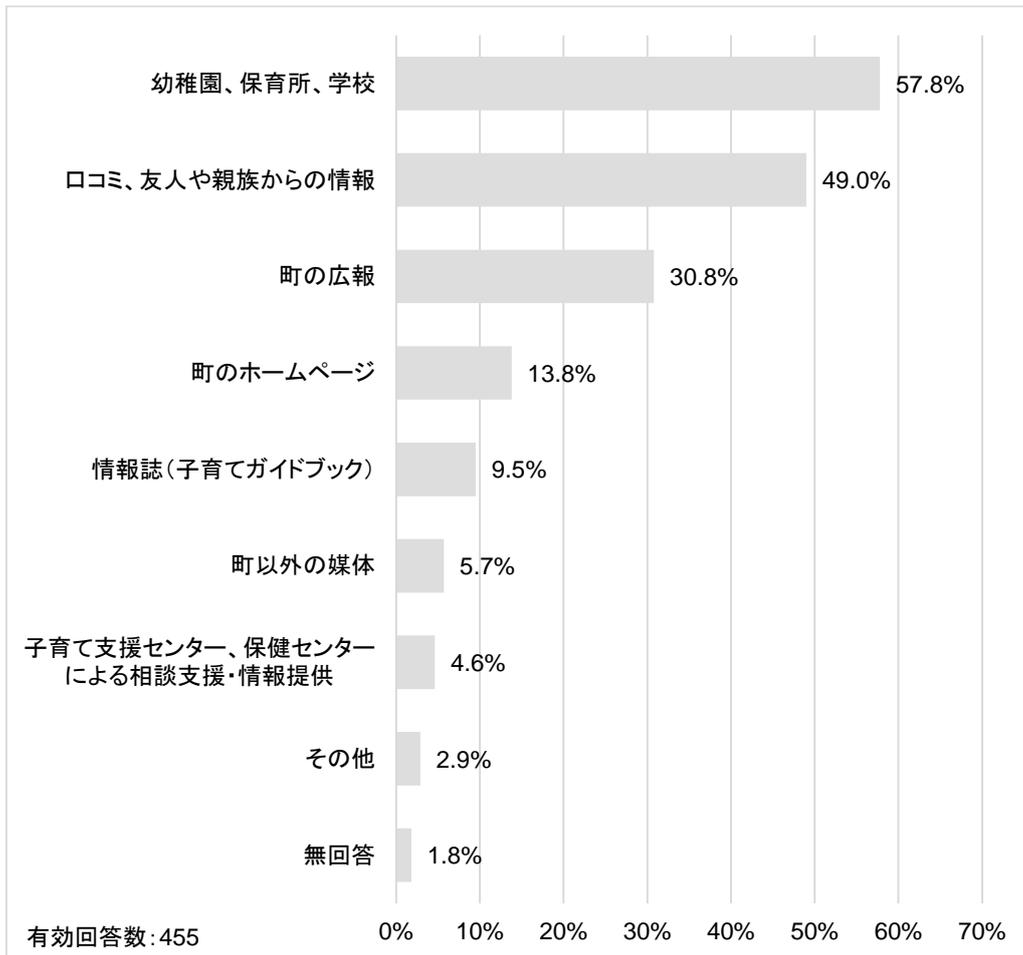
（※加重平均については、P. 22参照）

項目	満足	ほぼ満足	どちらともいえない	やや不満	不満	無回答
①自然環境の豊かさ	40.0%	44.2%	10.3%	3.7%	1.8%	0.0%
②行政サービスなど子育て支援	5.9%	29.9%	38.5%	15.4%	9.7%	0.7%
③見守り、子育て支援など、子育てをしやすい地域の活動や雰囲気	4.6%	28.8%	43.5%	14.7%	8.1%	0.2%
④子どもの遊び場や子連れでも出かけやすい施設・整備	6.4%	27.0%	30.5%	21.3%	14.7%	0.0%
⑤保健・医療サービス	4.2%	21.5%	29.7%	25.5%	18.7%	0.4%
⑥子育ての不安を和らげ、楽しい時間を過ごせる仲間	12.7%	40.2%	37.6%	7.0%	2.2%	0.2%
⑦障がいへの配慮、対応	2.2%	11.9%	69.7%	9.9%	4.8%	1.5%
⑧総合的な子育てのしやすさ	4.6%	41.1%	32.5%	17.4%	4.4%	0.0%

2) 町の子育て支援情報の入手経路

軽井沢町の子育て支援情報の入手経路としては「幼稚園・保育所・学校」が57.8%、「口コミ・友人や親族からの情報」が49.0%、「町の広報」が30.8%となっています。

「子育て支援センター、保健センターによる相談支援・情報提供」は4.6%となっています。



3) 町の子育てに関する意見や要望（自由記述）

町の子育て支援策に関する内容は下表の通りでした。

自営業を含むサービス業に従事する保護者からは、時間外や休日等の子どもの居場所に関する要望が多く寄せられていました。また障がい児を抱える保護者や、孤立感を強めている（いた）人などの記述件数は必ずしも多くはありませんが、周囲から見た「手助けしてあげたい」「何とかしてあげられないか」という意見も含めて、無視できない現実かと想定されます。

なお PTA や地域イベント運営に関しては、地域や学校内でのつながりを重視する意見と、仕事と育児の両立に手一杯という意見がありました。

テーマ	記述内容	件数
●学校に対する意見、要望		
	学校運営、教育内容、教師等に対する要望や意見	80
	学校での PTA や親の当番制への負担感、疑問	29
	給食の内容に関する要望	21
	学用品や教材、制服等に関する意見	9
●子育て支援事業について		
	子育て支援事業の制度やサービスへの改善要望	68
	児童館等子どもの居場所や一時保育の需要（週末、長期休暇を含む）	42
	子育てに関する情報提供や助言、相談窓口、IT化など	27
	支援が必要な人に支援を届けるしくみ	16
●通学路の安全性や子どもの送迎負担等について		
	通学路の安全性、街灯や道路インフラに関する懸念がある	64
	子どもの移動手段/公共交通への要望/送迎の負担	52
●町内の医療環境について		
	小児科、産婦人科等、医療環境が貧弱	58
●町内環境、イベント要望等		
	子どもが利用できるサービスやイベント、商業施設への要望	35
	自然環境や町の魅力についての意見	17
	地域とのつながりについての意見	6
●子育てに関する経済的支援		
	医療費や給食費、学費等の無償化について	34
	子育て家庭の経済的負担軽減について	17
●子どもの遊び場に関する意見		
	公園不足/公園の使い方/遊具の数や質に不満	31
	屋内等、子どもが安全に遊べる施設について	26
●教育に関する意見		
	習い事等学習機会や芸術に触れる機会を増やしてほしい	14
	中学・高校教育への不安、要望	9

4 子どもワークショップの結果

(1) 目的

「第3期軽井沢町子ども・子育て支援事業計画」に向け、子どもの立場から、“子育て”や“親の負担の軽減”、“子どもの自立”などに対する課題や、必要な支援についての意見の表出を促すことが必要となっています。そして、地域に住む子どもたちのニーズや、必要としている支援をまとめ、計画へと反映していくことが求められています。

そのプロセスは、「こども法」に示されているように、子どもの基本的権利を尊重するとともに、子どもが安心して暮らすことのできる町環境の整備や、子どもの社会参加を促す大切な機会と言えます。

このワークショップは軽井沢町における、子ども・子育て支援について、子どもの視点から見た問題点や課題、必要な支援、解決策などを吸い上げることを目的としています。

(2) 日程・場所

子どもワークショップは、小学校に併設する児童館にて合計3回開催いたしました。開催日程・場所は、以下のとおりです。

第 1 回	
日 時	令和6年2月6日(火) 15:00~16:00
場 所	東地区児童館
参加人数	51人程度(※) 1年生:12人、2年生:8人、3年生:17人、4年生:1人 5年生:5人、6年生:1人、不明:7人程度

第 2 回	
日 時	令和6年2月7日(水) 15:00~16:00
場 所	西地区児童館
参加人数	97人程度(※) 1年生:25人、2年生:36人、3年生:18人、4年生:9人、 5年生:7人、6年生:0人、不明:2人程度

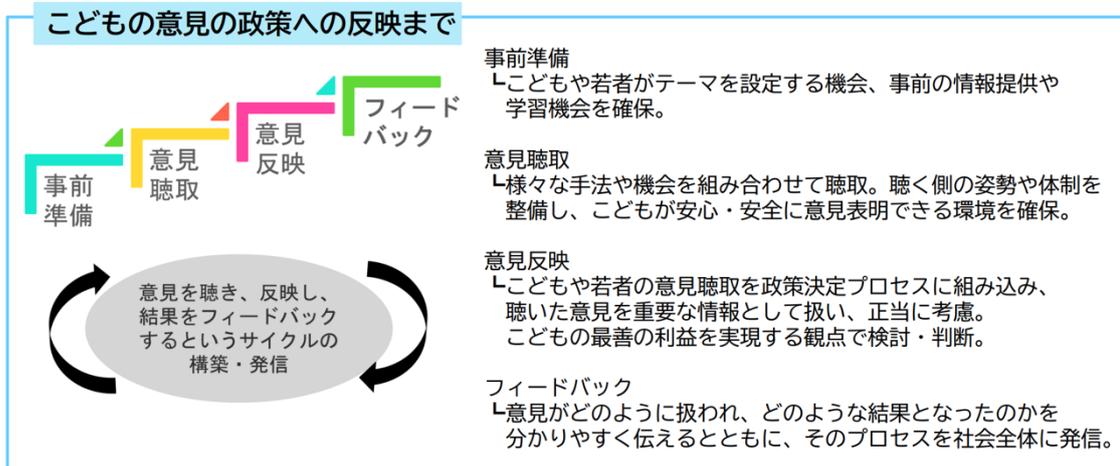
第 3 回	
日 時	令和6年2月28日(水) 15:00~16:00
場 所	中地区児童館
参加人数	94人程度(※) 1年生:37人、2年生:27人、3年生:12人、4年生:9人 5年生:2人、6年生:1人、不明:6人程度

(※) ワークショップ開催時に暫時帰宅する児童がいるため、参加人数は「程度」という表現としました。

(3) ワークショップの位置付け

こども家庭庁の「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」に基づき、今回のワークショップの位置付けを確認しました。

同報告書では、以下のような図のサイクルで、子どもの意見を政策に反映していくことを提言しています。



事前準備的・協調的



① 町を知る

グループ内で協力しながら、町を題材としたゲームやクイズに取り組むこととしました。

自分が住む「軽井沢町」を知り、町の良さや、同時に不便さなどに目を向けることに繋がります。

ex) クイズ、謎解き、すごろく作り、カードゲーム etc.

② 町で暮らすことを知り・考える

実際に、軽井沢町に住んで良かったのか、悪いと感じているのかを個々のこどもの視点から判断し、その要因を考えるようにしました。様々な人の立場になって考えることで、人権感覚を養うとともに、自身の困りごとに目を向けることにも繋がっていきます。

ex) ロールプレイング、ケーススタディ etc.

③ 町で暮らす自分の意見を伝える

自分自身が軽井沢町に住む中で感じている困りごとや、その原因に対して、自由に意見を出し、ワークショップを体験した実感を振り返りとして感想にまとめる作業を行いました。

ex) リフレクション、グループディスカッション etc.

意見聴取的・主体的

上図に示したような①～③の各要素を踏まえ、軽井沢町の現状や、参加する子どもたちの状況を反映したワークショップにしていくとともに、誰もが参加できる環境になるよう心がけました。

(4) 子どもワークショップの内容

1) ワークショップ設計の考え方

今回のワークショップでは、児童館に通う1～6年の小学生を対象に行いました。子ども達からの意見の吸い上げを行う上で、ワークショップ自体を「子どもたちが楽しめるように」ということを第一に目指し、設計を行いました。また、幅広い学年の子どもたちが参加するため、どの学年の子でも無理なく楽しめるようなワークショップを目指しました。

【具体的なワークショップ案】

●テーマ

こどもが語る、かるいざわの子育て支援

●ワークショップ内容

「謎解き」をしながら児童館の中に設置したポイントを巡り、ポイント毎に軽井沢での生活に関する質問に答えてもらうという形式にてワークショップを作成しました。

流れ：謎を解く→答えから次の謎があるポイントを特定し移動→移動先のポイントで軽井沢での生活に関する質問に答える→新たな謎が渡される→謎を解く・・・繰り返し

【謎の例】

謎①

答え くま

9個「ま」がある。

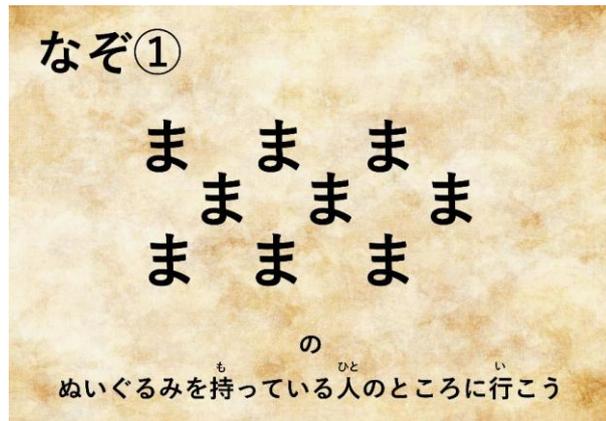
※「9」を「く」と発音

※「く」個「ま」

→くまのぬいぐるみを持っている人のポイントに移動

→質問：あなたが一番相談できる人は？
という質問に答えて

→次の謎を渡す



謎②

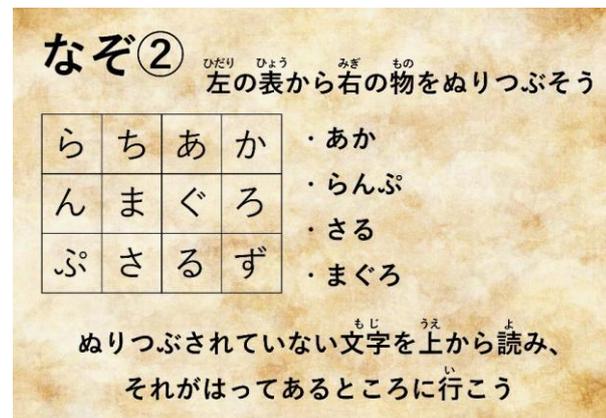
答え 地図

→地図がはってあるポイントに移動

→質問：近く（軽井沢）にあった
らしいと思う場所

→大きな地図を用意しておき、あった
らしいと思うものを付箋に書き、地
図に貼ってもらう

→次の謎を渡す



(5) 子どもワークショップの結果

1) 軽井沢町での生活に関する質問

ア この町にずっと住んでいたいですか？（有効回答者数：236）

回 答	回答者数		回答理由
	人	%	
はい	164	69.5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然が多いから ・ 津波が来ないから ・ 軽井沢に引っ越してきたから ・ 家族や友達がいるから
いいえ	48	20.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が小さく、やることがないから ・ いろんなところで住んでみたいから ・ 冬が寒すぎるから ・ 軽井沢では将来の夢を叶えられないから
どちらともいえない	24	10.2	—

【まとめ】

「この町にずっと住んでいたいか」という質問に対して、「はい」と答えた子どもは69.5%を占めました。

住んでいたい理由として最も多く挙げられたのが「自然が多いから」というものでした。多くの子どもたちが、軽井沢にある自然を大切に考えているようです。また、「別の場所に住んでいたが軽井沢に引っ越してきた」という子どももあり、軽井沢に定住の地としての魅力があることが示唆されました。

一方で、「いいえ」を選択した子どもたちに共通した意見は、「できることが少ない」というものでした。「できること」とは、日々の生活の中での遊びや経験などに加えて、将来を見据えた経験や機会のことを示す意見もありました。

イ この町の好きなところは？（有効回答者数：183人）

順位	回答	理由
1位	自然がある（回答者数：64人、35.0%）	<ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊かで空気が美味しい ・小鳥のさえずりが聞こえる ・自然に囲まれた景色がいい
2位	人が好き（回答者数：42人、23.0%）	<ul style="list-style-type: none"> ・優しい人が多い ・学校の友達が親切 ・優しい友達がたくさんいる
3位	遊び場所がある（回答者数：36人、19.7%）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館が楽しい ・浅間ふれあい公園 ・スキー場やスケートリンクがある
4位	住みやすい（回答者数：19人、10.4%）	<ul style="list-style-type: none"> ・夏は涼しい ・静か ・いろいろなお店がある
5位	魅力的な観光地である（回答者数：16人、8.7%）	<ul style="list-style-type: none"> ・穏やかで、温泉もある ・有名な場所だから綺麗
6位	防災に優れている（回答者数：4人、2.2%）	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな地震が来にくい ・津波が来ない

【まとめ】

子どもたちが考える軽井沢町の良いところに関しては「自然がある」が35.0%と、多くの子どもたちが考えているようでした。子どもたちが普段の生活の中から、軽井沢町の自然の豊かさを認識しており、同時にそれを「良さ」として感じていることが伺えます。

2番目には「人が好き」という、周りの人たちに焦点が当たった回答が多く、自分が住む街の環境の中で、主な構成要素である「人」という欠かすことができない要素をポジティブに捉えることができている子どもたちが多くと考えられます。

以降は「遊び場所がある」「魅力的な観光地である」「住みやすい」という様な、場所としての環境要因を答える子どもたちが見られました。

ウ 住んでいる近くに欲しい場所は？（有効回答者数：152人）

順位	回答	具体例
1位	アミューズメント施設 (回答者数：59人、38.8%)	・遊園地（回答者数：42人） ・ゲームセンター（回答者数：6人） ・映画館（回答者数：4人） ・その他…水族館、温泉、カラオケ etc.
2位	公園（回答者数：25人、16.4%）	
3位	専門店（回答者数：15人、9.8%）	ペットショップ、アパレル、ぬいぐるみ屋さん、100均、宝石店 etc
4位	レストラン（回答者数：14人、9.2%）	
5位	複合施設（回答者数：12人、7.8%）	アミューズメント施設や、レストラン、スーパー等が入っている施設
6位	スーパー、コンビニエンスストア（回答者数：9人、5.9%）	
その他	駅、学校、図書館、空港、交番、運動施設、プール、博物館 etc	

【まとめ】

この町の好きなところにおいては、「遊び場所がある」「魅力的な観光地である」「住みやすい」という様な、場所としての環境要因を答える子どもたちが見られました。

しかし、近くに欲しい場所に関しては、子どもたちが遊べるアミューズメント施設が圧倒的な回答数を占めました。その次に多い回答は公園と、子どもたちは「遊びたい」という思いが強く、それを叶えられるような場所は東京などの都市に比べて少ないと感じている子は多くいるようでした。

2) 相談者に関する質問

あなたが一番相談できる人は？（有効回答者数：186）

回答	回答数・割合	回答数	
		人	%
お父さん		19	10.2
お母さん		78	41.9
きょうだい		16	8.6
祖父母		3	1.6
友達		48	25.8
先生		17	9.1
その他		5	2.7

【まとめ】

「一番相談できる人」として挙げられたのは「お母さん」が41.9%と最も多く、家族を回答した人は全体の62.3%を占めました。このことから、子どもたちにとって、家族、特に母親が相談事をする第一選択肢に挙げられることが分かりました。

一方、「友達」と回答した子どもの割合も25.8%と全体の1/4を超える高さであり、「お母さん」に次いで2番目でした。

子ども・子育て支援を考える上で、子どもの悩みに対して適切に対処する方法を、相談先の紹介などを入れながら家族に周知していくことや、子どもたちに対して、友達から悩みを打ち明けられた時にどうするのが良いかというような内容の情報提供をしていくのも大切だと考えられます。

3) 課外活動に関する質問

やってみたい課外活動は？（有効回答者数：226、多答式）

順位	回答	具体例
1位	自然の中での体験(回答数:111人)	キャンプ、山登り etc
2位	ものづくり体験(回答数:91人)	伝統工芸、キーホルダー作り etc
3位	生活体験(回答数:49人)	お料理教室 etc.
4位	ボランティア体験(回答数:44人)	ゴミ拾い、お年寄りのお手伝い etc
5位	お仕事体験(回答数:43人)	職場体験 etc.
6位	芸術・文化体験(回答数:42人)	博物館見学、美術館見学 etc
その他	街歩き、バスケの試合観戦、スポーツ大会、ショートドラマなどの映像作り	

【まとめ】

課外活動としてやってみたい活動は、キャンプや山登りといった「自然の中での体験」が111人と、最も多くの支持を得ました。「この町の好きなところは？」という質問の答えに対して、「自然がある」と答えた子どもが全体の35%を占めたことから明白であるように、軽井沢に住む子どもたちは自然の恩恵を享受しながら活動することに強い関心があります。また、「ものづくり体験」にも、91人という多くの子どもが興味を示しました。

上記2つの選択肢のような、子どもたちが楽しめる活動に人気を集まりましたが、同時に「生活体験」「ボランティア活動」「お仕事体験」というような、社会性を身につける活動にも関心を持つ子が見られました。

4) ワークショップ参加後における実施後アンケート

ア 今回の活動は楽しかったですか？

(5段階評価法：1.つまらなかった～5.楽しかった)

平均点数：4.33 (有効回答者数：207)

イ 今回の活動は難しかったですか？

(5段階評価法：1.簡単だった～5.難しかった)

平均点数：2.55 (有効回答者数：203)

ウ 感想(抜粋)

- ・すごく楽しかった。
- ・いろんな問題があって楽しかった。
- ・もう一回やりたいくらい楽しかった。
- ・なぞなぞが難しかった。
- ・いつもとは違う毎日だった。
- ・頭を使うのは学校だけだったから、こんなところでも頭を使うことができ嬉しかった。
- ・私はなぞなぞが好きなので最高でした。
- ・今日の思い出になった。
- ・楽しかったし、軽井沢がもっと好きになった。
- ・もう少し難しくしてほしい。友達と協力できたからよかった。

【まとめ】

実施後アンケートの満足度では「楽しかった」と答えた子どもたちが最も多く、5点満点での平均が4.33と高い満足度を得ることができました。また、難易度に関する回答でも5点満点での平均が2.55と、小学1～6年生を対象にしたワークショップであることを考えると、適切な難易度設定にできたと思われれます。

感想では、謎解きが面白かったと答える子どもたちが多く、同時に質問に答えることをおっくうに感じているような意見はほとんどなかったため、今回のワークショップの設計が子どもたちに合っていたことが見受けられます。

5) ワークショップの総括

今回のワークショップは、「第3期軽井沢町子ども・子育て支援事業計画」に向けて子どもたちの意見を政策に反映するための過程として、「事前準備」と「意見聴取」を重点に置いて行われました。

多くの子どもが、「他の町に住んだことがある」という比較対象を持たないこと、また、「町についてどう感じているか」ということを表出化したことがないことを念頭に置き、

- ① 町を知る
- ② 町で暮らすことを知り・考える
- ③ 町で暮らす自分の意見を伝える

という要素をワークショップの中に盛り込みました。

既に述べたように、子どもたちは比較対象を持っていないので、「今住んでいる町は自分にとってどういうものなのか」ということをこれまで考えたことがなかった側面もあり、「町が好きか」といった単純な質問にも頭を悩ませ、時間をかけて考える子どもが多く見られました。謎解きをしながらアンケートに答えるというワークショップの性質上、子どもたちはアンケートを神経質に捉えすぎることなく、笑顔を見せて楽しみながら、生の意見を提供してくれました。当然ながら、自発的に意見を表明できる子どもばかりではなく、自分の意見を表明するのに抵抗がある子どもも見られましたが、そうした子どもたちに対しても「謎解き」というワークショップ形式がうまく作用しました。

ワークショップの感想の中には、「楽しかったし、軽井沢のことがもっと好きになった」といったコメントも見られ、子どもたちが自分の暮らしている「町」というものの存在について意識を向け始めた様子が伺えました。今回のワークショップの当初の目的であった①町を知る、②町で暮らすことを知り・考える、③町で暮らす自分の意見を伝える、という要素は達成されたと考えられます。

一方で、上記に説明したワークショップの性質から、今回のワークショップにおいて吸い上げられた意見は子どもたちの軽井沢に対する思いのほんの1ステップ目と捉えられ、「どのような町になったら暮らしやすいか」というようなより深いアイデア等には至っていない部分があります。

これは、子どもたちが普段からそのような視点では生活していないことから、今回のような意見表出の機会を意識的に作っていくことで、徐々に形成されていくものであると考えられます。

以上のことを踏まえ、「第3期軽井沢町子ども・子育て支援事業計画」においては、今後も継続的に子どもの意見聴取を行うことが重要で、子どもたちが個々の問題意識に気づき、解決策を考えるとといったプロセスへつないで育てていくための唯一の手段だと考えられます。

今回のワークショップをとおして、自分の住む町について意識し始めた子どもたちは、普段の生活する中で町の良さ（便利さ等）、そして悪さ（不便さ等）に目を向けることができるようになり、課題意識を持って更なる意見を表出することが期待できると考えます。

今後もこうしたワークショップを開催し、子どもたちの生の意見や考えていることを把握していきます。



ワークショップの様子

ワークショップまとめ
かわら版

第1回 軽井沢町子ども・子育て支援ワークショップ

2月6日、東地区児童館で「軽井沢町子ども・子育て支援ワークショップ」を実施しました。
子どもたちは謎を解きながら、児童館の中に散らばったポイントを巡り、軽井沢町に住む中で感じていることを答えてくれました。
子どもたちの回答は、これからの町づくりに活かされていきます。参加してくれた子どもたちには、軽井沢町長からの感謝状が送られました。



**東地区児童館の子どもたちは
軽井沢町に対してこう思っています**

どちらともいえない3人 いいよ6人

町の好きな理由ランキング

- 1 自然がいっぱい
 - ・ 空気が綺麗
 - ・ 小鳥のさえずりが聞こえる
- 2 人が好き
 - ・ 家族や友達が好き
 - ・ 人が優しい
- 3 遊ぶ場所がたくさんある
 - ・ 公園がある
 - ・ 児童館が楽しい
- 4 安心して住める
 - ・ 地震、津波が来ない
 - ・ 夏も涼しい
- 5 有名な観光地
 - ・ 有名な場所だから綺麗
 - ・ ルイザちゃんがかわいい

軽井沢から外に出たい理由

町が小さい、できることが少ない
もっと広い社会を知りたい
将来の夢のため東京に行きたい

近くにこれが欲しい!

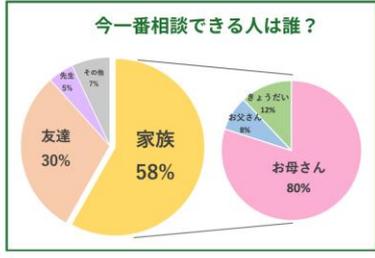
遊園地... 11人
公園... 7人
コンビニ・スーパー... 5人
ショッピングモール... 3人
駅... 2人

好きな放課後の過ごし方

- ・ 家でゲーム
- ・ お菓子を食べる
- ・ 児童館で遊ぶ
- ・ 推しを見る
- ・ ブロックで遊ぶ
- ・ 勉強!
- ・ スポーツをする
- ・ 猫と遊ぶ ... など

この町でずっとくらしたいくですか?

はい 39人 いいえ 6人



- やってみたい活動ランキング**
- 1 自然の中での体験 ... キャンプ、山登り etc.
 - 2 ものづくり体験 ... 伝統工芸、キーホルダー作り etc.
 - 3 ボランティア活動 ... ゴミ拾い、高齢者支援 etc.
 - 4 芸術・文化体験 ... 博物館見学、美術館見学 etc.

実施後アンケート

Q1: 今日の活動は楽しかったですか?
(1. つまらなかった ~ 5. 楽しかった)
平均点数: 4.43

Q2: 今日の活動は難しかったですか?
(1. 簡単だった ~ 5. 難しかった)
平均点数: 2.50

- 感想**
- ・ 楽しかった!
 - ・ もっとやりたかった、またやりたい
 - ・ 楽しかったけど楽しかった
 - ・ あまりこういうことをしないから楽しかった
 - ・ 余裕だった
 - ・ 謎が色々あって面白かった

おまけ: 最近嬉しかったこと♡

- 雪がたくさん降ったのでかまくらを作った
- 一輪車検定に合格した
- 今日 (2/6) みんなで謎解きができた
- いつも優しい家族とお出かけした

第2回 軽井沢町子ども・子育て支援ワークショップ

2月7日、西地区児童館で「軽井沢町子ども・子育て支援ワークショップ」を実施しました。

子どもたちは謎を解きながら、児童館の中に散らばったポイントを巡り、軽井沢町に住む中で感じていることを答えてくれました。

子どもたちの回答は、これからの町づくりに活かされていきます。参加してくれた子どもたちには、軽井沢町長からの感謝状が送られました。



西地区児童館の子どもたちは 軽井沢町に対してこう思っています

町の好きな理由ランキング

- ① 自然がいっぱいある
 - ・自然に溢れている
 - ・景色が綺麗!
- ② 人が好き
 - ・優しい友達がいっぱいいて学校が楽しい
- ③ 遊ぶ場所がたくさんある
 - ・浅間ふれあい公園
 - ・大日向グラウンド
- ④ 有名な観光地
 - ・温泉もある
 - ・羽を伸ばせる
- ⑤ 町がきれい
 - 全部!と答える子も...

どちらともいえない21人 いいえ20人



好きな放課後の過ごし方

- ・家でゲーム
- ・習い事に行く
- ・児童館で遊ぶ!
- ・鬼ごっこ
- ・小説を書く
- ・勉強以外
- ・バスケットをする
- ・コマ回し...など

軽井沢から外に出たい理由
冬が寒すぎる、遊び場所が少ない(公園以外の映画館などの遊び場)

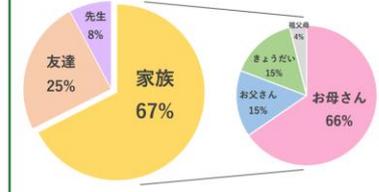
近くにこれが欲しい!

- 遊園地... 27人
- 公園... 12人
- ショッピングモール... 12人
- 映画館... 3人
- レストラン... 3人

その他

- コンビニ、空港、温泉
- 交番、水族館、運動施設

今一番相談できる人は誰?



やってみたい活動ランキング

- ① 自然の中での体験 ...キャンプ、山登り etc.
- ② ものづくり体験 ...伝統工芸、キーホルダー作り etc.
- ③ 生活体験 ...料理教室 etc.
- ④ お仕事体験

実施後アンケート

Q1: 今日の活動は楽しかったですか?
(1. つまらなかった～5. 楽しかった)

平均点数: 4.52

Q2: 今日の活動は難しかったですか?
(1. 簡単だった～5. 難しかった)

平均点数: 2.30

感想

- ・頭を使ったので楽しかった
- ・もっとやりたかった!
- ・難しかったけど、いい思い出になりました
- ・謎解きが好きなので児童館でできて嬉しい
- ・楽しかったし、軽井沢がもっと好きになった
- ・もっと難しくしてほしい...

おまけ: 最近嬉しかったこと♡



第3回 軽井沢町子ども・子育て支援ワークショップ

2月28日、中地区児童館で「軽井沢町子ども・子育て支援ワークショップ」を実施しました。

子どもたちは謎を解きながら、児童館の中に散らばったポイントを巡り、軽井沢町に住む中で感じていることを答えてくれました。

子どもたちの回答は、これからの町づくりに活かされていきます。参加してくれた子どもたちには、軽井沢町長からの感謝状が送られました。



中地区児童館の子どもたちは 軽井沢町に対してこう思っています

町の好きな理由ランキング

- ① 自然がいっぱいある
 - ・自然がたくさんでなにもかも綺麗
 - ・空気もいい
- ② 遊ぶ場所がたくさんある
 - ・スキー場やスケートリンクがある
 - ・サッカー場がある
- ③ 人が好き
 - ・みんなが親切
 - ・みんなが元気
 - ・学校が好き
- ④ 暮らしやすい
 - ・ものが安い
 - ・夏は涼しい

はい72人 いいえ22人



好きな放課後の過ごし方

- ・児童館で本を読む
- ・けん玉
- ・一輪車
- ・鬼ごっこ
- ・ピザまんを食べる
- ・友達とオセロ
- ・音楽教室に行く
- ・お風呂掃除...など

軽井沢から外に出たい理由
・ずっとここにいるのはつまらないから他の場所に行きたい
・冬が寒い

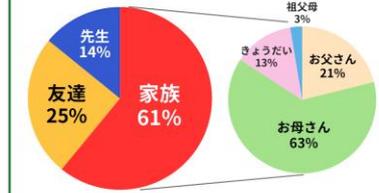
近くにこれが欲しい!

- レストラン... 10人 (寿司屋が圧倒的人気)
- 公園... 6人
- ゲームセンター... 4人
- ショッピングモール... 4人
- 遊園地... 4人

その他

- コンビニ、映画館、カラオケ、新しい学校...など

今一番相談できる人は誰?



やってみたい活動ランキング

- ① 自然の中での体験 ...キャンプ、山登り etc.
 - ② ものづくり体験 ...伝統工芸、キーホルダー作り etc.
 - ③ ボランティア ...ゴミ拾い、お手伝い etc.
- その他: ショートドラマなどの映像作り

実施後アンケート

Q1: 今日の活動は楽しかったですか?
(1. つまらなかった～5. 楽しかった)

平均点数: 4.16

Q2: 今日の活動は難しかったですか?
(1. 簡単だった～5. 難しかった)

平均点数: 2.36

感想

- ・最初は難しかったけど、楽しかった
- ・またこんな謎解きをやりたいです
- ・もう一回やりたくらい楽しかったです
- ・全部クリアできて嬉しかった
- ・いつもとは違う毎日だった
- ・楽しかったけど歩き回って疲れた

おまけ: 最近嬉しかったこと♡



第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

当町の教育・保育提供区域は、第1期計画において地理的条件、教育・保育の利用状況及び施設の整備状況に加えて、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して全町を「1区域」として設定しました。本計画期間においても、次の考え方から全町を「1区域」として設定（継続）します。

《教育・保育提供区域を全町「1区域」とする考え方》

- 教育・保育施設と小学校との連携をさらに進めることができる
- 現行の利用実態に特段の問題がなく、サービスの効率的な提供を継続できる
- 提供区域の変更に伴う利用者やサービス事業者への影響がない
- 計画期間内において、地区の人口バランスを大きく変えるような転入出や出生率の極端な変動は想定できない



2 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 子どもの人数の見通し

令和2年から令和5年にかけて就学前児童（0～5歳）は850人前後で推移しており、小学生の人口は微増傾向となっていますが、令和6年に就学前児童が僅かに減少しています。

将来人口予測は、生産年齢人口が減少に伴い、就学前児童が緩やかに減少していく傾向ですが、小学生については僅かに増加する見通しです。

将来人口予測に基づく本計画期間の未就学児及び小学生の人数の見通しは次のとおりです。

【0～14歳人口の実績と推計（人）】

区分 年度 年齢	実績					計画期間（推計）				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
0歳	85	127	106	81	99	94	92	91	89	87
1歳	124	94	142	123	91	104	100	96	93	89
2歳	152	137	112	156	123	124	120	117	113	109
3歳	155	169	156	135	168	154	153	153	152	151
4歳	167	171	178	170	144	152	147	143	138	133
5歳	170	177	171	187	178	184	187	190	192	195
6歳	165	199	196	204	191	208	214	220	225	231
7歳	161	173	206	197	198	216	226	236	246	256
8歳	162	171	179	213	200	220	232	244	256	268
9歳	172	164	182	187	209	212	222	231	241	251
10歳	175	188	172	183	189	188	191	193	195	198
11歳	168	181	192	176	187	191	194	197	201	204
0～2歳 合計	361	358	360	360	313	322	312	304	295	285
3～5歳 合計	492	517	505	492	490	490	487	486	482	479
6～11歳 合計	1,003	1,076	1,127	1,160	1,174	1,235	1,279	1,321	1,364	1,408
合計	1,856	1,951	1,992	2,012	1,977	2,047	2,078	2,111	2,141	2,172

（実績は住民基本台帳／各年4月1日を基にしたすう勢（トレンド）推計値）

資料：令和2年～令和5年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに算出した推計値。

※次ページのコーホート推計によると、過去の中長期のスパンで人口推計を行うため、直近の人口が減少するなど、現実と乖離した値となるため、近年の急激な社会移動を考慮し、本計画においては、今後5か年の子ども人数の推移は、すう勢（トレンド）推計による推計とした。

【0～14歳人口の実績と推計（人）】（参考）

年度 年齢階層	令和2年 2020年			令和7年 2025年			令和12年 2030年		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
0～4歳	630	304	326	527	274	253	502	261	241
5～9歳	763	384	379	796	459	337	787	457	330
10～14歳	790	365	425	858	429	429	916	442	474
合計	2,183	1,053	1,130	2,181	1,162	1,019	2,205	1,160	1,045

資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和5（2023）年推計）

（2）教育・保育の量の見込みと確保方策（提供体制）

特定教育・保育施設に関する計画期間（令和7年度～令和11年度の5年間）の量の見込みは、過去の利用実績、今後の人口推移、ニーズ調査結果、教育・保育の無償化の影響等を勘案して、次のように想定します。

量の見込みに対する提供体制は、町立保育園、幼稚園、地域型保育施設の有効活用と定員の確保により対応していきます。

区分		令和7年度 計画	令和8年度 計画	令和9年度 計画	令和10年度 計画	令和11年度 計画
1号認定	量の見込み	A	140	140	140	140
	確保方策	B=C+D	140	140	140	140
	特定教育・保育施設	C	100	100	100	100
	確認を受けない幼稚園	D	40	40	40	40
	過不足	E=B-A	0	0	0	0
2号認定	量の見込み	F=G+H	350	350	350	350
	教育ニーズ	G	60	60	60	60
	保育ニーズ	H	290	290	290	290
	確保方策	I=J+K	350	350	350	350
	特定教育・保育施設	J	320	320	320	320
	認可外保育施設	K	30	30	30	30
過不足	L=I-F	0	0	0	0	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	25	25	25	25
	確保方策	N=O+P+Q	25	25	25	25
	特定教育・保育施設	O	25	25	25	25
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0
3号認定 1・2歳児	量の見込み	S	150	150	150	150
	確保方策	T=U+V+W	150	150	150	150
	特定教育・保育施設	U	150	150	150	150
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	0	0	0	0

3 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

一時預かり、延長保育、地域子育て支援事業（子育て支援センター）、ファミリー・サポート・センター等についての令和7～11年度の5か年間にわたる量の見込み等については、次のように想定します。

なお、子ども・子育て支援事業の15事業区分、及びそれぞれの種別として、次のように位置付けられます。

【子ども・子育て支援事業の概要】

法定事業名	当町の事業名	種別			
		相談支援	訪問系事業	通所系事業	その他
(1)利用者支援事業	利用者支援事業	○			
(2)地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	○			
(3)妊産婦健康診査	妊婦一般・産婦健康診査				○
(4)乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業		○		
(5)養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業	養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業		○		
(6)子育て短期支援事業	子育て短期支援事業			○	
(7)子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業			○	
(8)一時預かり事業	一時預かり及び幼稚園の預かり保育			○	
(9)延長保育事業	延長保育事業			○	
(10)病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業			○	
(11)放課後児童健全育成事業	放課後子ども教室				○
(12)実費徴収に伴う補足給付事業	実費徴収に伴う補足給付事業				○
(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業				○
(14)こども誰でも通園制度	新規事業			○	
(15)産後ケア事業	産後ケア事業 ※子ども・子育て支援事業に新規位置づけ	○	○	○	

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者、妊娠している方が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう、関連情報の集約とともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行います。

利用者支援事業 (一般型)	区分	単位	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
利用実績	実施か所数	か所	1	1	1	1	1
提供体制	実施か所数	か所	1	1	1	1	1

(令和6年度は見込み数)

当町では子育て支援センター「るるぱる」に相談・連絡調整を行える職員を配置して事業を行っており、今後も引き続き実施します。また子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく漏れなく対応するためのこども家庭センター型についても実施していきます。

利用者支援事業 (一般型・こども家庭センター型)	区分	単位	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	実施か所数	か所	1	1	1	1	1
提供体制	実施か所数	か所	1	1	1	1	1

(主な担当課：こども教育課)

また、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型支援の推進を図ります。

利用者支援事業 (妊婦等包括支援事業型)	区分	単位	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	利用延べ人数	人回	300	300	300	300	300
提供体制	利用延べ人数	人回	300	300	300	300	300

(主な担当課：保健福祉課)

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業	区分	単位	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
利用実績	利用延べ人数	人回	8,444	7,404	6,282	6,399	7,045
提供体制	実施か所数	か所	1	1	1	1	1

(令和6年度は見込み数)

当町では子育て支援センター「るるぱる」を拠点として事業を実施しており、今後も引き続き子育て支援の多様な交流の機会の充実を図ります。

地域子育て支援拠点事業	区分	単位	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	利用延べ人数	人回	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
提供体制	実施か所数	か所	1	1	1	1	1

(主な担当課：こども教育課)

(3) 妊婦一般・産婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導とともに、妊娠期間中および産後、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。妊婦1人あたり14回分(23枚)、産婦1人あたり2回分の妊婦一般・産婦健康診査受診票を交付しています。

妊婦一般・産婦健康診査	区分	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用実績	利用回数	回/年	2,773	2,280	1,689	2,256	2,000
提供体制	利用回数	回/年	2,773	2,280	1,689	2,256	2,000

(令和6年度は見込み数)

今後も引き続き、妊産婦全員に健康診査受診票を交付し、受診の促進を図ります。

妊婦一般・産婦健康診査	区分	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	利用回数	回/年	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
提供体制	利用回数	回/年	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

(主な担当課：保健福祉課)

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業	区分	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用実績	利用実人数	人/年	120	109	81	100	90
提供体制	利用実人数	人/年	120	109	81	100	90

(令和6年度は見込み数)

今後も引き続き、生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に実施します。

乳児家庭全戸訪問事業	区分	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	利用実人数	人/年	80	80	80	80	80
提供体制	利用実人数	人/年	80	80	80	80	80

(主な担当課：保健福祉課)

(5) 養育支援訪問事業その他要支援児童要保護児童の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

事業の性格上、利用者数の見込みは設定せず、今後も特別な支援や保護が必要な児童・世帯の把握に努め、適切に事業を実施します。

(主な担当課：保健福祉課、こども教育課)

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等によって家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

子育て短期支援事業	区分	単位	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
利用実績	利用日数	日／年	7	0	0	0	31
提供体制	利用日数	日／年	6	6	6	6	6

（令和6年度は見込み数）

今後の需要動向の把握に努めつつ、必要に応じて対応します。

子育て短期支援事業	区分	単位	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	利用日数	日／年	40	40	40	40	40
提供体制	利用日数	日／年	40	40	40	40	40

（主な担当課：こども教育課）

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ファミリー・サポート・センター事業	区分	単位	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
利用実績	利用延べ人数	日／年	98	366	278	249	250

（令和6年度は見込み数）

令和2年度より新事業者への委託を行っています。住民相互の子育て支援活動として需要動向の把握に努め、事業者と連携して事業の周知と会員の確保を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業	区分	単位	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	利用延べ人数	日／年	230	230	230	230	230
提供体制	利用延べ人数	日／年	230	230	230	230	230

（主な担当課：こども教育課）

(8) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間、幼稚園、保育園等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

このうち、幼稚園の預かり保育は、在園児対象の不定期の預かり保育と2号認定相当による定期的な利用(※)です。上記以外の一時預かりは在宅児が対象であり、保育園等の一時的な利用です。

(※) 2号認定相当による定期的な利用とは、就労等による保育認定を受けた上で幼稚園を利用し、幼稚園で預かり保育を利用することです。

一時預かり事業		区分	単位	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
実績	幼稚園の預かり保育	利用延べ人数	人日	2,449	2,906	2,630	2,868	2,468
		実施か所数	か所	1	1	1	1	1
	一時預かり (上記以外)	利用延べ人数	人日	747	454	902	662	571
		実施か所数	か所	2	2	2	2	2

(令和6年度は見込み数)

今後の幼稚園や保育所等における需要を勘案し、一定の利用を見込み、各施設において一時預かりの体制を確保し、柔軟に対応します。

一時預かり事業		区分	単位	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	幼稚園の 預かり保育	利用延べ人数	人日	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
	一時預かり (上記以外)	利用延べ人数	人日	570	550	550	550	550
提供体制	幼稚園の 預かり保育	利用延べ人数	人日	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
		実施か所数	か所	1	1	1	1	1
	一時預かり (上記以外)	利用延べ人数	人日	570	550	550	550	550
		実施か所数	か所	2	2	2	2	2

(主な担当課：こども教育課)

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に保育所等において保育を実施する事業です。

延長保育事業	区分	単位	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
実績 提供体制	利用実人数	人／年	130	108	111	104	120
	実施か所数	か所	4	4	4	6	6

(令和6年度は見込み数)

今後も保育所における延長保育として一定の利用が見込まれることから、引き続き、各保育所における体制を確保し、対応します。

延長保育事業	区分	単位	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	利用実人数	人／年	150	150	150	150	150
提供体制	利用実人数	人／年	150	150	150	150	150
	実施か所数	か所	6	6	6	6	6

(主な担当課：こども教育課)

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児(※)について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

(※) 病児は、病気の治療中にあり、回復期には至らないが症状が安定して入院治療の必要はないと医師が判断した児童です。病後児は、病気の回復期にあり、症状は軽度であるが安静の確保に配慮する必要があると医師が判断した児童です。

病児・病後児保育事業	区分	単位	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
実績	利用延べ人数	人日	2	24	23	29	57

(令和6年度は見込み数)

今後も一定の利用を見込み、佐久定住自立圏事業として10市町村共同で実施する病児・病後児保育を引き続き実施するとともに、町内での対応について需給動向を踏まえつつ適切に検討します。

病児・病後児保育事業	区分	単位	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	利用延べ人数	人日	60	62	64	66	68
提供体制	利用延べ人数	人日	55	57	59	61	63
	実施か所数	か所	2	2	2	2	2
	ファミリー・サポート・センター	人日	5	5	5	5	5

(主な担当課：こども教育課)

(11) 放課後子ども教室

小学校に就学している児童に対し、放課後において児童館及び小学校の施設を使用し、安全かつ安心な活動拠点を設け、地域住民との交流活動等を通じて、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するために行う事業です。

放課後子ども教室		区分	単位	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
実績	低学年	利用実人数	人/年	434	463	450	492	480
	高学年	利用実人数	人/年	327	297	267	295	340

(令和6年度は見込み数)

当町では小学生が安全で安心して楽しく活動できる居場所づくりとして、平成27年度から「児童館」、「放課後児童(学童)クラブ」を一体的に統合した放課後子ども教室事業を小学校に併設する東・西・中地区児童館の3か所で開設しており、今後も継続します。

放課後子ども教室		区分	単位	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
量の見込み	低学年	利用実人数	人/年	500	512	524	536	548
	高学年	利用実人数	人/年	308	309	310	311	312
提供体制	低学年	利用実人数	人/年	500	512	524	536	548
	高学年	利用実人数	人/年	308	309	310	311	312

(主な担当課：こども教育課)

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後も対象となる児童・世帯の把握に努め、特定教育・保育施設等と連携して適切な利用を図ります。

(主な担当課：こども教育課)

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

今後も施設や定員規模等の需給動向を踏まえつつ、適切に支援を行います。

(主な担当課：こども教育課)

(14) こども誰でも通園制度

すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けた制度で、0歳6か月から2歳児を対象に、保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所・地域子育て支援拠点事業所などに対し、月一定時間（1人あたり月10時間で検討）の通園が可能とする制度です。

（主な担当課：こども教育課）

乳児等通園支援事業	区分	単位	年齢区分(歳)	令和7年※	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	利用延べ人数	人日	0	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
			1	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
			2	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
提供体制	実施施設数	施設		1	1	1	1	1

※令和7年度は受入れ体制を整備し、実証的に実施し、令和8年度より本格実施を検討。

(15) 産後ケア事業

産後に安心して子育てをするための支援体制を確保するために、医療機関等にかかり、助産師や看護師からの保健指導や授乳指導等のサービスを受けることができる、産後ケア事業を実施します。日帰りで受けられることができるデイサービス型と宿泊を伴うショートステイ型があります。

（主な担当課：保健福祉課）

産後ケア事業	区分	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	利用延べ人数	人日	280	280	280	280	280
提供体制	実施体制	人日	280	280	280	280	280

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進

(1) 産後の休養及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的な教育・保育施設の提供体制等の確保に努めます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

障がいや医療的ケア等、特別な支援の必要な子どもの健全な発達と生活を支援していきます。

母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進に向け、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保、経済的支援等を進めます。

児童虐待の防止対策として、職員の配置、社会的養護施設との連携等の体制の充実を図ります。

県が行う施策との連携や、当町の実情に応じた施策を、関係機関と連携を密にして展開します。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、働き方の見直しを促進するための広報・啓発、事例の収集・紹介等に取り組むほか、仕事と子育ての両立のための基盤整備として、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

また、県や地域の企業、労働者団体、子ども・子育て関連団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育、保育無償化の一環として、子育てを行う家庭への経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育無償化対象の認定を受けた3歳以上の児童が利用した認可外保育施設、預かり保育、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターに係る施設等利用費を補助します。

また、国が進める「こども誰でも通園制度」などの制度を活用し、子育てを行う家庭と子どもたちへの支援を行います。

第5章 基本施策の展開

1 子育てを支える地域のつながり（多様性を活かす）

結婚や出産を控えた若い世代が子育てに明るい希望を持てるよう、当町の持つ住民の多様性を生かした地域のつながりを強化し、「子育て」と「親育ち」を支援し、子どもがのびのびと育つまちづくりにつなげます。

（1）地域みんなで子育てを推進

保護者だけでなく、地域住民みんなが子どもたちに関心を持ち、励まし合い、自信と喜びを持って子育てできるよう、地域ぐるみの子育てを推進していきます。

施策	内容
相談・支援の充実	町独自の相談体制により、乳幼児期から幼・保・小・中学まで切れ目のない見守りで支えます。 子育てに悩んでいる時、相談相手が欲しい時に気軽に相談に応じられるよう、体制を整え支援していきます。 子どもの健康な成長と発達とともに、保護者自身が不安を解消し、育児ができるよう、切れ目のない支援事業を実施していきます。
相談員の育成	子育て中の家庭からの相談や訪問相談にあたる相談員の育成を図ります。
子どもたちと住民等が触れ合う機会の創出	地域住民、民間団体、区などと子どもたちが触れ合う機会をつくり、地域全体で子どもの関心や子育てに対する理解を深めていきます。

（2）居住者の多様性を活かした地域子育て活動の展開

地域において、子育てを行っている保護者同士の交流や子育てネットワークを拡大していくとともに、町の特徴である多様なライフスタイルを活かしたその輪を広げていきます。

従来からこの町に住む人、新たに移転してきた人、週末滞在などマルチハビテーション型の居住者など、この町に暮らす人々の多様性を活かした地域子育て活動を展開します。

施策	内容
子育てグループ活動への支援	子育てをしている保護者の集まりなどのサークル活動を支援するとともに、居住区単位での活動にも目を向け、地区の特性に応じたコミュニティの子育てに関する活動への支援を行います。 子育て家庭やこれから子育てを担う世代の参加だけでなく、子育てを終えてシニアライフを過ごす人々も含めて、子どもたちと触れ合う活動などの中で、広がりのある、特色ある活動を行います。
地域の子育て支援者の活用	子育てをしている保護者から気軽に相談を受け、軽井沢町に多様なライフスタイルで暮らす人たちの知恵や技能を活用し、適切な情報を提供できるアドバイザーなどを確保していきます。 児童館厚生員、保育士、助産師、保健師、教師、児童相談所、地域の子育て経験のある人たちの力を借りながら、地域における子育て支援者のネットワークを広げていきます。

(3) 様々な世代、芸術、スポーツを通じた交流とふれあい

様々な世代、職業の人とのつながりが子どもの成長の糧になります。今後もスポーツ活動、芸術など独自の地域コミュニティ活動の展開を広げ、世代を超えた交流の場を増やし、人と人の顔が見えるつながりを広げます。

施策	内容
世代間交流・異年齢交流の推進	地域の文化に親しみ、郷土への愛着を育てるためにも、地域の伝統行事などの継承を始め、ボランティアグループや老人会などが一体となって、多世代が一緒に参加できる活動を推進します。 子ども会やスポーツ少年団などを通じた異年齢の子ども同士がふれあう場を増やします。

2 親子の健康と成長を守るつながり（親子がいっしょに）

子どもの健康を支えるための健康診査などを通じて、子どもの成長・発達に関する知識の向上と適切な支援を行うとともに、安心して出産と育児ができる環境をつくり、誰一人取り残すことのないSDGsの考え方に基づく、子育て支援を実施していきます。

(1) さまざまな要請に応える情報提供と相談支援を充実する

健康な心身の成長・発達の基礎をつくる大事な乳幼児期を親子が不安なく過ごせるよう、一人一人の状況に合わせた情報提供と身近で相談できる環境をつくりまます。

施策	内容
成長・発達にあわせた適切な情報提供と相談の充実	各種事業の実施を通じて、子どもの成長・発達の状況に応じ、子どものライフサイクルを考慮した課題・問題などについて、適切な情報提供と相談による支援を実施します。
子育て支援センターの充実	子育て支援センターからの情報提供と、親子で利用しながら気軽に相談できる体制の充実を図ります。

(2) 妊娠から産後の親子の健康づくりをサポートする

妊娠から産後にかけて母子の健康を継続的に支えるため、身近な地域や医療の連携の充実と切れ目のない保健事業を実施します。

さらに、出生から成人まで子どもの成長に合わせた家庭の健康づくりをサポートするために、保健事業を充実させ当町の子育て家族の健康づくりに努めます。

施策	内容
妊娠から産後における保健事業の充実	安心して妊娠や産後の生活、子育てが行えるよう、妊婦一般・産婦健康診査の一部助成、乳幼児健康診査、産前・産後訪問、産後ケア宿泊型事業などを実施し、保護者の経済的負担軽減や産後うつ・虐待予防など、産後のケアに取り組みます。

	助産師・保健師・管理栄養士による出産や子育てについての相談・情報提供に努めます。
スポーツを通じた親子の健康づくり	健康診断などの検診により体の異常を早期発見するだけでなく、親子参加型のスポーツイベントなど健康づくりの機会を創出します。

(3) 障がいの有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり

障がいのある児童本人や保護者の意志を尊重するためには豊富な選択肢が必要であることから、障がいの有無に関わらず子どもは全て地域で育つことがあたり前であるという理念に基づき、障がい児施策を進めます。

2024年4月に開設された児童発達支援センターでは、主に就学前児童で障がいの可能性のある子どもに対し、個々の障がいの状態及び発達の段階・特性などに応じた発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援を行うなど、インクルーシブな教育、療育を推進します。

また、保育所などの機関に対しても療育に関するアドバイスを行うなどの後方支援を行います。

施策	内容
療育支援の充実	<p>【児童発達支援事業の充実】</p> <p>①児童発達支援事業 0歳から就学前の児童を対象に、日常生活の基本的な動作、社会生活への適応性を高める知識や技能の向上、集団生活への適応支援などを行います。</p> <p>②放課後等デイサービス 就学後から高校生までの児童を対象に、放課後や学校の長期休みを利用して、生活能力の向上支援や余暇活動の提供を行います。</p> <p>③ソーシャルスキルトレーニング 支援が必要な子どもを対象に、実践的なロールプレイ（疑似体験）などを通じて、円滑な社会生活に欠かせない技能や人とのコミュニケーション力を高めるトレーニングを行います。</p> <p>④保育所等訪問支援 支援員が保育所などを訪問し、障がい児や支援の必要な児童、保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法などのアドバイスを行います。</p>
相談支援の充実	<p>子どもの育ちや学校生活の様子について相談できる総合窓口となり、電話や来所で保育士やスクールサポーターなどが相談に応じます。福祉サービスを利用する際のサービスなど利用計画の作成を行います。</p>

3 町の特徴を活かしたつながり（子どもたちが主体）

（1）自由に遊び・好奇心を満たす子どもの居場所を整備する

子どもが歩いていける身近な公園や児童館、民間施設の遊び場へのニーズが高まっていることから、子どもたちにとっての遊び場は社会性や協調性、自立心や仲間意識などを育む重要な場所であることなどを踏まえ、子どもの年齢や家庭環境に応じ、のびのびと健やかな育ちの場となり、豊かな遊び場ともなる多様な子どもの居場所づくりとそれにかかわる活動の環境づくりを進めます。

施策	内容
<p>子どもの遊び場の 充実</p>	<p>子どもたちが自由に遊び、過ごすことができる子どもの居場所づくりは、現状の資産を活用しながら、老朽化した施設については改築を検討し、充実に図るとともに居場所とそこでの活動内容をすり合わせた形で、子どもたちのニーズに対応した居場所づくりを検討します。</p> <p>都市公園を含めた公園の充実に努めるとともに、軽井沢町の特徴を損なうことなく、子どもたちが自由に遊ぶことのできる公園整備の在り方について、検討していきます。</p> <p>また、公園内の遊具については、事故防止のため、点検を強化し、改善や更新を行います。子どもが公園で、安心して遊ぶことのできる環境の整備にも取り組んでいきます。</p> <p>運動公園を含む公園で子どもたちが安心して遊び、活動できるように、地域住民の協力を得ながら、公園の見守り、地域での維持管理の仕組みを充実します。</p>

（2）「こぶし教育」の理念による小学校教育を充実する

軽井沢町は、教育の理念として、『こぶし教育』を掲げています。

軽井沢町の町木「こぶし」は、雪解けとともに白い花を梢いっぱい咲かせます。「町教育」は、厳しい環境に耐えて咲く「こぶしの花」に例えて「こぶし教育」と名づけ、心豊かでたくましい軽井沢の子どもを育成することを推進しています。

『こ』 ころ豊かに

「人」「物」「環境」への思いやりを備えた人の育成に努めます。

『ぶ』 ぶんかを育て

国際親善文化観光都市にふさわしい人の育成に努めます。

『し』 しぜんを愛する

軽井沢の自然を愛し、自然環境を守り続ける人の育成に努めます。

子どもたちの活動意欲の向上と学校教育の充実に向けて、子どもたちが軽井沢育ちであることに誇りを持って、学業の成績だけではなく、自分の個性を見つけられる教育の充実と、より魅力的な学校づくりに取り組みます。

施策	内容
放課後子ども教室の充実	小学生が安全で安心して楽しく活動できる居場所づくりとして、児童館に併設した放課後子ども教室では児童厚生員等を中心に学習や児童館内、校庭での遊びを見守るほか、地域の方々を講師とした体験教室を行っております。今後もさらなる充実を図ります。
小学校入学前の取組	幼稚園児・保育園児がスムーズに小学校での生活に慣れるよう、学校体験、幼稚園、保育園の横のつながり、小学校入学前の取組を継続します。 幼稚園・保育園・小学校教職員の学びあいの機会を設け、より良い取組ができるよう、さらなる連携を図ります。
『軽井沢学』の推進	町が誇る教育資源である自然・歴史・文化・人材等を活用した学びや体験を各学齢で実践することで、軽井沢を学ぶだけでなく、軽井沢で学ぶ豊さを享受できる学びを展開し、軽井沢で育つ子どもたちが軽井沢への愛着を持ち、軽井沢の伝統を継承できる人材に育つことを目指します。そのために地域住民の協力を仰ぎ、多分野にわたる方々の協力を得られるように努めます。
幼・保・小・中・高連携の促進	当町では、町内の3つの小学校、中学校、高等学校、ユナイテッド・ワールド・カレッジ I S A K ジャパン、風越学園で7校連携協定を結んでいます。町立・県立・私立など設置者の違いや校種の違いを超えて、交流・連携を推進し、学校及び地域における教育の充実・発展に取り組んでいます。 また、町立保育園、私立保育園、私立幼稚園や町立児童館など様々な特徴の児童施設があり、意見交換や交流を促進し、教育・保育の質を高めていきます。
スクールサポーター（SS）による継続的な相談・支援	町の公認心理師・臨床心理士（SS）が、町内の相談者の状況をほぼすべて把握したうえで、信頼関係を築きながらタイムリーで長期的・安定的な相談・支援を行います。就園前から幼保・小・中・高と継続的に個々の相談者・不登校児童生徒・保護者へプッシュ型支援や、必要に応じて教育施設に対して迅速な指導・助言も行っています。
教育DXの推進	適切なICT等活用により、子どもにも先生にも望まれる教育環境を実現します。 当町は他市町村やGIGAスクール構想実施に先駆けてICT環境を整備し、一人一台タブレット、高速大容量の校内LAN、ICT支援員を各校に配備しており、各校で「授業」、「業務改善」、「不登校支援」等のテーマ別に実践・研究をすすめ、デジタル格差や障がいを乗り越えて、公平で持続可能な教育環境を実現します。

(3) 多様な人々とふれあい、学び、いきいきと活動する

子どもの健全育成のため、家庭・学校・地域の連携を深め、この町を訪れる多様な人々とふれあい、様々な体験を通じた異年齢の交流、世代間交流、子どもの地域活動や社会参加の機会を提供し、ふれあい、学び、いきいきと活動する場づくりを提供していきます。

施策	内容
子どもの健全育成の推進	自然の中での体験活動、生活体験活動、伝統文化の継承活動、様々なボランティア活動など、体験学習の機会を提供します。 地域での子ども会などの各種イベントは、できるだけ子ども自身の手で企画運営するように配慮し、自主性・主体性を育てるために環境を整えます。
職業体験の推進	子どもたちが社会に興味・関心を持ち、「生きる力」を育てるために、企業や福祉の現場での職業体験、優れた芸術・文化にふれる活動などの充実を図ります。
子どもの居場所づくりの推進	児童館、図書館、教育支援センター、放課後子ども教室などを活用し、地域で子どもたちが安心できる居場所づくりを進めます。

4 働きやすさ、育てやすさのつながり（時代のニーズへの対応）

人々の意識やライフスタイルの変化に伴う住民ニーズの多様化に対応し、ニーズにきめ細かく対応した保育サービスの提供と子育て家庭に配慮した子育て支援を行い、子育てと仕事が両立できる環境を創出します。

(1) 多様な保育ニーズに対応した保育サービスの対応

国の制度として発足した「こども誰でも通園制度」や、延長保育や一時保育など、多様な保育サービスの実現を望む声に応じた保育サービスの展開を図っていきます。

子育て家庭の親が、働きやすい環境づくりの実現に向け、気軽に利用できる子育て拠点を整備するとともに、仕事を持たない保護者に対しても「こども誰でも通園制度」などを利用し、ゆとりある子育て環境づくりにより、リフレッシュ支援などを目的とする保育サービスの充実を図ります。

施策	内容
多様な保育サービスの提供	休日保育や延長保育など、保育ニーズの多様化に対応する保育サービスの充実に努めます。 保育サービスに関する情報提供を積極的に行うとともに、相談の窓口についても周知を図ります。
安全な保育サービスの提供	保育園施設について、必要に応じて修繕を行います。 不審者の侵入防止については、関係機関の連携を図りながら、研修などを行うほか、安全な保育サービスの提供に努めます。

(2) ライフスタイルの多様化に合わせた子育てしやすい就労環境

子育て家庭において「出産=退職、あるいは復職しても育児休暇取得に対しての職場理解が得られにくい」「育児が一段落したあとで再就職が難しい」という状況も勘案し、家事や育児の分担、男性も含めた企業社会での働き方の見直しを働きかけていくため、国・県とともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及や男女共同参画社会づくりに向けた取組を進めます。

施策	内容
働き方の見直しに向けた啓発	男女がともに子育てに参加し、ともに仕事と両立できるよう、育児休業制度の普及を進めるとともに、子育て中の就労時間の短縮など、子育てのしやすさにつながる制度の充実を企業に呼びかけていきます。
子育て後の再就業支援	求人情報の提供や再雇用制度の情報収集・普及に努めるほか、出産や育児のために退職した方の再就職・再雇用を支援し、企業の制度改革を呼びかけていきます。

(3) 親の不安の解消や孤立化を防止する支え合いと自立の促進

離婚や未婚の増加に伴い、全国的にひとり親家庭が多くなる傾向にあります。

複数の問題に直面することの多いひとり親家庭に対し、母子家庭、父子家庭等の状況に応じて、精神的、経済的な不安の解消や孤立化の防止、経済的な支援などによる自立支援に取り組めます。

施策	内容
ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、子育てや日常生活の相談、就業に関する相談、経済的な支援、就労に必要な技能や知識を身に付けるための情報提供を充実します。

5 子どもが安心できるつながり（安心の子育て）

子どもが事故や事件に巻き込まれないよう、安心して子どもが育つ地域を目指して、地域、警察、保育所、学校などのネットワークを推進します。

また、当町の持つ文化・風土を考慮し継承した、地域の住環境、道路交通環境、公共施設などの整備・設計にユニバーサルデザイン（※）の視点を取り入れたまちづくりは、SDGsの考え方に基づいた持続可能なまちづくりです。

こうした考え方にに基づき、当町の個性を子どもたちに伝え、持続可能な町の風土の継承を推進します。

（※）ユニバーサルデザインとは、年齢や障がいの有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人を利用できるように設計することです。

(1) 子育てしやすい住環境を確保する

子育て世代を中心に住宅へのニーズが広がっていることを踏まえ、当町の持つ豊かな自然環境を保全し、子育てしやすい住環境の創出に取り組みます。

施策	内容
子育てを支援する 住環境の確保	住環境については、民間事業者による宅地造成が進められています。 当町では、公営住宅法に基づく町営住宅の適切な家賃設定により、子育て支援を行います。

(2) 地域で守る安全な子育て環境を整備する

妊産婦、子ども、子ども連れの人が気軽に外出できるよう環境の整備を進めます。

地域住民みんなで子育てを支援する環境づくりを進め、地域で安全な子育て環境を目指していくための検討を行っていきます。

全国各地で子どもに危険が及ぶ交通事故や犯罪被害が発生していることを踏まえ、公民館活動や民生児童委員の協力のもと、警察や自治会との連携を図りながら、地域ぐるみで子どもを守っていく体制の強化を進めます。

施策	内容
公共施設の ユニバーサル デザイン化推進	歩道未整備区間の安全性確保を進めます。 子ども連れやベビーカーでも安心して歩けるスペースをつくるため、排気ガスなどの環境面やデザイン面にも配慮した歩道の新設、既存歩道の拡幅や段差解消、公共施設のユニバーサルデザイン化を推進します。
子育て支援設備の 普及	公共の新設トイレは障がい者や乳幼児の利用に対応した多目的トイレの設置を進めるほか、商業施設などのトイレにベビシートや授乳スペースの確保など、子育て支援設備の必要性の啓発と普及を促進します。
「こどもを守る 安心の家」の充実	子どもたちの緊急避難場所である「こどもを守る安心の家」について、町内の事業所やご家庭に一層のご協力をお願いし、子どもたちの安全を守る地域づくりをさらに広げていきます。 教育・保育施設では、非常時への対応の研修を継続的に実施します。
安全・安心な まちづくりの推進	通学路などの防犯灯や、保育園・児童館等の防犯カメラは、今後も必要に応じて設置していきます。 「地域の子どもは地域で守る」意識を高め、犯罪が起こりにくい、連帯感のある地域社会をつくるため、声かけ運動など、地域の協力をお願いしていきます。
子どもの交通安全を 確保するための 活動の推進	警察、学校、保育園などと連携しながら、実践的な交通安全教育に努めるとともに、交通指導員や「子ども見守り隊」など、地域の協力を得ながら街頭指導を実施し、地域ぐるみで子どもを交通事故から守る活動を推進します。

施策	内容
<p>虐待・いじめ・ 不登校・差別の防止</p>	<p>相談しやすい窓口を整備し、保護者の子育てで不安や悩みが大きくなる前に解消していきます。</p> <p>子どもや保護者からの発信を見逃さないよう、子育て支援センター、保健師、保育士、養護教諭、スクールサポーター 等が連携して、虐待等の未然防止と早期発見に努めます。</p> <p>また、児童福祉関係職員の定期的な研修会への参加や他施設（私立、町外など）との意見交換会を実施し、専門知識のアップデートやスキルアップを図り、子どもや保護者が安心・信頼して利用できるよう支援の質の向上に努めます。</p>



第3期軽井沢町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 軽井沢町教育委員会 こども教育課

〒389-0111

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2353 番地1

電話:0267-45-8672 FAX:0267-46-1152

メール:jido@town.karuizawa.nagano.jp